# 第三次

# 国立市子ども総合計画



平成 28 年 3 月

国立市

私は国立の落ち着いた雰囲気が大好 きです。できることなら将来もずっ と国立に住み続けたいです。今は大 学受験のことで悩みは尽きません が、周りに頼れる大人がたくさん居 るので安心です。国立市が今と変わ らず今後も自然豊かな落ち着いた街 であることを望みます。 (高校生・女子)

子供が自転車に乗れるよう練 習できる場所、機会がほしい。 (保護者)

> 高齢者向けの福祉が大事ですが、子育て 支援にもっと目を向け、充実させて魅力 ある国立市にして欲しい。また、文教都 市として大学・高校の生徒と、国立市の **小学生・幼児がふれあう場があったらい** いなあと思います。市が積極的に関わっ てやってほしい。(保護者)

一人ひとりの思いを共有して、 ·緒に作り上げていく!すて きです(^o^) 小さな声でも大き な成果が生まれると思います。 楽しく遊んで学んでください。 (「パネル展」観覧者)

私はしょうらいかんごしさんになって、多くのかんじゃさんを一人でも速く病気から救ってかんじゃさんを一人でも速く病気からみんなのあげたいです。そのために今の内からみんなり後に立つことやこまっている人がいたら助けてなばたいです。はあたとはみんな一人一人がでなばたいです。 校にソフレスでしまっている人かいにつ助けてあげたいです。望むことはみんな一人一人が自分の事を好きになって、人の事も大切にできるようになる事です。理由は、一人一人がきをるようになる事です。ではればいいかかまっくだいかばった。 るようになる事です。 は出は、一人一人かさを つければいじめやぎゃくたいやぼうりょくが この世界からなくなるからです。 (小学生•女子)

す。(保護者)
あキャンプがあったらなぁと思いまるチャンプなど。同じ境遇の人と話せ子供と一緒に遊べる所。母子家庭だけ ませけ

(小学生・男子) に住みたい。

いてほしい。(保護者) 密接に生活出来るような世のせめて2才位までは子供が母 の中に

y o U o Love (高校生・男子)

(中学生・男子)を今より多く開いてほしい。 をりまりを積極的に呼んでイベント外国人を積極的に呼んでイベント に、充実させてほしい。(保護者)に、充実させてほしい。(保護者)を援が不十分。未来ある子供のため少子化といわれている中、子育て支

学校で祝祭合奏団として参加しました。 大好きな音楽で国立市に関われて楽し かったです。また機会があればやりたい です。国立市大好きです。国立市の人は みんな優しいです。国立市は自然が豊か です。最近、マンションやコンビニが増 えて少しショックだけどこのまま平和 な国立が続けばいいなと思います。 (高校生・女子)

(保護者) は、安全安心が多く、安全安心が多く、安全安心がある。 これから いと願います。
く静かな場所で
く静かな場所で

ほしいです。(高校生・男子)安くて楽しめる商店街等

(保護者) (保護者)

(高校生・女子)です。今日本語のべんきょうがんです。今日本語のべんきょうがんかだいです。 (小学生・男子)ではたらきたいで です。い国立市役所 本んい

台の有無など。(保護者)があまりなくて困ることがあります。トイレを貸してもらえるマークがあまりなくて困ることがありま子供を連れて出かけたとき、トイレ

声に出せば誰かが必ず聞いてく れるので、どんどん思っているこ と、こうした方がいいなーと思うこと、声に出していけるといいと 思います。 (「パネル展」観覧者)

私のしょうらいの夢は薬剤師です。学校のたいと思いました。(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のとうとがありました。時期です)の活動で認知症の人々に歌をいました。6年生になったらまた入るつの合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっての合唱団(3~4年生のときにはいっている。

と思います。(小学生・男子)すい国立市をつくってほしいむので、お年寄りがすごしやむので、お年のがすごしやいない。

(小学生・男子)にしていきたいです。 にしていきたいです。 うけいれて、笑顔のたえない町 みんなが仲良く、どんな人でも (保護者) です。手当等、充実していてす。手当等、充実しているりがとうございます。 のがとうございます。

私は今日、はじめて国立に来ました。みなさんが思っていることを、こうやってきちんと伝えていて、そしてそれを受け取って答えて <mark>くれる人がいて、</mark>そんな場所がある国立は、 とっても素敵なまちだなあと思いました。 <mark>いろんな人といろんなことを体験して、素敵</mark> な毎日を過ごしていってください。 (「パネル展」 観覧者)

私は将来英語を使った仕事がし たいです。そして私のまわりにも 英語が好きな友達がたくさんい ます。なので外国人の方と交流で きるイベントがあると楽しいの ではないかと思います。 (小学生•女子)

(中学生・男子) でボランティア活動をたくさんしていきたいと思う。 かになることがしたい。 なのんしていきたいと思う。

さのた

子楽

小供しい学市に

学生・男子)市を1週間やってほしい。い祭りを増やして欲しい。

(「パネル展」観覧者)
(「パネル展」観覧者)

一人親家庭同士の合コンのようなもの を開いたら良いと思います。やはり子 <mark>育ては父母が協力するもので、一人で</mark> はもちろん祖父母などでは体力的にも 難しくなり将来も不安。市内で縁があ れば、子供も転校等を気にせず安心で きると思います。(保護者)

で参加したい。(保護者)のなど、地域で行う行事に親子い。親子カフェなどあったり教祭親子で遊べる場所がもっと欲し

住みなれたところから、就学のためにと国立へ転居してきました。子どもが 将来、国立に住んでてよかったと思える る街作りをお願いします。(保護者)

うつやふさぎこむ大人のための、交流場所の充実を、おねがします。一緒に会話やスポーツなどをする場をもうけ るなど、市をあげて、何かに取りくむなど(ギネスに挑戦 など)多摩川沿いの河川敷で、ギネスに挑戦、たこあげや 綱引きやバーベキューなど。市民が一丸となって、1つの ものに取りくめるイベントがあれば、老若男女がふれあえ る交流の場となるのではないでしょうか。(保護者)

感じています。養育者の負担が少し でも軽減出来るような取り組みを、 行政として積極的に行って欲しいと 思います。(保護者)

【声・コメントの出典】

①平成27年度アンケート調査・自由記述欄より

対象:市内在住の小学校5年生、中学校2年生、高校2年生、 小学1・2・3年生保護者、ひとり親家庭保護者

他市から転居してきて、国立市は子

ども支援が充実しているように感じ

ている。子育て支援は、孤立しがち

な養育者への支援。とても大切だと

②「子どもの意見」パネル展・観覧者からの子どもたちへのメッセージ



ほしいです。 (保護者) 資格や就職支援をして

保護者) にりできればありがたいです。 でいただいたり宿題を教えていいます。例えば習字教室や将棋りあえる場を作っていただけたけたけたがあればのお年等がははいかは、 。 い棋を だ教と関



(けえ思わ地 保たていり域





















# はじめに

国立市では、子どもたちの育ちを、親とともに地域のおとなたち全体で支える仕組みを実現し、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、平成15年3月に「第一次国立市子ども総合計画」を策定いたしました。これは、急速に少子化が進行する中、次代の社会を担う子どもたちが健やかに成長し、また、安心して子育てができる環境作り等を図るため、国が平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、全国の市区町村に対して「次世代育成支援対策行動



計画」(平成17年度から平成26年度の前期後期合わせて10年間)の策定の義務付けに先立つ取組みでありました。

その後、平成23年度から平成27年度の5ヶ年を計画期間とした、「第二次国立市子ども総合計画」を策定し各施策に取組む中で、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は目まぐるしく変化してまいりました。

少子化の進行や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭の孤立感や負担感の増す中、家庭や地域の養育力の低下が相まって、子育て家庭への一層の支援の必要性が高まっています。さらに、子どもの貧困やひきこもりなど、生きづらさを抱えた子ども・若者も増大しており、子ども・若者に寄り添った支援が求められています。

平成27年度よりすべての子どもたちが、笑顔で成長していくため、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。国立市では、「第三次国立市子ども総合計画」の策定にあたっては、「児童の権利に関する条約」の基本原則である「子どもの最善の利益の実現」を最優先に考えてまいりました。

今こそ、いじめ・暴力・虐待・不登校・性の問題・しょうがいのある子ども・外国籍・多様な文化的背景を持つ子どもなど、子ども全員が一人の例外もなく、人間らしく・子どもらしく・自分らしく生きていけるよう、子どもの命・存在・成長発達を家庭・学校・施設・地域が支え、子ども自身が支えられているという実感を持てるまちづくり、安心・安全な子育てができるあたたかいまちづくりが必要です。

「第三次国立市子ども総合計画」の基本理念である「子どもと家族と地域が輝き末来へつながるまち~いきいき子育ち・わくわく子育て~」には、このような想いが強く反映されております。

今後、本計画の各取組みの実現に向け、行政が一丸となることはもとより、各方面の関係者の方々とこれまで以上に手を取りながら計画を推進してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「国立市子ども総合計画審議会」の委員並びに市民アンケート等にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28 年3月

国运市長 佐藤 一夫



第1章 計画	策定にあたって	1
1 計画策分	三の背景	3
	≧の趣旨	
3 計画の位	立置づけ	4
4 計画の対	过象	5
5 計画の其	月間	5
第2章 子ど	も・子育てを取り巻く国立市の状況	7
1 国立市0	0人口と世帯の状況	9
	)少子化の状況	
3 子ども・	· 若者の状況	14
4 アンケー	- ト調査等の概要	19
第3章 計画	の基本的な考え方	25
1 計画の基	基本理念	27
	7点	
3 計画の基	基本方針	29
4 施策の体	坏系	30
5 計画の重	重点的取組み	31
6 計画の推	<b>É</b> 進体制	32
第4章 子育	ち支援	33
子どもの気	F齢に応じた支援制度【子育ち支援】主な取組み	35
	子育ち支援	
施策目標 1	ありのままの自分でいられる場所づくり	37
施策目標2	2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり	56
施策目標3	3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり	69
第5章 子育	て支援	91
子どもの年	F齢に応じた支援制度【子育て支援】主な取組み	93
	子育て支援	
	妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり	
施策目標2	2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり	107
第6章 地域	支援	117
子どもの気	F齢に応じた支援制度【地域支援】主な取組み	119
	地域支援	
	こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり	
	2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり	
おわりに		143

資料		145
1	国立市子ども総合計画審議会条例	147
2	諮問書	149
3	国立市子ども総合計画審議会委員名簿	150
4	国立市子ども総合計画審議会の経過	151
5	国立市子ども総合計画推進会議設置要綱	152
6	国立市子ども総合計画推進会議の経過	154
7	用語説明	155
<b>附</b> 1 2	編 国立市放課後子ども総合プラン 国立市保育方針	159

<ul> <li>予子どもの権利内容を学び、共に活かそう ~なぜ必要か、どのように取り組むか~</li> <li>予子どものコトには、子どもの意見を! ~「子どもの意見」バネル展~</li> <li>中高生の参加・参画を進めています! 子どもが「使う・つくる・活かす」ホームページを目指して</li> <li>本好き集まれ! YAすたっふによる "図書館のススメ"</li> <li>「みんな、ボクを支えてくれてありがとう!」~ほっとファミリー(養育家庭)の声より~</li> <li>発達支援室・通所事業「び~す」</li> <li>勉強がわかる、居場所ができる、中高生への学習支援「LABO☆くにスタ」</li> <li>みみな集まれ!! 「じどうかんまつり」</li> <li>子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」</li> <li>自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンブ・ブレーバーク~</li> <li>親子で参加できる農業体験</li> <li>くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~</li> <li>歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~</li> <li>くにっ子 輝く未来探し ~い学生の交流事業~</li> <li>今にこず子 輝く未来探と ~い学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>一緒にスボーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん事業~</li> <li>・ 古子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>・ 支え合いの子育で支援 ●見代版「みんなで子育で」を ~ファミリー・サポート・センター事業~</li> <li>・ すどもの質因対策と社会的養護の必要性</li> <li>・ 子どもの質因対策と社会的養護の必要性</li> <li>・ 子どもにとっての最高の読み間かせ ~保育の現場から①~</li> <li>ト デレンを表え 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>・ すびりと輩の見扱から②~</li> <li>・ 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li> ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li></li></ul>		
<ul> <li>中高生の参加・参画を進めています! 子どもが「使う・つくる・活かす」ホームページを目指して</li></ul>	<ul><li>▶子どもの権利内容を学び、共に活かそう ~なぜ必要か、どのように取り組むか~</li></ul>	43
<ul> <li>本好き集まれ! YAすたっふによる"図書館のススメ"</li> <li>「みんな、ボクを支えてくれてありがとう!」〜ほっとファミリー(養育家庭)の声より〜――――――――――――――――――――――――――――――――――――</li></ul>	▶子どものコトには、子どもの意見を! ~「子どもの意見」パネル展~	44
<ul> <li>▶ 「みんな、ボクを支えてくれてありがとう!」〜ほっとファミリー(養育家庭)の声より〜</li> <li>▶ 発達支援室・通所事業「ぴ〜す」</li> <li>▶ 勉強がわかる、居場所ができる、中高生への学習支援「LABO☆くにスタ」</li> <li>▶ みんな集まれ!! 「じどうかんまつり」</li> <li>▶ 子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」</li> <li>▶ 自然や人とふれあう野外体験 〜児童館キャンプ・ブレーパーク〜</li> <li>▶ 親子で参加できる農業体験</li> <li>▶ くにたちから世界へ羽ばたこう! 〜青少年海外短期派遣事業〜</li> <li>▶ を歴史に学ぶ平和の尊さ 〜青少年国内交流事業〜</li> <li>▶ くにっ子 輝く未来探し 〜小学生の交流事業と中学生の職場体験〜</li> <li>▶ 一緒にスポーツに親しもう! 〜社会体育関連イベントの紹介〜</li> <li>▶ 安心して産み育てることができるように 〜ウェルカム赤ちゃん教室〜</li> <li>▶ お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります 〜こんにちは赤ちゃん事業〜</li> <li>▶ 支え合いの子育で支援 ●現代版「みんなで子育て」を 〜ファミリー・サポート・センター事業〜</li> <li>▶ 子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>▶ 子ぐしたち子どもとお散歩Book 〇・1・2」をご活用ください!</li> <li>▶ 子ぞもにとっての最高の読み聞かせ 〜保育の現場から①〜</li> <li>▶ 「ブレ思春期」講座</li> <li>▶ 自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶ 食べ物は命のもと 〜保育の現場から②〜</li> <li>▶ 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ ある日の放課後学習支援教室から 〜国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S)〜</li> <li>▶ 子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶中高生の参加・参画を進めています! 子どもが「使う・つくる・活かす」ホームページを目指して	45
<ul> <li>●発達支援室・通所事業「ぴ〜す」</li> <li>●勉強がわかる、居場所ができる、中高生への学習支援「LABO☆くにスタ」</li> <li>●みんな集まれ!! 「じどうかんまつり」</li> <li>●子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」</li> <li>●自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンプ・ブレーパーク〜</li> <li>●親子で参加できる農業体験</li> <li>●くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業〜</li> <li>●を史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業〜</li> <li>● くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験〜</li> <li>● 一緒にスボーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介〜</li> <li>● 安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室〜</li> <li>● お子さんの育方を一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業〜</li> <li>● 支え合いの子育で支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業〜</li> <li>● 子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>● 「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご括用ください!</li> <li>●子ぞもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①〜</li> <li>● 「ブレ思春期」講座</li> <li>● 自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>●食べ物は命のもと ~保育の現場から②〜</li> <li>地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>●ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S)〜</li> <li>●子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>●ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶本好き集まれ! YAすたっふによる"図書館のススメ"	46
●勉強がわかる、居場所ができる、中高生への学習支援「LABO☆くにスタ」  → みんな集まれ!! 「じどうかんまつり」  → 子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」  → 自然や人とられあう野外体験 ~児童館キャンプ・プレーパーク~…  → 親子で参加できる農業体験  → くにたちから世界へ別ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~…  → 歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業と  → 一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~…  → 安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん事業~…  → 支え合いの子育で支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~…  → 予さもの貧困対策と社会的養護の必要性  → 「くにたち子どもとお散歩Book О・1・2」をご活用ください。  → 子ぞもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~…  → 子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~…  → アル思春期」講座  → 自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座  → 食べ物は命のもと ~保育の現場から②~。  → 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を  → ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S)~…  → 子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して。  → ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント。  - ***********************************	▶「みんな、ボクを支えてくれてありがとう!」~ほっとファミリー(養育家庭)の声より~	50
● みんな集まれ!! 「じどうかんまつり」  ● 子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」  ● 自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンプ・ブレーパーク~…  制発子で参加できる農業体験  ● くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~…  ● 歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~…  ● 全にっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~…  ● 一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~…  ● 安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~…  ● お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~…  ● 支え合いの子育て支援 ● 現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~…  ● 妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~…  ● 子どもの貧困対策と社会的養護の必要性  ● 「くにたち子どもとお散歩Bok O・1・2」をご活用ください!  ● 子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~…  ● 「プレ思春期」講座  ● 自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座…  ● 食べ物は命のもと ~保育の現場から②~…  ● 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を  ● ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~…  ● 子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して…  ● ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント…	▶発達支援室・通所事業「ぴ~す」	62
<ul> <li>→子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」</li> <li>▶自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンプ・プレーパーク~</li> <li>▶親子で参加できる農業体験</li> <li>▶くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~</li> <li>▶歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~</li> <li>▶くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>→結にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>⇒安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li> <li>⇒方さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>・支え合いの子育て支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~…</li> <li>●妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>「くにたち子どもとお散歩Book 0・1・2」をご活用ください</li> <li>子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>「プレ思春期」講座</li> <li>自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>→子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶勉強がわかる、居場所ができる、中高生への学習支援「LABO☆くにスタ」	68
<ul> <li>●自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンプ・ブレーパーク~</li> <li>●親子で参加できる農業体験</li> <li>●くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~</li> <li>●歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~</li> <li>●くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>●一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>●安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li> <li>● お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>●支え合いの子育て支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~…</li> <li>● 妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご活用ください</li> <li>●子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>●子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>「ブレ思春期」講座</li> <li>●自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>●食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>●ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>●子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>●ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	<b>▶みんな集まれ!! 「じどうかんまつり」</b>	75
<ul> <li>▶親子で参加できる農業体験</li> <li>◇くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年国内交流事業~</li> <li>○歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~</li> <li>○くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>○一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>○安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li> <li>○お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>○支え合いの子育て支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~…</li> <li>○ 妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>○子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>○「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご活用ください</li> <li>○子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>○子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>○「プレ思春期」講座</li> <li>○自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>○食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>○地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>○ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S) ~</li> <li>○子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>○ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」	77
<ul> <li>▶くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~</li> <li>▶歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~</li> <li>▶くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>▶一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>▶安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li> <li>▶お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>▶支え合いの子育て支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~</li> <li>▶ ●妊娠中から産後まで、サボーターがお手伝い ~育児支援サボーター派遣事業~</li> <li>▶子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>▶「くにたち子どもとお散歩Book 0・1・2」をご活用ください!</li> <li>▶子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶古を物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンプ・プレーパーク~	82
<ul> <li>▶歴史に学ぶ平和の尊さ ~青少年国内交流事業~</li> <li>◆くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>▶一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>▶安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li> <li>▶お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>▶支え合いの子育て支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~</li> <li>▶●妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>▶子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>▶「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご活用ください</li> <li>▶子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S) ~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶親子で参加できる農業体験	83
<ul> <li>▶くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~</li> <li>▶一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li> <li>▶安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li> <li>▶お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li> <li>▶支え合いの子育て支援 ●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~…</li> <li>▶●妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>▶子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>▶「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご活用ください</li> <li>▶子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S) ~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~	85
<ul> <li>▶一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~</li></ul>		
<ul> <li>▶安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~</li></ul>	▶くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~	87
<ul> <li>▶お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~</li></ul>	▶一緒にスポーツに親しもう! ~社会体育関連イベントの紹介~	89
<ul> <li>▶支え合いの子育て支援</li> <li>●現代版「みんなで子育て」を ~ファミリー・サポート・センター事業~</li> <li>▶ ●妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>▶子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>▶「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご活用ください</li> <li>▶子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶ 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>		
<ul> <li>▶●妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~</li> <li>▶子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li> <li>▶「くにたち子どもとお散歩Book О・1・2」をご活用ください</li> <li>▶子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>	▶お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~	99
<ul> <li>▶子どもの貧困対策と社会的養護の必要性</li></ul>		
<ul> <li>▶「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」をご活用ください</li></ul>		
<ul> <li>▶子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!</li> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>		
<ul> <li>▶子どもにとっての最高の読み聞かせ ~保育の現場から①~</li></ul>		
<ul> <li>▶「プレ思春期」講座</li> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S) ~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>		
<ul> <li>▶自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座</li> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業 (A・S・S) ~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>		
<ul> <li>▶食べ物は命のもと ~保育の現場から②~</li> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>		
<ul> <li>▶地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を</li> <li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~</li> <li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li> <li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li> </ul>		
<ul><li>▶ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S) ~</li><li>▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して</li><li>▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント</li></ul>		
▶子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して		
▶ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント		
<ul><li>▶地域でつながる子育て支援 —— その可能性</li></ul>		
	<ul><li>▶地域でつながる子育て支援 ―― その可能性</li></ul>	142

# 第1章

計画策定にあたって

# 🃜 1 計画策定の背景

我が国では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び 事業主が行動計画を策定することを通じて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、 育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備などを進めてきました。合わせて同年 には、「少子化社会対策基本法」を制定し、少子化に対処するための総合的な施策の推進 を図ってきました。

続いて、平成26年度を最終年度とする「次世代育成支援対策推進法」における行動計画終了後の対策を見据え、平成24年8月にいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

これにより、地方公共団体は乳幼児期を中心とする子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業の整備を含む「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

また、10 年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、子どもが健 やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、平成37年3月 まで延長されています。さらに、少子化対策の効果が十分に認められない中で、総合的か つ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成27年3月には、「少子化社会 対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」が策定されています。

通算すると国は 20 年以上にわたって、少子化対策や子育て支援対策の計画的実施に取り組んできておりますが、残念ながら目に見える形では好転していません。

今日、子どもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増しています。 子どもの貧困は悪化し続けており、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態 にあります。

児童虐待に関する相談対応件数も毎年増加しており、その背景には、子育ての孤立感・不安感・負担感の増大が認められます。さらに、不登校やいじめ、若者のひきこもりなども深刻化しており、子どもたちはストレスの多い環境の中で生きづらさを募らせていると考えられます。

こうした背景において、平成 22 年4月には「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、これを受け、同年7月、「子ども・若者ビジョン」が策定されました。「子ども・若者ビジョン」においては、すべての子ども・若者の成長・発達を応援するとともに、困難を抱えている子ども・若者やその家族を支援することとしています。

さらには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、 貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等 を図るため、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

国立市では、以上のような国の新しい施策を活用すると同時に、一人ひとりの子どもや若者、これから親になろうとする人や子育てをする保護者が、地域の温かい人間関係の中で多様な人々と出会い、自分らしく成長できるまちづくりを目指すことが必要であり、その手段として総合的な子ども計画の策定・実施に取り組んでまいります。

# 🧼 2 計画策定の趣旨

昨今の子どもと子育て家庭を取り巻く情勢を背景に、本市では平成 15 年に「国立市子ども総合計画」を策定し、平成 17 年には「国立市子ども総合計画」の下位計画(アクションプラン)として「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援対策行動計画(前期)」を、平成 22 年には「次世代育成支援対策行動計画(後期)」を策定しました。さらに平成 23 年には「第二次国立市子ども総合計画」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

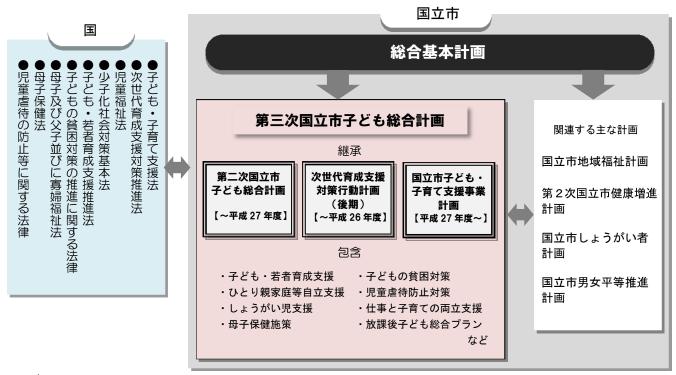
また、「子ども・子育て関連3法」に基づき、子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定める「国立市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定しました。これは、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画であり、「第二次国立市子ども総合計画」の下位計画(アクションプラン)となるものです。

「第二次国立市子ども総合計画」は、平成27年度で計画の最終年度を迎えることから、本市においても地域をあげて、社会全体で子どもとその家庭を支援する総合的な計画として、「第三次国立市子ども総合計画」を策定するものです。

# 🌞 3 計画の位置づけ

本計画は、「第二次国立市子ども総合計画」及びその下位計画(アクションプラン)である「次世代育成支援対策行動計画(後期)」「国立市子ども・子育て支援事業計画」を継承する計画です。

また、「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「少子 化社会対策基本法」の大綱、及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を勘案し、子ども・ 若者の育成支援、子どもの貧困対策、少子化対策、ひとり親家庭への支援策についても定 めます。



# 🧵 4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等の様々な主体とします。

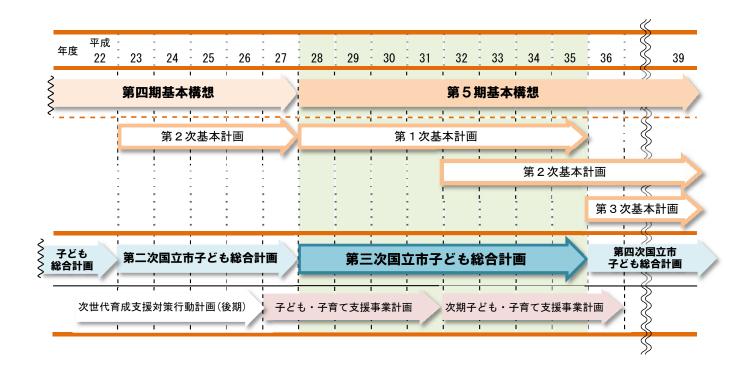
ただし、課題を抱える若者の自立支援については、おおむね39歳以下を対象とします。

# 🌞 5 計画の期間

本計画の上位計画である「国立市総合基本計画」は、「第5期基本構想」が平成28年度から平成39年度までの12年間であり、「第1次基本計画」は平成28年度から平成35年度の8年間で、4年ごとの見直しとしています。そのため、本計画の期間は上位計画との施策の連動性等を考慮し、平成28年度から平成35年度までの8年間とし、平成31年度に中間評価を行います。

ただし、「子ども・子育て支援事業計画」が「子ども・子育て支援法」により5年を一期と定められているため、上位計画である「子ども総合計画」と計画最終年でずれが生じますが、上位計画が1年間先行する形となるため、下位計画に施策等を反映させ、計画の整合性を図ります。

また、国や都の施策の動向、社会経済情勢の変化や市民の意向などを的確に読み取り、必要に応じて適宜見直しを図ります。



# 第2章

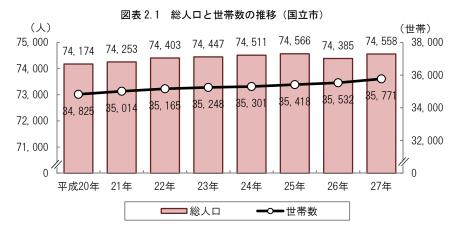
# 子ども・子育てを取り巻く 国立市の状況

# 🌞 1 国立市の人口と世帯の状況

## (1)総人口と世帯数の推移

総人口は平成 25 年まで緩やかな増加傾向でしたが、平成 26 年に減少に転じ、平成 27 年は再び増加しています。

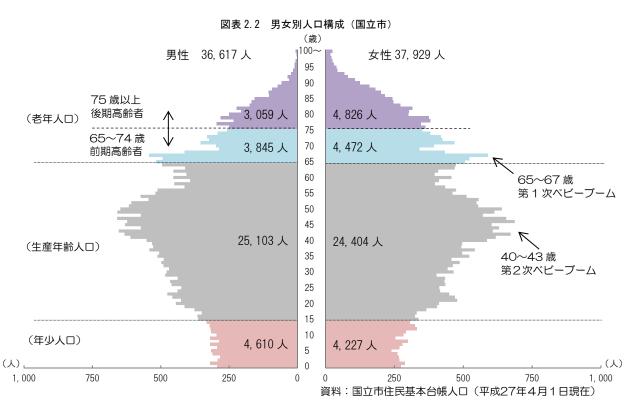
一方で世帯数は増加傾向が続いており、1世帯あたりの人員が減少傾向にあることが わかります。



資料:東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

### (2) 男女別人口構成

平成 27 年4月1日現在の男女別の人口構成は、年少人口(O~14 歳)では男性が383人、生産年齢人口(15~64 歳)では男性が699人、老年人口(65 歳以上)では女性が2,394人それぞれ多くなっています。特に75歳以上の後期高齢者では女性が1,767人多くなっています。



## (3) 将来人口の推計

将来人口の推計は、平成27年をピークに減少傾向に転じると予測されています。

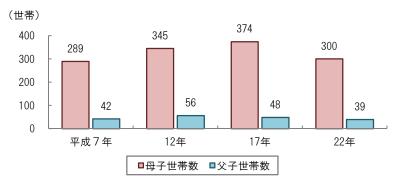
▶ 推計値 実績値◀ (人) 74, 541 74, 403 74, 558 74. 440 73, 818 73, 030 72, 074 80,000 70, 913 6, 562 7, 799 7, 973 8, 775 9, 667 10, 478 10, 691 11, 054 7, 473 8, 288 8, 460 8, 471 8, 126 60,000 8, 367 9, 503 10, 589 40,000 51, 080 49, 607 49, 254 48, 282 47, 192 45, 367 43, 376 41, 154 20.000 8, 818 9, 288 8, 864 8, 854 8, 912 8, 833 8, 504 8, 116 0 27年 48年 平成22年 28年 32年 36年 40年 44年 ■0~14歳 □15~64歳 ■65~74歳 ■75歳以上

図表 2.3 将来人口の推計(国立市)

資料:国立市

## (4) 母子世帯・父子世帯数の推移

国勢調査によると、平成 22 年の母子世帯数は 300 世帯、父子世帯数は 39 世帯となっています。



図表 2.4 母子世帯・父子世帯数の推移(国立市)

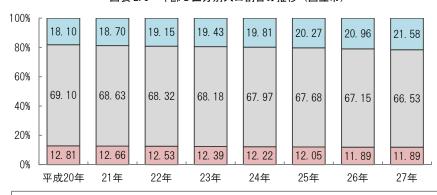
資料:総務省国勢調査

※母子(父子)世帯とは、未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

# 🌞 2 国立市の少子化の状況

## (1)年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合は 12%程度で下降傾向にあり、生産年齢人口割合も下降傾向で推移し、平成27年1月1日現在、平成20年から2.57ポイント低下しています。その一方、老年人口割合(高齢化率)は上昇傾向にあり、平成20年から3.48ポイント上昇しています。



図表 2.5 年齢 3区分別人口割合の推移(国立市)

■年少人口(0~14歳)割合 ■生産年齢人口(15~64歳)割合 ■老年人口(65歳以上)割合

資料:東京都の統計 住民基本台帳による東京都の世帯と人口 各年1月1日現在

## (2) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率(女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数)は、平成 17 年には 0.96 まで低下しましたが、平成 26 年は 1.24 となっています。

平成18年から東京都を上回っていますが、全国と比べると低い値で推移しています。

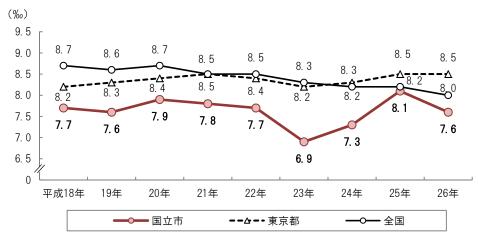


図表 2.6 合計特殊出生率の推移(国立市)

資料:東京都人口動態統計

## (3) 出生率(人口千対)の推移の比較

出生率(人口千人あたり)は、平成 18 年以降、全国及び東京都を下回って推移しています。平成 25 年には 8.1%まで上昇しましたが、平成 26 年は 7.6%となっています。



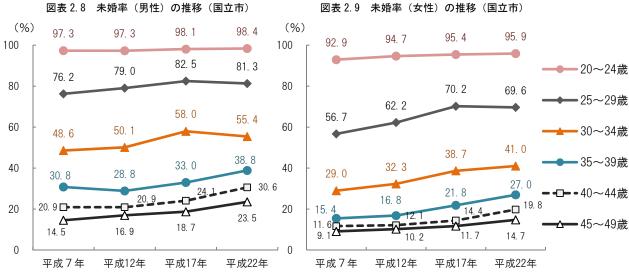
図表 2.7 出生率 (人口千対) の推移 (国立市)

資料:東京都人口動態統計 ※‰ (パーミル):千分率

## (4) 未婚率の推移

男性の未婚率は、25~34 歳では平成 17 年まで上昇傾向にありましたが、平成 22 年に低下に転じています。35~49歳では上昇傾向が続いており、35~39歳は38.8%、40~44歳は30.6%となっています。

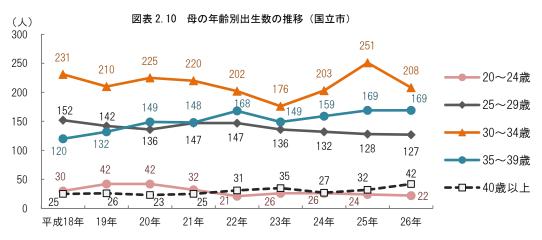
女性の未婚率は、25~29 歳を除いて上昇傾向にあり、30~34 歳は 41.0%、35~39 歳は 27.0%となっています。



資料:総務省国勢調査

## (5) 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、25~29歳の出生数が減少傾向にあり、平成20年からは35~39歳の出生数が25~29歳を上回り、30~34歳に次いで出生数が多い年齢層となっています。

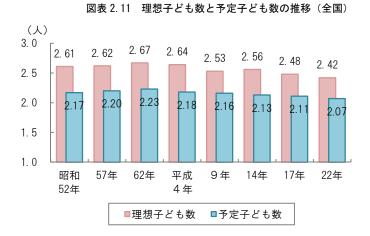


資料:東京都人口動態統計

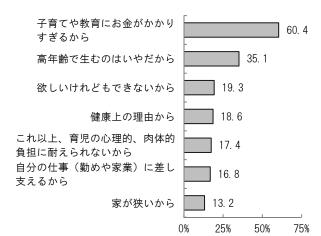
### (6) 理想の子どもの数と実際にもつつもりの子どもの数

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回の第13回調査に引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.42人となっています。また、夫婦が実際にもつつもりの子どもの数(平均予定子ども数)も、2.07人に低下しています。

また、理想の子ども数をもたない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 60.4%で最も多くなっています。



図表 2.12 理想の子ども数をもたない理由(複数回答)(全国)



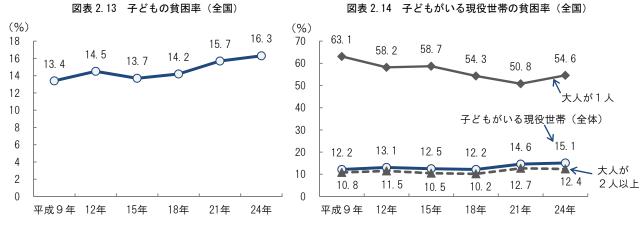
資料:国立社会保障•人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2010年)

※対象は妻の年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。予定子ども数は、現存子ども数と追加予定子ども数の合計。

# 🌞 3 子ども・若者の状況

## (1)子どもの貧困率

平成25年国民生活基礎調査によると、全国の「子どもの貧困率」は上昇傾向にあり、 平成24年には16.3%となっています。また、子どもがいる現役世帯の貧困率は15.1% であり、そのうち、「大人が1人」の世帯の貧困率は54.6%で「大人が2人以上」の世 帯の貧困率(12.4%)に比べて非常に高い水準となっています。



資料:厚生労働省 平成25年国民生活基礎調査

※貧困率は、OECD (経済協力開発機構)の作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を用いて算出したもの。

※大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。 ※子どもの貧困率:平成24年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいう。

## (2) 児童虐待相談件数

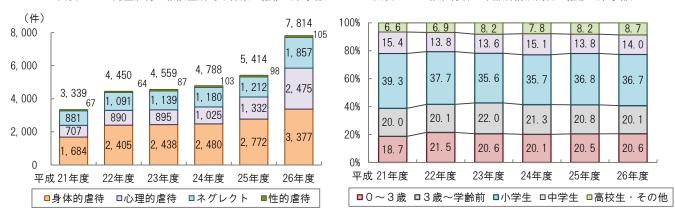
東京都の、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、平成26年度は7,814件で、平成25年度より2,400件増加しています。

相談の種類別にみると、身体的虐待が最も多くなっていますが、平成25年度に比べて心理的虐待の割合が上昇し、全体の約3割を占めています。

虐待を受けている子どもの年齢は、学齢前の子どもが4割を超え、小学生が 36.7% となっています。

図表 2.15 児童虐待の相談種別対応件数の推移(東京都)

図表 2.16 被虐待者の年齢別構成割合の推移(東京都)



資料:厚生労働省 福祉行政報告例

#### 厚生労働省による児童虐待の定義

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、首を絞める、縄など により一室に拘束する など
心理的虐待	言葉によるおどし、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

# (3) 若年無業者の状況

労働力調査によると、全国の若年無業者(15~34歳の非労働力人口のうち、家事も 通学もしていない者)の数は、平成 14 年に大きく増加した後、おおむね横ばいで推移 しています。35~39歳も含めると、30歳代の無業者は38万人前後となっています。

15~34 歳人口における割合は、平成 14 年以降は緩やかに上昇傾向にありますが、 平成26年は2年連続して低下して2.1%となっています。



図表 2.17 若年無業者数の推移(全国)



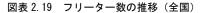
資料: 平成27年版子供•若者白書(総務省 労働力調査)

※若年無業者数には参考として35~39歳の数値も記載。

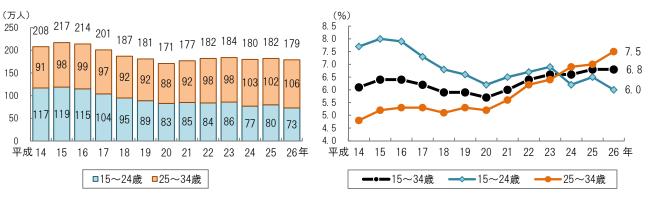
※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

## (4) フリーターの状況

労働力調査によると、全国のフリーター(パート・アルバイトとその希望者)の数は、 平成 26 年は 179 万人で、15~34 歳人口に占める割合は 6.8%となっています。年 齢階級別にみると、25~34 歳人口に占める割合が上昇傾向であり、平成 26 年には 7.5%となっています。



図表 2.20 当該年齢階級人口に占めるフリーターの割合(全国)



資料:平成27年版子供•若者白書(総務省 労働力調査)

- ※ここでいう「フリーター」とは、15~34歳の男性または未婚の女性(学生を除く)で、
  - ①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
  - ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
  - ③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としている。

## (5) ひきこもりの状況

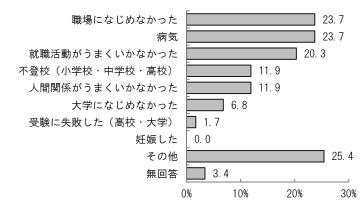
内閣府が平成22年に実施した「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」によると、全国で「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した者(「狭義のひきこもり」)が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」(「準ひきこもり」)が46.0万人、「狭義のひきこもり」と「準ひきこもり」を合わせた広義のひきこもり(ひきこもり群)は69.6万人と推計されています。

また、ひきこもりになったきっかけは、病気のほか、仕事や就職に関するものが多く、 「不登校」は 11.9%となっています。

生活状況	有効回収数に 占める割合	全国0.	)推計数(万人)
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0. 40%	15. 3	狭義の
自室からは出るが、家からは出ない	0. 09%	3. 5	ひきこもり
自室からほとんど出ない	0. 12%	4. 7	23.6万人**
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ 外出する	1. 19%		ひきこもり 0万人
計	1. 79%	-	箋のひきこもり 6万人

図表 2.21 「ひきこもり群」の定義と推計数(全国)

※狭義のひきこもり23.6万人は、厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における推計値25.5 万世帯とほぼ一致する。



図表 2.22 ひきこもりになったきっかけ・複数回答(全国)

資料:平成27年版子供・若者白書(内閣府 平成21年度若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査))

<sup>※15~39</sup>歳の5,000人を対象として3,287人(65.7%)から回答を得た。

<sup>※</sup>上記ひきこもり群に該当する状態となって6か月以上の者のみを集計。「現在の状態のきっかけ」で統合失調症 または身体的な病気と答えた者、自宅で仕事をしていると回答した者、「ふだん自宅にいるときによくしている こと」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

<sup>※</sup>全国の推計数は、有効回収数に占める割合に、総務省「人口推計」(2009年)における15~39歳人口3,880万人を乗じたもの。

# 🌞 4 アンケート調査等の概要

計画の策定にあたり、子ども・若者の現状や、結婚・出産・子育てに係る現状や市民の希望を把握するためにアンケート調査等を実施しました。

※第4章以降では「国立市アンケート」と表記しています。

## (1) 平成27年度アンケート調査

#### ①18歳以上50歳未満の市民

調査対象	平成 27 年6月1日現在住民基本台帳における 18 歳以上 50 歳未満の男女から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成 27 年6月 23 日~7月6日		
配付数		有効回収数	有効回収率
回収状況	2,100	452	21.5%

<sup>※</sup>図表では「18~49歳市民」と表記しています。

#### ②小学校1・2・3年生の保護者

調査対象	市内在住の小学校1年生から3年生までの保護者から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成 27 年6月 23 日~7月6日		
配付数有効回収数有効回収率			
回収状況	900	448	49.8%

<sup>※</sup>図表では「低学年保護者」と表記しています。

## ③ひとり親家庭の保護者

調査対象	ひとり親家庭の保護者		
調査方法	児童青少年課窓口において配付、直接回収及び郵送による回収		
実施期間	平成 27 年8月 10 日~8月 27 日		
配付数 有効回収数 <b>有</b>		有効回収率	
凹収认沈	524	116	22.1%

<sup>※</sup>図表では「ひとり親」と表記しています。

#### ④就学前児童の保護者

調査対象	子ども家庭支援センター、子育てグループ、保育園、幼稚園に通う就学前児童の保護者			
調査方法	各施設において直接配付、回収箱による回収			
実施期間	平成 27 年7月3日~7月 24 日			
回収状況	配付数	有効回収数	有効回収率	
凹拟认沉	1,982	945	47.7%	

<sup>※</sup>図表では「就学前保護者」と表記しています。

## ⑤小学校5年生

調査対象	市内在住の小学校5年生から無作為抽出			
調査方法	郵送による配付・回収			
実施期間	平成 27 年6月 23 日~7月6日			
同地华油	配付数有効回収数有効回収率			
回収状況 450 205 45.6%				

<sup>※</sup>図表では「小5」と表記しています。

# ⑥中学校2年生

調査対象	市内在住の中学校2年生から無作為抽出		
調査方法	郵送による配付・回収		
実施期間	平成 27 年6月 23 日~7月6日		
配付数有効回収数有効回収率			
回収状況	450	146	32.4%

<sup>※</sup>図表では「中2」と表記しています。

## ⑦高校2年生該当年齢の方

調査対象	平成 27 年6月1日現在住民基本台帳における高校2年生該当年齢の男女から無作為抽出			
調査方法	郵送による配付・回収			
実施期間	平成 27 年6月 23 日~7月6日			
同地华油	配付数有効回収数有効回収率			
回収状況 685 162 23.6%				

<sup>※</sup>図表では「高2」と表記しています。

# ⑧小学校4・5・6年生(放課後の過ごし方アンケート)

調査対象	市内小学校4・5・6年生		
調査方法	各学校において調査		
実施期間	平成 27 年7月1日~7月17日		
同地华油	配付数	有効回収数	有効回収率
回収状況	1,511	1,384	91.6%

<sup>※</sup>図表では「小学校高学年」と表記しています。

#### ⑨若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査

調査対象	ア 平成 27年9月1日現在住民基本台帳における 15歳以上 65歳未満の男女から無作為 抽出 イ 民生委員・児童委員、主任児童委員			
調査方法	郵送による配付・回収			
実施期間	平成27年10月2日~10月20日			
	配付数有効回収数有効回収率			
回収状況	ア 1,000 イ 51	ア 359 イ 45	ア 35.9% イ 88.2%	

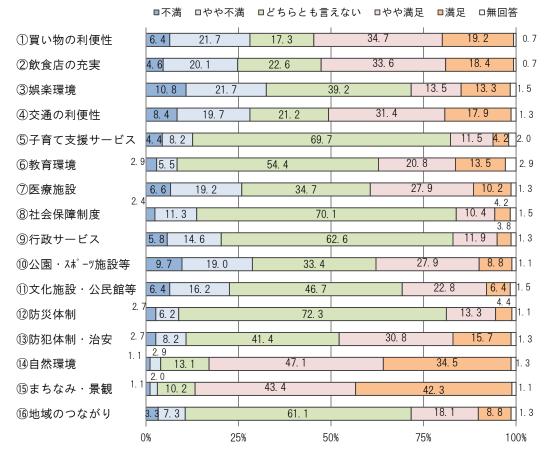
<sup>※</sup>図表ではアを「15~64歳市民」、イを「民生委員・児童委員」と表記しています。

# (2)ヒアリング調査

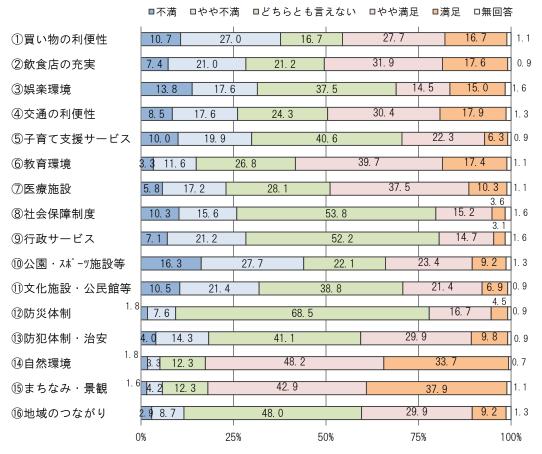
調査対象	子ども家庭支援センターの子育てひろばや子育てグループに来た保護者及び子育て支援センターの子育て講座参加者
調査方法	④就学前児童の保護者用調査票を用いて聞き取り
実施期間	平成 27 年7月3日~7月 24 日

## (3) 主なアンケート調査結果

(1)18歳以上50歳未満の市民 図表2.23 国立市における満足度(18~49歳市民 452人)

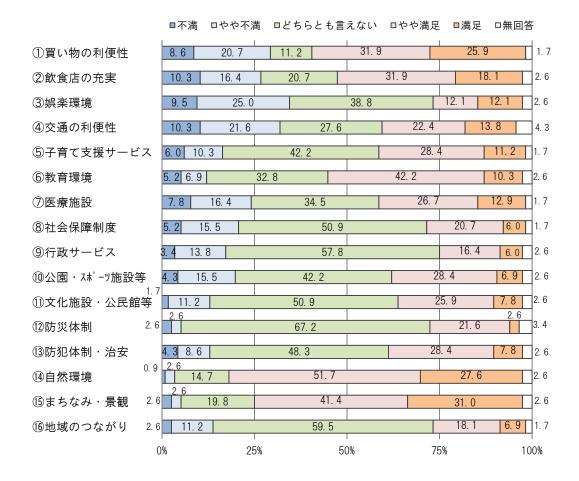


②小学校1・2・3年生の保護者 図表2.24 国立市における満足度(低学年保護者 448人)

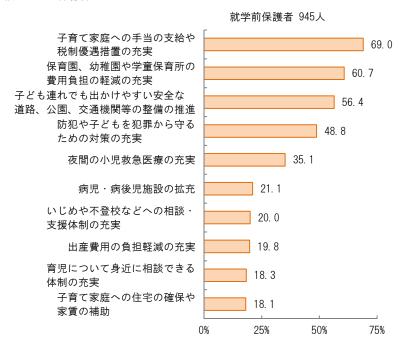


#### ③ひとり親家庭の保護者

図表 2.25 国立市における満足度(ひとり親家庭 116人)



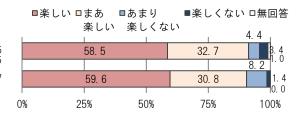
#### ④就学前児童の保護者 図表 2.26 特に実施してほしい子育て支援策 (5つまで複数回答・上位 10 項目)



#### ⑤小学校5年生、⑥中学校2年生

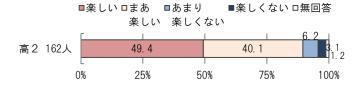
図表 2.27 家庭での生活が楽しいか

図表 2.28 学校での生活が楽しいか



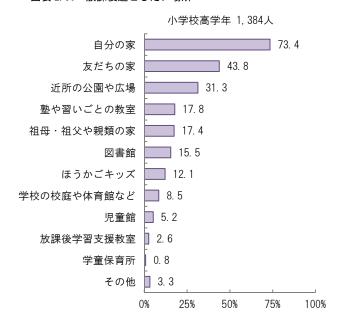
#### ⑦高校2年生該当年齢の方

図表 2.29 今の生活が楽しいか



#### ⑧小学校4・5・6年生

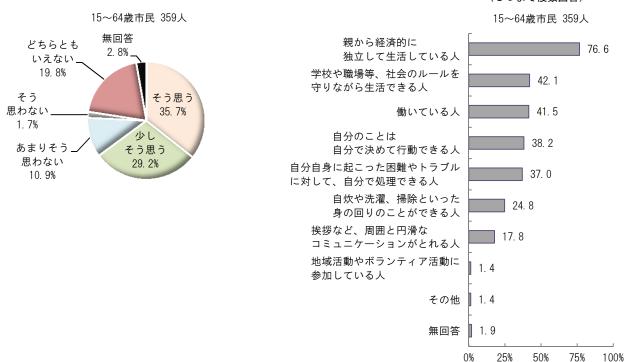
図表 2.30 放課後過ごしたい場所



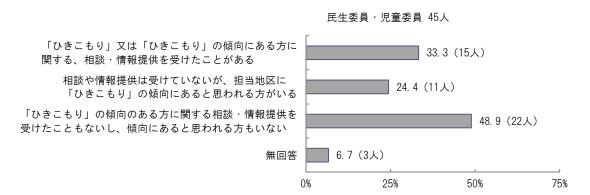
#### ⑨若年者を中心とした就労や自立等に関する基礎調査

図表 2.31 自立していない若年者が増えていると思うか

図表 2.32 「自立した人」と思うのはどのような人か (3つまで複数回答)



図表 2.33 民生委員・児童委員の過去 1 年間の活動の中で当てはまること (複数回答)



# 第3章

# 計画の基本的な考え方

# 🌞 1 計画の基本理念

# 

国立市の未来をつくる子どもたちは、本市の「宝」であり、大人たちの「夢」であり、社会の「希望」です。

この、本市の「宝」である子どもたちの最善の利益の実現を最優先に考えたときに、まずは、子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在と認め、伝えること、支えることが大切です。自分が家庭や友人や地域、社会から必要とされ、愛され、大切にされていることを実感できて、誰にでも「自分らしく」輝ける場所があることで、自信を高め、他者を思いやるこころを持ち、のびのびと育つこととなります。

そのためには、地域はもちろんのこと、子どもにとって最も身近な場所である家庭の役割が大切になってきますが、実際にはその家庭において、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者が増えています。その背景には、例えば、少子化・核家族化や地域のつながりの希薄化の進行、ひとり親家庭や貧困問題、さらには地域の子育て力や子育ての伝承機能の低下に伴う家庭の養育力の低下などが指摘できます。

「子ども・子育て支援法」では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提」としていますが、子どもを産み育てることへの不安感や負担感、また、相談相手がいない日々の子育てや生活に追われる子育ての中で、こころにゆとりをもった子育ては困難を伴います。保護者が第一義的責任を果たせる支援と、地域社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりが重要です。

様々な条件の中で子育てを頑張っていることを認めること、共に支えることが親子間の 愛着形成やよりよい関係づくりを後押しします。その結果、一人ひとりの子どもがのびの びと生きていくことや、保護者が安心して子どもと向き合うことができるようになり、地 域社会に活力が生まれ、本市の輝く未来へとつながります。

# 🌞 2 計画の視点





### 視点1

# 子どもの最善の利益の実現

子どもたちの思いや願いを最優先に考え「はじめに子どもありき」による支援をします。



### 視点2

## 一人ひとりの子どもの権利の尊重

すべての子どもが等しく社会の一員として主体的に生きていけるように、一人ひとりの子どもの権利が尊重されるまちづくりを進めます。



#### 視点3

## 子どもの生存と発達の権利の擁護

すべての子どもの生きる権利と成長し発達する権利が守られるよう、良質かつ適切な支援をします。



#### 視点4

# 子どもが成長し、大人になる段階に応じた適切な支援

子どもが成長し、大人になる段階の特性を踏まえ、社会的自立に向けて健やかに育まれるよう、継続的に支援します。



#### 視点 5

#### 自信と思いやりを育む「子育ち・親育ち」支援

子どもが自己肯定感・自己効力感を育み、親が子育てを通じて自信を得ることで、親性 を高めていけるよう支援します。



#### 視点6

#### 各家庭のニーズに応じた総合的な支援

結婚から妊娠、出産、子育ての総合的な対策の推進を図り、各家庭のニーズや状況の変化に合わせた「切れ目のない支援」をします。



#### 視点 7

#### 少子化対策としての多様な子育て支援

すべての子どもと子育て家庭を対象とし、幼児期の教育・保育等の利用状況や利用希望の状況を踏まえ、地域の実情に応じた支援をします。



### 視点8

#### 地域及び社会全体で支援

地域全体が、子どもや子育て家庭に寄り添い支えることで、親が子育てに喜びを感じ、 地域全体で子どもの成長を見守ることができるよう支援します。

# 🌞 3 計画の基本方針

# 1 子育ち支援

)すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを 表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します

子どもが本来もっている権利を守り、「子どもの最善の利益」を実現するため、また、子どもが健やかな成長を遂げるためには、自分が大切な存在であると感じたり、自分の力を実感できることが必要です。それは、自分の生活の身近な人に認められたり、褒められたり、自分の力を試したり発揮することで高まると考えます。

「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」と思えるような「子育ち支援」を進めます。

# 2 子育で支援

子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します

少子化の進行や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭 の孤立や負担感の増大を招いています。また、家庭や地域の養育力の低下が顕著になっ ています。そのため、安心して子どもを産み育てられるように子育て家庭への支援の充 実が必要です。

「ここで子育てできてよかった」と思えるような「子育て支援」を進めます。



# 3 地域支援

# 子育ちと子育てを地域ぐるみで支援します

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができるまちにするには、安心・安全な環境 づくりが必要です。また、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守ることが大切です。 地域社会全体で「生まれてくれてありがとう」と言えるような「地域支援」を進めま す。

# 🧼 4 施策の体系

基本理念

基本方針

施策目標

施策



تح

も

ういきと家族

が族

ح

地

域が輝き

未

来

つ

な

がるま

ち

き子育ち・

ゎ

<

わく子育て

16-

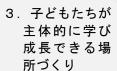
# 子育ち支援

すべての子どもが「自分 らしく」意見や気持ちを 表現することを受けと め、健やかな成長を支援 します



1. ありのままの 自分でいられる 場所づくり

- (1)子どもの権利の尊重
- (2)子どもへの虐待防止・対策の強化
- (3)子ども・若者の社会的自立への支援
- すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり
- (1)ひとり親家庭への支援の充実
- (2)成長・発達に応じた切れ目のない 支援の充実
- (3)外国籍の子どもと家庭への支援と 多文化共生への理解



- (1)子どもたちがのびのびと過ごせる居場所の拡充
- (2)子どもたちの学びや体験機会の充実
- (3)学校教育・社会教育などを通じた 豊かなこころの形成



## 子育て支援

子どもを安心して産み 育て、親としての成長を 支援します

- 妊娠から子育 て期の切れ目 のない仕組み づくり
- (1)安心して産み育てることへの支援
- (2)子育て家庭の経済的な負担の軽減
- 子育ての楽し さと親の子育 て力を高める 仕組みづくり
- (1)子育て支援サービスの充実
- (2)親としての学び・成長への支援



## 地域支援

子育ちと子育てを 地域ぐるみで支援します

- こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境づくり
- 子どもと子育 て家庭の安全 とやさしいまち づくり
- (1)ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2)多様な教育・保育の充実
- (1)子どもと家庭の安心・安全の強化
- (2)外出が楽しくなる安心・安全なまち づくり
- (3)地域の力を活用した子育ち・子育て 支援

# 🐺 5 計画の重点的取組み



第三次国立市子ども総合計画では、次の取組みを重点的に推進していくこととします。

■子どもの権利を守る体制づくりの推進	42 ページ参照
■子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進	44 ページ参照
 ■子ども虐待対策の充実	49 ページ参照
■課題を抱える子ども・若者支援の推進	54 ページ参照
■ひとり親家庭の自立支援の強化	59 ページ参照
 ■子どもの発達総合支援事業の充実	61 ページ参照
■外国籍の生徒への学習支援の充実	67 ページ参照
	70 0 10 0 5
■「主人公は子ども」と捉えた児童館事業の強化推進	73 ページ参照
■「放課後子ども総合プラン」の推進 ★	75 ページ参照
 ■矢川公共用地(都有地)に子育て支援関連施設整備を検討する事業	78 ページ参照
■様々な子どもの体験・交流事業の推進	82 ページ参照
■グローバル人材育成事業の推進	84 ページ参照
■幼・保・小・中学校の交流と連携の推進	87 ページ参照
 ■子ども・子育て総合相談窓口の創設 ★	98 ページ参照
■生活困窮世帯への学習支援事業の推進	104 ページ参照
 ■子育てに関する情報提供事業の充実	109 ページ参照
■「国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に則した事業の推進	123 ページ参照
 ■保育サービスの整備・提供体制の充実	127 ページ参照
■あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進	132 ページ参照
 ■国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業	135 ページ参照
■地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進	138 ページ参照

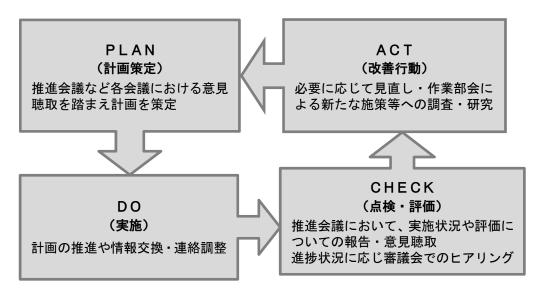
## 🌞 6 計画の推進体制

#### (1) 計画の推進及び進行管理

- ① 国立市子ども総合計画審議会
  - ア) 国立市子ども総合計画審議会は、市民、学識経験者、関連機関等の委員により構成され、計画策定、推進及び評価に関して審議します。
  - イ)国立市子ども総合計画審議会は、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合は、審議会に特別委員を置いて審議します。
  - ウ)国立市子ども総合計画審議会は、専門的な事項を調査させるため必要がある場合 は、審議会に専門委員を置いて調査します。
  - エ)計画の進行管理にあたっては、定期的に審議会を開催し、計画の実施状況をPD CAサイクルのプロセスに基づき評価・検証します。
  - オ)実施の進捗、庁内推進体制の整備、新規事業への取組みなど、状況に応じて事業 担当部署に審議会への参加を促し、ヒアリング等を行います。

#### ② 国立市子ども総合計画推進会議

- ア)国立市子ども総合計画推進会議(以下 推進会議)は、子ども施策に取組む部署をはじめ庁内の委員で構成され、計画推進のための評価に関する事項を検討し、推進に必要な調査・分析を行います。
- イ)第三次計画においては、子どもに関する関係法令や子どもの権利に関わる諸施策 など、重要事項に関する情報交換・連絡調整の機会を設けます。
- ウ)推進会議において、必要に応じ若手職員を中心とした作業部会を設置し、アンケート調査等において把握した子ども自身の声を、施策等に反映させるための調査・研究等を行います。



#### (2)計画の進行状況等の公表や意見交換の機会の提供

- ① 施策の取組み状況を、ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。
- ② 関係機関や子育てグループ等との意見交換の機会を設け、施策の取組み状況や、子どもと子育て家庭からの意見等を聞き、施策等に反映する取組みを行います。

# 第4章

# 子育ち支援

すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを 表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します

# ※子どもの年齢に応じた支援制度 【子育ち支援】主な取組み

基本 方針	施策目標	妊娠期	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳		11 歳							18歳	19歳 🖔 39	9 歳
					子どもの権 '	利を守る体	は制・子ども □	ら自身からの	の相談体制	の整備(子 -	ども家庭支	援センター	• 教育相談	室・いじめ	110番	• 国立市才	ンブズマン	制度など)	p.42、43	}		\$	
	場あ				:	:	:		性[i	司一性しょ <sup>・</sup>	うがいの児	童・生徒への	の配慮と支持	援体制 p.4	43	,						\$	
	づの												子どもÉ !	l身が考え行 !	動するい	じめ予防等 !	p.43					>	
	くまりま							i i !			子ども	多画の仕組 :	みづくり(	(児童館事業 :	がの推進・	参画型情	報発信など	きを含む)	p.44				
	の 自							 		ļ.	ļ.		<del>了</del>	<sup>2</sup> ども参画に !	よる広報	事業 p.45	5					\$	
	の自分で															YΑ	すたっふに	よる読書活	動推進 p	.45		\$	
	۲۱	<b>★</b> □±±	<u></u> – -		子ど <sup>:</sup>	も虐待対策 	(子ども家	定支援セン	ソター・児童 	童相談所な。 	ど、そのほ: !	か関係機関は	こよる国立i i	市子ども家庭	庭支援ネッ	トワーク選 -	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	o.49				>	
	られ	育児文援派遣事業	サポーター p.49								<u> </u>		į				į	į				\$	
	る							 		i	i	i i	i	課	題を抱える	ら子ども・老 i	吉者支援 p	o.54					
								 											青年のた	めの生涯学	学習事業 に	),55	
																ļ.	主権	者教育 p.	.55			8	
	過すごべ		ひとり親乳	家庭への自	!  立支援(児	! ?童手当等の	! の支給や貸(	! 対等による	! 経済支援•	! ハローワー	! -クとの連携	! ! !や資格取得	はなどの就労	学 対支援・学習	冒支援・相	: 談•情報提	供•NPC	)等との連携	隻) p.59			\$	
子	ごべせて			子	 どもの発達	· 総合支援事	翼業(子ども	· 5発達相談	· • 保育園幼	- 稚園等への	巡回相談•	通所事業「	ぴ〜す(親	- !子グルーブ	<sup>"</sup> )」職員・	- 支援者向け	↑研修会・↑	5民向け講演	寅会) p.6	61		\$	
育	るの		しょうが	いのある子	! <del>'</del> への支援(	放課後デイ	サービス・	緊急入所事	· 業など)し	」 ょうがいのむ	」 ある子の親支	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社会資源の流	· 活用など)・	しょうがい	·児保育(保	·育園等の入	所)・しょう	うがいしゃ青	f年教室•手	当等支給	p.64	
_	る場所づ				İ						İ				外国	! 国籍の中高生	! 生への学習:	支援「LA	BO☆くに	.スタ」 p	.67	\$	
5	づも				! 保育園 •	! 学童保育所	! f等の外国人	! 、保護者等/	! への通訳派 <del>;</del>	! 遣 p.67							İ	İ				\$	
支	り分け				!	 		 		'	】 外国籍及7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	: ₹童・生徒/	: への日本語!	指導員の配	置 p.67	·					>	
援	隔て									 		· 外国語指導	尊助手(A	LT)等に	よる外国語	野教育の推進	± p.68					8	
	な				!	!		<u> </u>	<u> </u>	! 外国籍の子	! <sup>2</sup> どもと家庭	三への図書館	· けービス推	<u>i</u> 進 p.68	'		,	1				\$	
	<				:	:	:		:	: [	: 多文化共生	: 事業 p.68				·						\$	
				親子連れ・	     子育てグ	レープ・育!	見相談など		児童館	【 (相談•意見	¦ ■表明•参加	<del> </del>     かの仕組みつ	づくり・各種	<b>基本験活動</b>	・ボランテ	・ィアリータ	、 ブー育成)	n73					
			<b></b>	491 J ZE1 0								300円 (1000円) 三保育所・に	-	-								\$	
	成子長ど				上 生川公	! ! :++ 田+h <i>(</i> 叔	! ! ! ! たか) にユ	   ! <u> </u> 合ても垤眼	i	:	:	: :				- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- 中医)	78				\$	
<b>長 ど</b>									>														
	さたるち		İ				! ・	       	ト をもつ事業	n83			7 B9	+ 1 1 2 2	P.OZ	i	ļ					8	
	きる場所づ				i ! !		<b>水ル</b> J Cア I	       こっつの回回。	リー		1 花会(学习)	 機会・体験活	手動たど)	n 83								\$	
	が体							 			ルム(チロ)     			p.os : : :ル人材育成	重業・海に	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	・グローバ	i リカフェた	が国際理象	2 n 2/		\$	
	りに					<u> </u>			//h - /5		                 	n 97	Ju /\	////17 日/X i	· <del>···································</del>	17、业元/17/17/12/2015	у <b>ш</b> /\.	i Ta	・ 一 当   ボ 土	, p.04		>	
	成長できる場所づくり子どもたちが主体的に学び										学校の交流     **** フポー	p.87 - ツなど各分	明における	1 3.生准学羽書	<b>雲</b> 攀 ∽ OC							$\langle$	
					i	<u> </u>			云侧 * X化	上に文・日	- AM-	ノなと合力	 	V土)上于白事   		- 1	HAZ CC					\$	
						İ				<u> </u>	<u> </u>	<u></u>				の関心と理	im p.89					>	
										i	i	i 艮物力	プレナー/ i	Nの対応 p i	).89 i	i						<b>\</b>	



すべての子どもが「自分らしく」意見や気持ちを 表現することを受けとめ、健やかな成長を支援します

- 1 ありのままの自分でいられる場所づくり
- 2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり
- 3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

## 施策目標1 ありのままの自分でいられる場所づくり

#### 現状と課題

子どもには、生まれながらにしてもっている「権利」があります。その権利を守るために、世界の国々が一緒になり「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」と表記)を国際条約として定めました。日本は、平成6年にこの条約の批准国となりました。この条約は大きく分けて「生きる権利」・「育つ権利」・「守られる権利」・「参加する権利」の4つの子どもの権利を守ることを定めており、子どもたちにとって一番いいことは何かを考えなければならないと謳っています。子どもの権利とは、「子どもが生まれながらにもっている、ほかの誰でもない一人の人として生きる権利」です。この安心して生きる権利は、義務を果たしてこそ勝ち取る権利ではありません。

子どもは本来、親権者や看護者から守られ、愛され、認められることなどで健やかな成長を遂げます。保育園や幼稚園から小学校・中学校へとステージを変える中で人と出会い、少しずつ様々な経験を積み、成功や挫折を味わいながら徐々に自己肯定感を高めていくのです。それができるのも安心できる場所・戻れる場所があるからこそであり、子ども時代の家庭・生活環境は非常に重要です。また、自分にも権利があるように他人にも権利があります。自分に権利があるからといって、他の人の権利を無視していいはずもなく、お互いに尊重し合わなければなりません。これらは、家庭の中や人と交わることで自然と身に付けていくものです。

しかしながら、虐待やいじめ等により辛い思い・苦しい生活を強いられている子どもがいます。日々、ギリギリの精神状態の中で逃げ出したくても逃げ出せず、声も出せずに一人、不安や恐怖と戦っている子どももいます。時には、自ら生命を断つことでしか自分の置かれた状況を訴えられない子どももいるのです。人並みの生活水準を保っていても、「あなたのため」と言われて必要以上の負担を強いられたり、友人との遊びを制限されたり、自分の意思と相反することを求められている子どももいます。他にも、しょうがい、病気、マイノリティ、国籍など、様々な言われのない理由で差別や不当な扱いを受けている子どもは少なくありません。

この世に生を受けた子どもたちは、分け隔てなく平等でなくてはなりません。子ども自身が「ありのままの自分」を素直に表現し、今、置かれた状況や胸の内を声に出し、これ

を大人が聞き取ることが大切です。子どもも大人も共に考え、子どもの権利を活かしていく仕組みづくりを行政や地域が築く必要があります。また同様に、子どもだけではなく、 社会参加に課題を抱える若者に対しても、就労や自立支援に向けて具体的な方策を講じていくことが必要です。





## (1)子どもの権利の尊重

「子どもの権利条約」には大きく4つの子どもの権利を守ることが定められています。

- ① 生きる権利・・・防げる病気などで命を奪われないこと。病気や怪我をしたら治療を 受けられることなど。
- ② 育つ権利・・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- ③ 守られる権利・・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもなどは特に守られることなど。
- ④ 参加する権利・・自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。

この条約は、国内では憲法に次ぐ位置づけが認められており、子どもに関する様々な事柄は、この条約の理念と規定を踏まえて決定・実行がなされる必要があります。本計画策定にあたり実施した国立市アンケートにおいて、以下のようなデータがあります。

## 国立市アンケートより

図表 4.1	子ど	もの権	利につい	ハて特に	こ大切た	と思う	こと (	5つま	での複数	姓回答)							単位	ኔ : %
項目	回答者数(人)	すること自分自身を大切にし、他の人も大切に	いで、安心で安全な生活をおくること洋服、食べ物、住む場所の心配をしな	違う自分らしさが守られることひとりひとりの個性を認められ、人と	せること	をもつこと。	には相談することができることいじめや虐待から守られ、困ったとき	暴力や言葉で傷つけられないこと	自分の考えをいつでも自由に言えること	ど自由になる時間をもつこと遊んだり、疲れたりしたときは休むな	自分の秘密が守られること	ること	地域社会が一体となって取り組むこと子どもが健やかに成長できるように、	自由な意見を引き出したりすることおとなが子どもの気持ちを察したり、	ることを以外の場所でも、学ぶ権利が守られた以外の場所でも、学ぶ権利が守られ親(保護者)の所得にかかわらず、学	されないことあなたが知りたいと思うことが、かく	と「子どもの権利条約」について知るこ	プをつくり集まれること子どもからの自由な呼びかけでグルー
小5	205	70. 7	48. 8	34. 6	44. 4	44. 4	45. 4	42. 4	32. 7	33. 7	11. 2	10. 7	13. 7	10. 2	9. 8	4. 4	5. 4	3. 9
中2	146	58. 2	50. 0	50. 0	50. 0	39. 0	32. 9	35. 6	32. 9	26. 7	24. 0	19. 2	15. 1	15. 8	8. 9	7. 5	4. 1	3. 4
高2	162	87. 4	50. 0	54. 3	32. 1	26. 5	27. 2	25. 9	34. 6	29. 0	18. 5	14. 2	12. 3	11. 1	14. 2	8. 6	5. 6	3. 7

データから見ると、子どもの権利について、子どもたち自身の重要度や認識は、「自分自身を大切にし、他の人も大切にすること」は比較的高い割合となりましたが、「すべての子どもが差別されないでくらせること」・「いじめや虐待から守られ、困ったときには相談することができること」などは半数にも満たない割合でした。また、「『子どもの権利条約』について知ること」は、全世代において5%程度です。守られるべき権利への子どもたち自身の認識や思いの低さが表れており、この調査結果をしっかりと受け止めどう活かすか、周知と理解を深める取組みが非常に重要になります。

また、子どもの参加や意見表明も、「子どもの権利条約」において重要となる権利の一つで、「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっており、その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければならない。」としています。子どもが自己肯定感を育み自己実現するため、また、社会・地域・学校・家庭の構成員としての役割を果たすためにも重要な意義があります。

「何が子どもにとって最善の利益であるか」は、対話を通じて直接的に子どもの意見や 考えに耳を傾け、子どもの意見を尊重し、子どもの権利を具体化していくことが極めて重 要です。

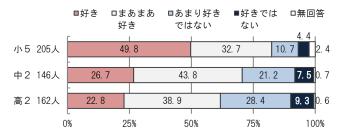
しかし、国立市アンケートの【子どもの権利について特に大切だと思うこと】では、「自分の考えをいつでも自由に言えること」が小5・中2・17歳全体で33.3%、「おとなが子どもの気持ちを察したり、自由な意見を引き出したりすること」が12.1%といずれも低く、「子どもからの自由な呼びかけでグループをつくり集まれること」にいたっては3.7%と極めて低い結果となっています。

これまで、第二次国立市子ども総合計画において、「子ども自身の参画への支援」として、「子ども調査隊の継続発展」「子ども情報ページの充実」「子どもによる公共施設の利用促進」や青少年キャンプなどによるプレーリーダー育成にも努めてきましたが、全体的に継続性や発展度は低く、形式的な参加の傾向が見られます。

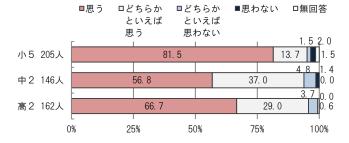
第三次計画では、子どもの権利を守る体制づくりを推進するとともに、子ども自身から の声を大切にした子ども参画の仕組みづくりが必要となります。

## 国立市アンケートより

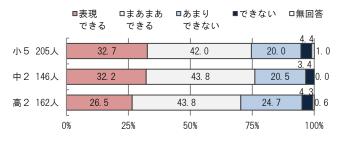
#### 図表 4.2 今の自分が好きである



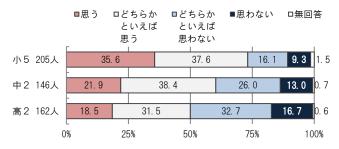
図表 4.3 まわりの大人から大切にされている



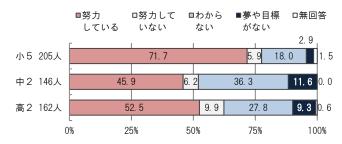
図表 4.4 自分の気持ちや考えをことばで表現できる



図表 4.5 だれかの役に立っていると思う



図表 4.6 夢や目標の実現に向けて努力している



国立市アンケートでは、今の自分が好きである割合は学年が上がるにつれ減少しており、中2では3割弱、高2では4割弱が「あまり好きではない」「好きではない」と回答しています(図表 4.2)。

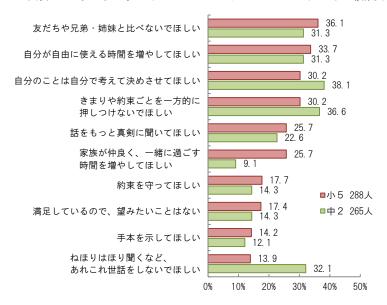
まわりの大人から大切にされていると「思う」割合は、小5では約8割ですが、中2、高2で大きく減少しています(図表 4.3)。

自分の気持ちや考えをことばで「表現できる」割合はいずれも3割程度にとどまっています(図表 4.4)。

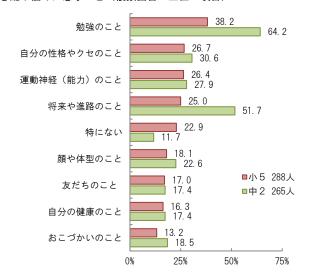
だれかの役に立っていると思う割合も学年が上がるにつれ減少しており、中2では約4割、高2では約5割が「どちらかといえば思わない」「思わない」と回答しています(図表 4.5)。

また、中2、高2では約1割が「夢や目標がない」と回答しています(図表 4.6)。

図表 4.7 子どもに対して大人にこころがけてほしいこと (5つまで複数回答・上位 10項目)



図表 4.8 心配や悩みに思うこと (複数回答・上位 9 項目)



図表 4.9 困ったときに助けてくれる人(複数回答・上位 17項目)

平成 25 年度に実施した「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」(以下、「平成 25 年度国立市アンケート」と表記)では、大人にこころがけてほしいこととして、小5では「友だちや兄弟・姉妹と比べないでほしい」が 36.1%で最も多く、「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」「きまりや約束ごとを一方的に押しつけないでほしい」が約3割となっています。

中2では「自分のことは自分で考えて決めさせてほしい」が38.1%で最も多く、「きまりや約束ごとを一方的に押しつけないでほしい」「ねほりはほり聞くなど、あれこれ世話をしないでほしい」「友だちや兄弟・姉妹と比べないでほしい」「自分が自由に使える時間を増やしてほしい」が3割を超えています(図表4.7)。

心配や悩みに思うことについて、小5では「勉強のこと」が38.2%で最も多く、「自分の性格やクセのこと」「運動神経(能力)のこと」が続いています。中2では、「勉強のこと」(64.2%)に次いで「将来や進路のこと」が51.7%と多くなっています(図表4.8)。また、1割に満たないものの、「親のこと」が小5で7.3%、中2で9.1%、「いじめのこと」が小5で6.9%、中2で4.5%となっています。

困ったときに助けてくれる人は、小5・中2ともに「母親」「クラスの友だち」「同学年の友だち」が上位となっています(図表 4.9)。

単位:%

									χц								— —	
項目	回答者数(人)	母親	クラスの友だち	同学年の友だち	父親	学校の先生	おばあさん・	兄弟・姉妹	塾や習いごとの先生	の友だちの友だち	親類 (おばさん・おじ	近所の人	クラブ活動の友だち	年上の友だち・先輩	保健室の先生	ーツクラブのコーチスポーツ少年団・スポ	相談の先生	年下の友だち・後輩
小5	288	77. 4	73. 3	64. 9	57. 3	42. 0	28. 5	24. 7	15. 3	9. 7	9. 4	9. 4	9. 0	9. 0	8. 3	6. 3	5. 6	4. 9
項目	回答者数(人)	クラスの友だち	母親	部活の友だち	同学年の友だち	父親	兄弟・姉妹	祖父母	小学校のときの友だち	学校の先生	年上の友だち・先輩	この教室の先生塾や習いごと・ おけい	きん)の人 親類(おばさん・おじ	メル友	年下の友だち・後輩	保健室の先生	いない	ー) 相談員(カウンセラ
中2	265	69. 4	64. 9	59. 6	58. 5	44. 9	27. 2	25. 3	22. 3	20. 8	18. 5	14. 3	8. 7	7. 9	6. 4	6. 4	4. 2	3. 8

(H25年度国立市アンケート)



#### 取組み

重点的取組み

## 子どもの権利を守る体制づくりの推進

所管課

児童青少年課

#### 1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充

国立市子ども総合計画を推進するため、国立市子ども総合計画推進会議を設置していますが、現状では所掌事務が計画の推進のための評価及び計画の推進に関する事項の調査・検討に限定されています。会議の機能を有効に活用するためにも、計画の推進にとどまることなく、横断的に子どもの権利を調査・研究する機関として位置づけ、以下の内容に関わる新たな取組みを実施します。

- (1)子どもに係る関係法令等に関する情報交換・連絡調整など
- (2) 子どもの権利に関わる諸施策の重要事項に関すること

#### 2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進

子ども自身が子どもの権利条約等の認識を高め、理解を深めるための講演会や学習会などを開催するとともに、「自殺対策強化月間」「人権週間」「児童虐待防止推進月間」「障害者週間」などにおいて、子どもの権利に関連する事業の担当部署と連携し推進します。また、「わくわく塾くにたち」による、子どもの人権に関する講座メニューも検討します。

#### 3. 子ども自身からの相談体制の充実

いじめ・虐待など一人では抱えきれない悩みをいつも抱えて、不安な日々を過ごしている子どもがいるかもしれません。勇気を出して踏み出した一歩を確実に救えるよう、 各課の相談機関の連携の推進を図ります。

内容

- (1) 庁内各課や他機関の子ども相談に関するホームページにおける情報提供の一元化 や、相談したいと思えるレイアウトや内容への工夫、及び相談窓口・機関共通の パンフレット作成等を検討します。
- (2) 勇気を出して伝えた子どものかすかなSOSを逃さず、相談内容や部署が違っていたとしても、確実に担当につながる仕組みづくりを検討します。
- (3) 児童館、学童保育所は、子どもと直接接する場であることから、いじめや児童虐待についての子ども自身からの相談、未然防止、早期発見及び対処などを関係機関と密な連携を図りながら実施します。

#### 4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進

様々な子どもの権利を具体化し推進するために、その仕組みを大人だけの考えで決めていくのではなく、子ども自身の声を聞き、子どもの目線に立ち、子どものこころに配慮していきます。ガイドラインを作成し、子ども参画の仕組みづくりを検討します。 (重点的取組み:子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進)

#### 5. 子どもの権利条例や子どもの相談・救済方法の継続的な研究

上記の各施策を講じるとともに、常に「子どもにやさしいまち」を目指すため、子ども権利条例等の制定や子どもの権利擁護・救済などの専門相談機関を設置している自治体への視察、専門の学識者を招いての研修会を実施するなど、持続性のある施策・事業を実施します。

取糸	且み	「(仮称) 国立市オンブズマン制度」の創設	所管課	市長室	
内容	新規	「(仮称)国立市オンブズマン制度」を創設し、市政に関す じて調査、是正の勧告等を行います。また、子どもの人権侵害 き、関係部署とも連携し、市民の人権が尊重できる制度の創	言への救済、	防止にも重点を置	
取糸	且み	多様な人々と共に暮らすための人権教育の推進	所管課	教育指導支援課	
内容	拡充	学校教育の全体を通じて、人権等に関する基本的な知識を値や重要性を共感的に受けとめる態度等を育みます。総合的なわりを通じて実践力を高めます。		· · · - · - · -	
取糸	且み	性同一性しょうがいの児童・生徒への配慮と支援体制の 強化	所管課	教育総務課 教育指導支援課	
内容	新規	性同一性しょうがいや性的マイノリティに関わる悩みをもで本人・保護者と相談の上、関係性を十分に築きながら、学校等り、情報共有をする中で、組織として対応します。また、教服等を実施します。	等の関係機関	関と密接に連絡を取	
取糸	且み	子どもたち自身が考え行動するいじめ予防等の推進	所管課	教育指導支援課	
内 新 特別の教科道徳、いじめ防止プログラム、弁護士によるいじめ予防の系統的な研修等を 規 じて、いじめ等の人権侵害に対する子ども、保護者、地域の意識を醸成します。					

#### 子どもの権利内容を学び、共に活かそう ~なぜ必要か、どのように取り組むか~

国立市子ども総合計画審議会会長 加藤 悦雄

日本が平成6年に批准した「子どもの権利条約」第42条には、子どもの権利内容を大人だけでなく子どもに対しても広報し、周知させることが批准国に義務づけられています。そして今日、生きていくことの喜びよりも我慢や苦しみに耐えている子どもたち、例えば虐待、貧困、いじめ、放任/過干渉など「子どもの生命・生存・発達への権利」(6条)が脅かされている子どもが数多く存在します。そこですべての子どもが自分らしく生きていくための要件と問題解決の指針である子どもの権利内容を学び、理解することは、子ども総合計画の目標を実現していくための実践的な課題として位置づけられます。

それでは子どもの権利内容を周知していくために、 どんな取組みができるのでしょうか。

第一に、広報媒体および広報方法の工夫です。絵本、マンガ、DVD、CD、カルタ、リーフレット、広報誌、ワークショップ、インターネット、ステッカーなどの媒体を用いて、様々な場面や機会を捉え、人間の

多様な感覚に訴えて伝達することができます。

第二に、子どもの権利学習を工夫して取り組むことです。子どもに関わるNPO、学校、児童福祉施設、自治体、さらに一人の大人や保護者として、子どもの参加、対話やグループ活動を通して主体的に学習する機会を作り出すことが大切です。特に子どもの権利に懐疑的な人びとにも働きかけていくことが必要です。

第三に、子どもの権利の視点に立って問題解決が図られていくことです。それは、実感を伴った生活経験の日常化であり、例えば子どもの権利の視点に立っていじめ問題の解決が図られたり、子どもの自由な遊び場の創出や子どもの意見を受け止める機会の拡大、さらに子ども条例や子ども参加・救済などの仕組みを具体化していくことなどが考えられます。

【参考文献】子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利 広報ガイドブック』(2014) 日本評論社 重点的 取組み

## 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕 組みづくりの推進

所管課

児童青少年課

●子ども参画の共通基盤とする「(仮称)子どもの居場所などにおける子ども参画ガイドライン」を作成します。

【ガイドラインの内容】

- (1) 子ども自身の参加意欲の喚起、参加手法への仕組みづくり
- (2) 児童館を中心とした子ども施設での子どもの意見表明・参加促進の仕組みづくり
- (3) 市政、地域、まちづくりへの子どもの意見表明・参加促進の仕組みづくり
- (4) 子どもの自主的・自発的な活動を支援・推進する仕組みづくり
- (5) 外国籍やしょうがいなど声をあげにくい子どもの意見表明・参加促進の仕組みづく
- (6) 市職員が子ども参画の理念や意義を正しく理解し、行政における子ども参画を円滑に進めるための研修や体制を整備する仕組みづくり
- (7) 市職員が直接子どもと触れ合い、対話することで相互理解や新たな発想・視点をもっための仕組みづくり
- (8) 子どもと市職員による意見表明・参加の仕組みづくりの成果や活動報告、及びテーマ別に意見交換する「(仮称)子どもサミット」の開催の検討(毎年開催される「くにたちじどうかんまつり」の拡充)

内容

#### 子どものコトには、子どもの意見を! ~「子どもの意見」パネル展~

子どもの目線で、子どもと共に、子どもに関わることを決めること。子どものこころに寄り添って、子どもの"声"に耳を傾けること。

市では、子どもに関わる事業を進めていく上で、上記のことを念頭に置きながら大人が子どもの意見を尊重することが大切と考えています。これは子どもの権利条約の第12条でも子どもの「意見を表す権利」として謳われています。今後、子どもの意見を聞きとる方法や、大人が子どもの意見に応える方法、またその意見を市政に反映させる方法を「ガイドライン」に示し、広く普及活動をしていく予定です。

#### ●「子どもの意見」パネル展

平成 27 年度は子どもを対象にしたアンケート調査の「自由記述」をもとに、「『子どもの意見』パネル展」を 実施しました。



「遊び場をつくってほしい」「市長とお話してみたい」「博物館をつくってほしい」「国立をPRしてほしい」といった意見に対し、若手職員を中心に応えていく方式で、まずは子どもの"声"に耳を傾ける試みから始めています。

#### ●子ども総合計画推進会議作業部会

「子ども総合計画」の進ちょく評価と、より実効性のある施 策事業にするための検討をするのが、市役所の管理職で構成さ れている「子ども総合計画推進会議」です。

その下部組織として、若手・中堅職員からなる「作業部会」を設け、子ども目線のより自由な発想で子どもに関わる事業

を検討しています。「子ども の意見」パネル展も、「作業 部会」のアイデアで実現し ました!

今後も同部会を活用して 「国立市における児童館の あり方」などを検討します。



取糸	且み	子ども参画による広報事業の推進	所管課	市長室 児童青少年課	
内容	拡充	子どもの社会参加の観点から「誰にとってもわかりやすい版メディアに興味のある小中高生を対象に呼掛けを行い、大学の子ども目線で広報紙やホームページの作成を行います。			
取糸	且み	子ども自身が活用できる参画型情報発信の充実	所管課	児童青少年課	
内容	拡充	子どもが自分に関わりのあることについて自由に意見を述る。、情報発信の場を拡充します。また、子どもの権利を守るため子どもに伝えたい情報・子どもに有効な情報について、子ども効果的に発信する方法を検討し、情報を発信していきます。	めに必要な	市の施策の中から、	
取糸	且み	子どもの参画による児童館事業の推進	所管課	児童青少年課	
内容	拡充	企画段階から子どもが参画する児童館事業の拡充を図るとで 種事業において、子ども同士、異世代間の関わりを生み出する 仕組みを作っていきます。			
取糸	且み	中高生のYAすたっふによる読書活動の推進	所管課	くにたち中央図書館	
内 拡					

#### 中高生の参加・参画を進めています! 子どもが「使う・つくる・活かす」ホームページを目指して

子どもたちの遊びや学びの情報を発信するために開設している「こどもホームページ」。中高生で構成されるこどもスタッフの協力を得ながら、児童館等の催しのお知らせをお届けしています。

#### ●「子どもの居場所」を映像で紹介

平成 26 年度から、こどもスタッフが市内の子どもの居場所、施設を撮影取材した動画「くにっこ. c h」を「こどもホームページ」より発信しています。文字だけでは伝えきれないわくわく感や親しみを、より効果的に伝えるための方法を試行錯誤しながら、編集も子どもたち自身で行っています。

気軽に行ける居場所の紹介、施設のプロモーションビデオやサポートしてくれる地域の方々の声に加え、取材に奮闘しているこどもスタッフの活動記録も随時レポートしていきます。お楽しみに!

※詳細は



くにっこ こどもホームページ

検索

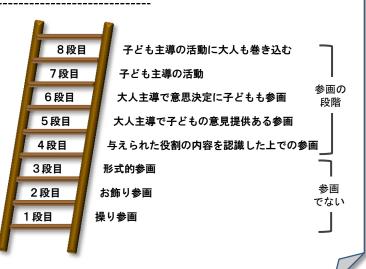


取材中のこどもスタッフ

#### ロジャー・ハートの「参画のはしご」

ニューヨーク市立大学教授で『子どもの参画』の著者であるロジャー・ハート氏は、著書の中で「参画のはしご」として子ども参画のレベルを右記の8段階のはしごに例えて整理しています。

本来の子どもの参画とは、はしごの4段目から上を指し、持続可能な社会づくりには、はしご下段の「操り参画」「お飾り参画」のレベルではない積極的な子ども参加を進めるべきとしています。年齢が上がれば、多感な子どもたちは形だけの参加を感じ取り、また、期待をもたせただけの大人の都合を悟り、結果として大人を信頼せず背を向けることになりかねません。



#### 本好き集まれ! YA\*すたっふによる "図書館のススメ"

くにたち図書館では、中高生が"YAすたっふ"として活動しています。主に、YA講演会の企画運営、中央図書館1FにあるYAコーナーの、本の展示・紹介のためのPOP、ポスター作りなどを行っています。

#### ●YA講演会

YA講演会は「10代の、10代による、10代のための講演会」をモットーとし、作家さんの選定や依頼、編集部への交渉、ポスター作成やその掲示

すべてにYAすた っふが関わって実 施しています。

のお願いまで、



※YA(ヤングアダルト)とは、中高生ぐらいの十代の 若者を指す言葉です。

#### ●P0P作り

YAコーナーにあるオススメの本に小さいカードがついていることをご存知ですか? POPと言って内容や見どころをコンパクトにまとめたものです。1枚ずつ手書きで作っており、かわいいイラスト等でデコレーションをしてあります。YAすたっふも切り絵やレタリングに大奮闘!

みんなに読んでもらいたい 本をオススメしています。

コーナーに行ったら、ぜひ 探してみてくださいね!







## (2)子どもへの虐待防止・対策の強化

保護者などからの虐待により、幼い子どもの命が奪われたり、身体やこころを傷つけられたりする事件が後を絶ちません。東京都の児童相談所で対応した児童虐待の件数も平成21年度では3,339件であったのに対し、平成26年度には約2.3倍の7,814件となり、年々増加の一途をたどっています。平成26年度における被虐待児を年齢別にみると、「0~学齢前」が全体の40.7%、「小学生」が36.7%、「中高生・他」が22.7%となっています(第2章 図表2.15、2.16参照)。このような状況は、国立市を所管する立川児童相談所においても同様な傾向にあります。

国立市においては、平成 16年の児童虐待防止法改正により、子ども家庭支援センターが虐待通告の一義的な窓口となっています。幸いにして重篤な虐待ケースはないものの、やはり増加傾向にあります。

児童虐待も含め、子どもと家庭に関する問題は、社会変化などの影響を受けて複雑化しています。子どもを虐待から守り、総合的に支援していくためには一機関による対応だけでは不十分であり、様々な分野の機関との連携を図ることが不可欠です。保健、医療、福祉、教育、警察などの関係機関がその機能を活かし、地域が一体となって子どもたちを守っていく体制を構築する必要があります。

国立市では子ども家庭支援ネットワーク連絡会(要保護児童対策地域協議会)を設置し、子ども家庭支援センターがその中心機関となり、虐待を受けたと思われる子どもとその家庭について関係機関からの情報を集約し、共有化を図ってきました。また、平成20年6月より、これまでの従来型の子ども家庭支援センターから先駆型に移行し、子どもと家庭への相談体制の強化、虐待の早期発見・防止に力を入れています。さらには、平成24年度から虐待対策コーディネーターの配置により組織的な対応が強化され、関係機関との個別ケース会議などを通して、相互の役割を確認し、多面的に支援の方向性を検討し、対応していくという重要な役割を担っています。

図表 4.10 国立市子ども家庭支援センター 児童虐待新規対応件数の年次推移

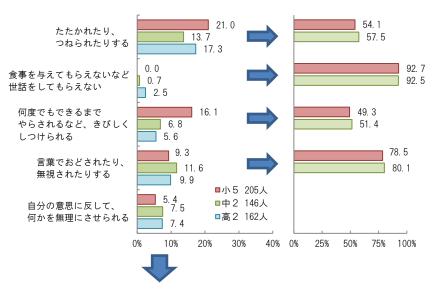
単位:件

					1 1 11
平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
13	26	36	32	49	68

## 国立市アンケートより

図表 4.11 親(保護者) からされたことが 「ある」「ときどきある」の合計

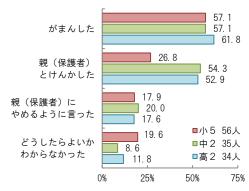
図表 4.12 それに対して、しつけとして「やってはいけない」と思う割合(小5・中2のみ)



国立市アンケートでは、親(保護者)から、「たたかれたり、つねられたりする」ことがある割合は2割程度、「言葉でおどされたり、無視されたりする」ことは約1割となっています(図表 4.11)。

また、子どもがいうことを聞かない場合でも、「たたかれたり、つねられたりする」行為をしつけとして「やってはいけない」と考える割合は、6割を下回っています(図表 4.12)。

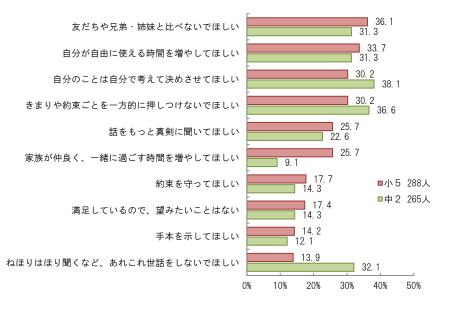
図表 4.13 そのときに、どうしたか(複数回答・上位 4 項目)



さらに、そのときにどう対処したかについては、「がまんした」が約6割となったおり、中2、高2では「親(保護者)とけんかした」が5割以上ある一方で、小5では3割に満たず、「どうしたらよいかわからなかった」が約2割となっています。(図表 4.13)

友だちや家族に相談したのはわずかで、 公的機関に相談した子どもはいません。

図表 4.14 子どもに対して大人にこころがけてほしいこと (5つまで複数回答・上位 10項目)【再掲】



平成 25 年度国立市アンケートでは、 大人にこころがけてほしいこととして、 小5では「友だちや兄弟・姉妹と比べないでほしい」が36.1%で最も多くなっており、中2でも約3割となっています。 また、中2では「きまりや約束ごとを一方的に押しつけないでほしい」が36.6%、小5でも30.2%となっています(図表4.14)。





### 子ども虐待対策の充実

所管課

子育て支援課

#### 1. 子ども家庭支援センター相談体制の充実

児童虐待の発生の予防には、各家庭の抱える問題が深刻化する前に相談できることが重要であり、早期対応も可能になることを、市民や関係機関に周知していきます。また継続的な研修やスーパーバイズを導入し、ケースカンファレンスの開催やスキルの向上を図ることを通じて、子ども家庭支援センターの相談体制の充実を図ります。また、平成27年度より専門相談員を配置しており、今後もケース対応後の継続的な相談・訪問を行うなど再発防止等にも力を入れていきます。

#### 2.「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営 ★

内容

児童虐待を早期発見し、迅速に対応するために、保育園、幼稚園、学校等が子どもの日常的な関わりにより、その心身の状況を適切に把握し、子ども家庭支援センターや保健センターと緊密な連携を図ります。また、子ども家庭支援ネットワーク連絡会(要保護児童対策地域協議会)のより効果的な運営のため、同協議会の構成員からなる進行管理台帳点検作業会を実施し、全ケースの進行管理の評価や主担当機関の確認、支援方法の見直し等を行い、適切な対応と関係機関との情報共有と支援体制の強化を図ります。

#### 3. 小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の実施

日常的に児童との関わりをもち、子どもに安全な居場所や精神的な健康を保障するとともに、子どもの状態を日々把握しやすい小中学校及び保育園・幼稚園と子ども家庭支援センターとの連絡会を定期的かつ個別に実施し、また、ケースによってはスクールソーシャルワーカーとの連携を図ることにより、児童虐待の早期発見や防止に努めます。

取糸	組み	育児支援サポーター派遣事業の実施	所管課	子育て支援課
内容	拡充	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽 ーズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確	減します。	また、依頼者の二
取絲	組み	虐待防止・対応マニュアルの活用による啓発活動の実施	所管課	子育て支援課
内容	拡充	関係機関向けに作成した「虐待防止・対応マニュアル」を配 待の防止及び早期発見、啓発活動を積極的に行います。	布・活用す	ることにより、虐
取糸	組み	児童虐待防止に向けた市民意識向上のための啓発活動	所管課	子育て支援課
内容	拡充	児童虐待は、家庭が地域から孤立しているときによりリスク ている家庭を見掛けたとき、あるいは虐待が疑われる家庭に気 関へつなげることが虐待の発生及び重症化を防ぐことになりま 虐待に対する正しい理解と支援への協力を得るために、市民向 施します。	,づいたとき きす。より多	に、すぐに専門機
取約	組み	「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施と状 況把握	所管課	子育て支援課
内容	継続	乳幼児健康診査未受診家庭及び就学時の健康診断未受診の家受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握でき部署と子ども家庭支援センターで、家庭訪問等を実施し、当該を行います。	ない家庭に	ついては、各担当

取糸	且み	児童相談所など専門性を有する関係機関への迅速な支援要 請	所管課	子育て支援課	
内容	継続	社会的養護の必要性を含めて、本市による対応が困難と判断 応の遅れを招くことがないよう、児童相談所をはじめ、専門性 び支援要請を迅速に行います。			
取糸	組み	要支援家庭を対象としたショートステイ事業の実施検討★	所管課	子育て支援課	
内容	拡充	保護者の強い育児疲れや育児不安により、要支援家庭におけた場合に、児童の生活の場を一時的に家庭から移すショートス・します。			
取糸	且み	要支援家庭や子どもへの配慮と理解を促す職員研修の充実	所管課	子育て支援課	
内容	拡充	支援が必要な子どもや家族への理解を深めてもらうことで、 携体制を構築していくことを目的に実施してきた、庁内関係部 子どもに関わる関係機関にも対象を拡大し実施します。			
取糸	組み	養育家庭制度の啓発と支援の促進	所管課	子育て支援課	
内容	拡充	児童虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられて養育する社会的養護の一つで、東京都が実施している養育の普及と登録家庭数の拡大、養育家庭への支援について、立川実を図っていきます。	家庭制度(ほ	まっとファミリー)	
取糸	且み	虐待予防検討会の実施	所管課	健康増進課	
内 継 虐待予防の取組みとして、3~4か月健診後に支援が必要な家庭に対して虐待予防検討 容 続 を実施し、支援方法などを検討し、適切な支援を行っていきます。					

#### 「みんな、ボクを支えてくれてありがとう!」 〜ほっとファミリー<sup>※</sup>(養育家庭)の声より〜

養育家庭として1歳3ヶ月の男児を預かり、共に生活して5年が経ちます。受託当初は、赤ちゃん返り、試し行動等、様々な姿を見せ、彼にとってはすべてが初めての経験で、毎日泣き叫んで必死の抵抗をしていました。想定外の大変さに振り回され、母のイライラが息子たちへ移り、家族がギクシャクしていたような気がします。

親子の愛着関係を意識的に作っていき、育て直しをする原点の作業を、日々の生活の積み重ねで行ってきました。地道につきあい、受け入れ、寄り添っていくことは、並大抵のことではありません。研修に参加し、専門知識を学んで理解も深めてきました。

そんな私たちをたくさんの方々が支えてくれました。 家族は一丸となって助け合い、今では一人ひとりがなくてはならない存在となっています。それは「お母さんはボクのことが好きで好きで仕方ないんだよね!」と嬉しそうに話す言葉に、すべてが凝縮されています。 国立市子ども総合計画審議会委員 本島 純子

里子であることを公表し、地域に溶け込めるよう、周 りの方々に理解と協力をお願いしてきました。皆、とて もかわいがってくれ、警戒心が強く無表情だった彼を表 情豊かに変え、言語力と社会性を伸ばしてくれました。 地域で子どもを育てることの大切さを実感している日々 です。

里親仲間とのネットワークも、里親数が増えたことで 賑やかになってきています。つらい経験を分かち合い、 わが子のように成長を喜ぶ。里子同士のつながりもあり、 素敵な仲間たちに囲まれています。

いずれわが家を巣立つ里子に、"オレの実家"と言って もらえるまで、頑張ろうと思っています。

※ほっとファミリー (養育家庭) とは、 家庭で暮らすことができない子ども を、養子縁組を目的とせず、一定期 間養育していただく家庭のことです。 制度の詳細については、東京都福祉 保健局の「ほっとファミリーのペー ジ」をご参照ください。



<del>-^^^^^^^^^</del>

#### 子ども家庭支援センターにおける対応のながれ



子ども家庭支援センターでは、通告や相談を受けると、会議を行い、センター内で当面の方針を決定します。これを「受理会議」といいます。相談・通告の内容に応じて、緊急に受理会議を開くこともあります。

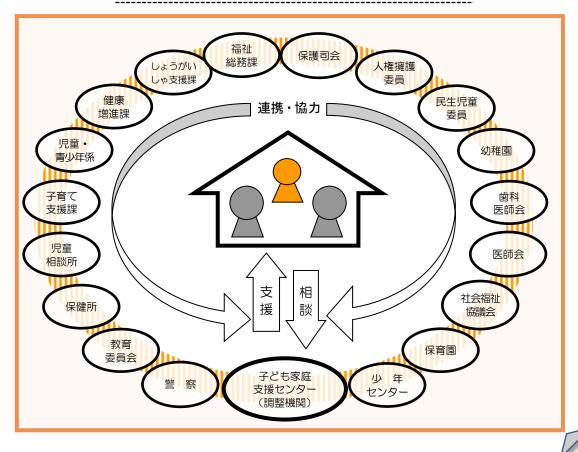
子どもと家族の置かれている環境や状況について情報を収集します。相談・通告の内容について問題を総合的に把握するため、関係機関等から情報を収集します。また、目視による子どもの現認や緊急対応について検討します。状況に応じて児童相談所に援助要請等を行い、児童相談所とともに家庭訪問等を行います。

調査した情報をもとに支援方針会議を開き、支援内容の検討・決定を行います。また、関係機関との連携や支援が必要な場合は、個別ケース会議を開き、情報の共有や役割分担などを行います。

支援方針に基づき、関係機関と連携して支援を行います。関係機関はそれぞれの役割分担に沿って支援します。また、家庭の状況に変化が生じていないか、子ども家庭支援センターが情報を集約します。

支援が適切に行われているか、評価・検討します。問題の改善が 見られた場合は、ケースの終了を検討します。改善のない場合や 新たな問題が生じた場合、再度情報収集し、状況の確認をします。 必要に応じ、個別ケース会議を開き、支援方針の見直しをします。

#### 国立市の子どもを守るためのネットワークのイメージ図







## (3)子ども・若者の社会的自立への支援

近年、若年者の就労や自立の問題、いわゆる「ひきこもり」や「ニート」といった状況に置かれ、社会参加や就労に課題を抱える若者たちの存在が社会問題として取り上げられることが増えてきました。そうした若年者の状態には、いじめや不登校、就職活動の不調、職場への不適応、しょうがい、病気、経済的な貧困など、様々な要因があります。また、自宅から全く外出できない人やコンビニなどの近所への買い物は可能な人、ひきこもりの期間が数週間の人から数年間の人、10代、20代、また30代など、実態は様々です。こうした「ひきこもり状態」は、一つの原因で生じるものではなく、様々な要因が複雑に絡み合っていると言われており、一様の対応で解決するものではありません。

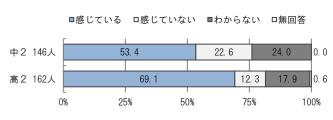
このように複雑な一人ひとりの状況に応じた相談・支援のために、教育や雇用、福祉・ 医療など、異なる分野の部署や施設、機関が連携し、包括的な支援体制を築いていく必要 があります。

国立市ではこれまでに、公民館において自立に課題を抱えた若者自身や保護者・家族に向けた講座やセミナー、若者の「居場所」づくり、中間就労、学習支援等の取組みを実施してきました。また、現在、当事者である若者自身や保護者・家族からの相談に対しては、児童青少年課で対応し、東京都の相談窓口「ひきこもりサポートネット」を紹介しています。しかし、実際には、福祉総合相談窓口などに別の相談をした際に、「実は家族にひきこもりが…」といったように、ひきこもり相談は、当事者側からすると非常に言い出しづらい問題であったり、周囲に気づかれたくないばかりに、支援に乗り出した時には、重篤化しており対策に苦慮するケースが多く見られる傾向にあります。今後、課題を抱える子ども・若者支援を推進するためには、おおよその「ひきこもり状態」にある子ども・若者の人数の把握や、上記に示した様々な要因への早期からの支援や対策、また、そのための関係機関における連携が非常に重要になると考えます。

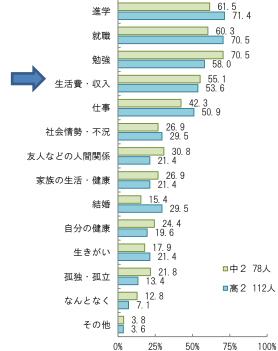
## く 国立市アンケートより

図表 4.15 将来に不安を感じているか

図表 4.16 どのようなことに不安を感じているか(複数回答)

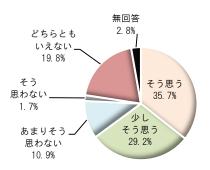


国立市アンケートでは、将来に不安を感じている割合は、中2が53.4%、高2が69.1%を占めています。その内容は、「進学」「就職」「勉強」などとなっています。また、「友人などの人間関係」も中2で約3割、高2で約2割となっているほか、中2では「孤独・孤立」が約2割となっています(図表4.15、4.16)。



図表 4.17 自立していない若年者が増えていると思うか【再掲】

15~64歳市民 359人

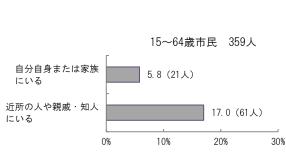


国立市アンケートでは、自立していない若者が増えていると言われていることについて、「そう思う」が 35.7%、「少しそう思う」が 29.2%で合わせると 64.9%となっています (図表 4.17)。

「ひきこもり」状態にあてはまる人がいるかについては、「自分自身または家族にいる」が 5.8%(21人)、「近所の人や親戚・知人にいる」が 17.0%(61人)となっています(図表 4.18)。

その内訳は、「自分自身または家族」では 50 歳代が7人、20 歳代が5人、30 歳代と 60 歳代以上が4人となっています。「近所の人や親戚・知人」では 20 歳代が21人、30 歳代が17人、40 歳代が14人、小・中学生が11人となっています(図表4.19)。

図表 4.18 自分自身または家族に「ひきこもり」 状態にあてはまる人がいるか

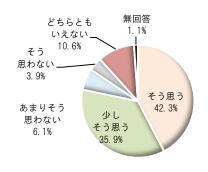


図表 4.19 「ひきこもり」状態にあてはまる人の年代別人数



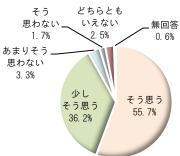
図表 4.20 「ひきこもり」は早期に支援に つなげることが必要

15~64歳市民 359人



図表 4.21 「ひきこもり」について、 身近な場で相談しやすい窓口が必要

15~64歳市民 359人

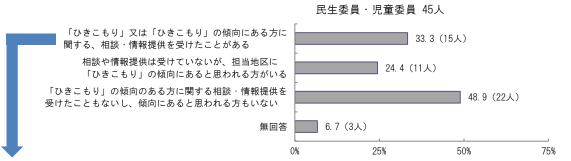


「ひきこもり」について、早期 支援につなげることが必要だと思 う人は 42.3%、身近な場で相談し やすい窓口が必要だと思う人は 55.7%となっています(図表 4.20、4.21)。

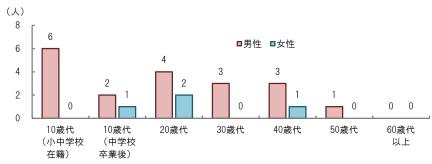
#### 施策目標1 ありのままの自分でいられる場所づくり

民生委員・児童委員がこの1年間で「ひきこもり」又は「ひきこもり」の傾向にある方に関する、相談・情報提供を受けたことがあるのは33.3%(15人)で、その内訳は、10歳代の男子小・中学生が6人、20歳代男女が6人となっています(図表4.22、4.23)。

#### 図表 4.22 民生委員・児童委員の過去 1 年間の活動の中で当てはまること (複数回答) 【再掲】



図表 4.23 相談・情報提供を受けた「ひきこもり」と思われる方の年代別人数



### 取組み



## 課題を抱える子ども・若者支援の推進

所管課

児童青少年課 福祉総務課 公民館

#### 1. 関係部署・機関の連携体制の構築

平成 27 年度に児童青少年課で実施した「若年者の就労や自立」に関する基礎調査の結果を踏まえ、ひきこもりにとどまらず、不登校といった関係要因や自立に向けた支援などを包括的に検討するため、庁内の関係部署や外部機関などによる連絡会を立ち上げ、当事者や保護者等への具体的な支援の方策を講じます。また、社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの取組みとの連携を進めます。

#### 2. ひきこもりに関する情報提供機会の充実

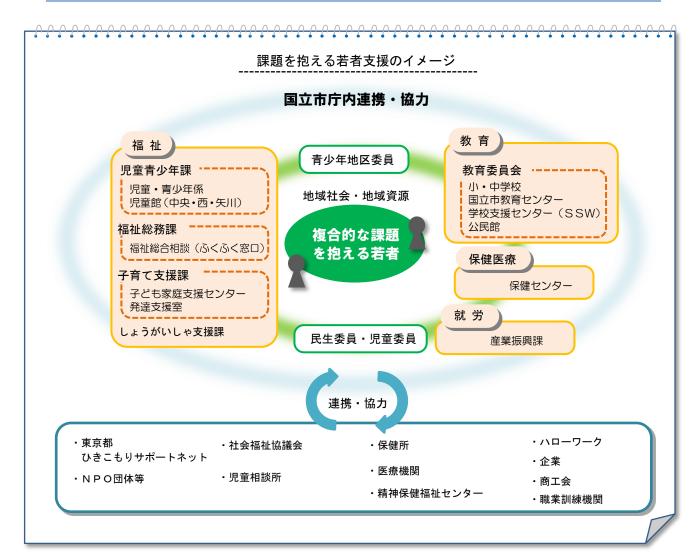
内容

ひきこもりが当事者や保護者・家族だけで解決できる問題ではなく、周囲の理解や支援が必要であることの理解を促すための市民向け講演会や講座、当事者や家族向けの相談会等を実施します。

#### 3. 若年者が集える「居場所」づくりの推進

ひきこもりやニート、不登校など、学校や家庭、地域の中に自分の「居場所」を見いだせない若年者たちが集える「居場所」づくりや、学習支援等の取組みを、関係機関と連携して充実を図っていきます。

取糸	組み	雇用機会の提供の検討	所管課	産業振興課		
内容	拡充	商工会や商店会等をはじめ、庁内連絡会(就労支援連絡会)を 子育て家庭やひとり親、ひきこもりなどの課題にも対応できる 努めます。				
取糸	且み	子どもたちの未来をつむぐ教育相談事業の推進	所管課	教育指導支援課		
内容	継続	教育相談事業では、電話、来所等の相談を実施しています。 発達、福祉等の連携強化のためスクールソーシャルワーカーを どもにとっての最善の利益を考え、子育て、子育ちの助言に	を活用しな			
取糸	且み	青年のための生涯学習事業の拡充	所管課	公民館		
内容	継続	幅広い青年層を対象にした多様な体験・交流の機会や、生活通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。	舌と労働等(	こ関する学習機会を		
取糸	組み主権者教育の推進		所管課	選挙管理委員会事 務局		
内容						





## 施策目標2 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり

#### 現状と課題

「子どもの権利条約」は、世界の多くの児童が、今日なお、飢えや貧困等の困難な状況 に置かれていることを鑑み、世界的な観点から児童の人権尊重と保護の促進を目指して定められました。

しかし、国際連合の総会において採択されて 26 年が経過した現在も、世界各地で紛争 は絶えず、貧困と差別はいまだに根絶されていません。

ユニセフの「世界子供白書 2015」によると、1990年に50億人だった世界人口は、2050年には100億人になると見込まれ、そのうち約24億人が18歳未満の子どもたちと推定されています。そして、「今日の子どもたちの多くは、25年前には存在していなかった、より多くの機会を享受しているはずである。しかし、残念ながらすべての子どもが、子どもの権利条約で謳われているように、平等な機会を得て健康に成長し、教育を受け、本来持っている才能を十分に開花し、本格的に社会に参加できる市民になれる、というわけではない。」と書いています。

国内に目を向けると、「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、日本の「子どもの貧困率」は 16.3%と過去最悪を更新し、平均的な所得の半分を下回る所得の世帯(年間 122 万円未満)で暮らす子どもたちが、6人に1人もいるということになります。また、「大人が1人」の家庭の貧困率は 54.6%にも上ります(第2章 図表 2.13、2.14 参照)。

経済的な理由により進学を諦めざるを得ない場合や、就職にまで影響を及ぼすなど貧困の連鎖を生み出します。また、母子世帯では非正規など雇用の問題や、生活費を得るためにダブルワーク、トリプルワークで働かざるを得なくなることで、十分に子どもに関われないなど多くの問題を抱えています。ひとり親家庭が安定した仕事に就けるよう、資格取得のための費用やその間の生活費補助などの支援が必要になると思われます。

人は、家庭・教育環境などの様々な外的要因の影響を受けながら一生を通して発達していきます。それは発達が気になる子どもも同様であり、成長とともに改善されていく課題が多くあります。そのためには、就学前の幼児期の段階からの適切な支援や、福祉部局と教育委員会が連携して、インクルーシブ教育を推進することが求められています。また、発達が気になる子どもは、コミュニケーションや対人関係を構築するのが苦手な面が見られます。行動や態度から誤解されることがないよう、周囲の理解が非常に重要となるため、発達が気になる子どもと多くの不安を抱える保護者の気持ちを理解する啓発活動も必要となります。

また、しょうがいのある子どもとその家族への支援も同じく、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、福祉・医療・教育などの関係機関が連携して、乳幼児から切れ目のない支援をすることが必要となります。国立市では、平成27年9月に「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例が制定されました。この条例は、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって、しょうがいのある人とない人が共に出会い、育み合える差別のないまちであり続けるための条例です。この条例に沿った支援等を推進することが求められています。

さらに、外国籍の子どもが増える中で、国籍や言語、文化、民族などの異なる人々が、 互いの違いを認め、対等な関係を築き共に生きていく社会でなければなりません。外国に ルーツをもつ人々が、不当な社会的不利益を受けず、それぞれのアイデンティティを否定 されることなく、多様な文化をもった子どもと家庭が、不安や不便を感じないように生活するために、思いやりのこころを育くむ、多文化共生の地域づくりが求められています。 第三次計画では、すべての子どもが分け隔てなく過ごせるような場所づくりを推進していく必要があります。





## (1)ひとり親家庭への支援の充実

「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、母親もしくは父親と 20 歳未満の子どもで構成されるひとり親家庭は、全国で母子世帯が82.1万世帯、父子世帯が9.1万世帯の計91.2万世帯いるとされています。特に母子世帯は、平成4年の同調査では48.0万世帯でしたが、ここ20年間で34万世帯増加しています。経済的には、母子世帯の年間平均所得額は243万円で、子どものいる世帯の年間平均所得額673万円に対し、約3分の1程度の収入にとどまっています。

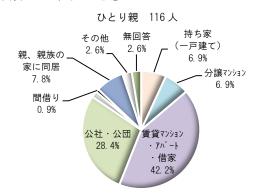
また、父子世帯においても、子どもの保育所等への送迎により勤務時間を減らしたり、 子どもの病気等で休暇を取得しなくてはならなかったり、場合によっては、転職を余儀な くされたりするケースもあり、大幅な収入減になってしまう恐れがあります。

このように厳しい状況に置かれたひとり親家庭は増加傾向にあり、ひとり親家庭の貧困、子どもの貧困問題が浮き彫りになっています。また、親の収入格差が子どもの教育機会の格差へとつながり、それがまた子どもの収入格差・社会的格差にまでつながってしまうといった「貧困の世代間連鎖」を生み出します。

これらのひとり親家庭に支援が確実につながる仕組みづくりや、自立に向けた支援が必要ですが、必要な行政サービスの情報が行き届かず、利用するところまで至っていない状況があります。また、病気や経済的問題などの複数の困難な問題を抱えている方が多く、他部署との連携や一人ひとりに寄り添った支援が必要となっています。就労支援を強化し、経済的に安定し自立した生活を送ることを目指せるような支援が求められています。

## 国立市アンケートより

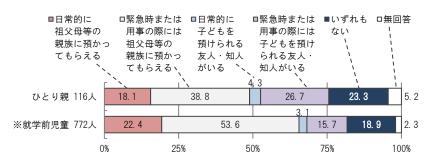
図表 4.24 住まいの形態



国立市アンケートでは、ひとり親家庭の住まいの形態は、「持ち家(一戸建て)」「分譲マンション」を合わせても13.8%となっています(図表4.24)。

また、祖父母等の親族に子どもを預かってもらえる割合は、就学前児童保護者に比べて低く、友人・知人に頼っている状況が見られます(図表 4.25)。

#### 図表 4.25 親族等の子育てに対する支えの状況

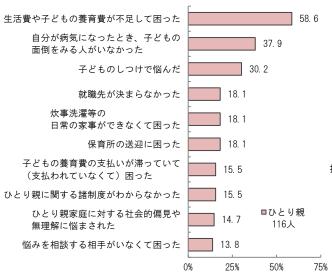


(※「就学前児童」は平成25年度 国立市アンケート)

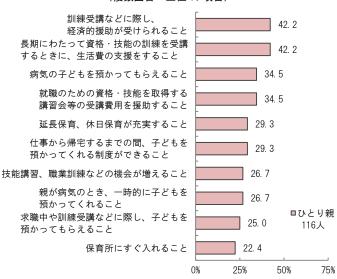
ひとり親家庭になったときに困ったことは、「生活費や子どもの養育費が不足して困った」が 58.6%で最も多く、次いで「自分が病気になったとき、子どもの面倒をみる人がいなかった」が 37.9%となっています (図表 4.26)。

また、就職や仕事のために行政に望む支援としては「訓練受講などに際し、経済的援助が受けられること」「長期にわたって資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をすること」がともに 42.2%で最も多く、次いで「病気の子どもを預かってもらえること」「就職のための資格・技能を取得する講習会等の受講費用を援助すること」がともに 34.5%となっています(図表 4.27)。

図表 4.26 ひとり親家庭になったときに困ったこと等 (複数回答・上位 10 項目)



図表 4.27 就職や仕事のために行政に望む支援 (複数回答・上位 10 項目)



図表 4.28 ひとり親家庭になってから取得した資格・技能(複数回答)(主なもの)

資格·技能	人数
ホームヘルパー	8
パソコン	6
保育士	6
医療事務	6
介護福祉士	4
簿記	2
看護師	2
外国語	2
大型・第二種自動車免許	2
教員	1

ひとり親家庭になってから取得した資格・技能は、「ホームヘルパー」「パソコン」「保育士」「医療事務」 などとなっています(図表 4.28)。



#### 取組み

_				_
/	重	5	ሰ	١
	/		7.	
١	月又清	a	O)	
Δ				,

内容

### ひとり親家庭の自立支援の強化

所管課

子育て支援課

#### 1. ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実

- (1)母子及び父子福祉資金貸付等の活用による経済的な支援や養育費の確保に関わる支援、親子が安心して生活できるサービスの提供を行います。
- (2) ひとり親家庭の子どもに対して、生活習慣や学習習慣が身に付く支援を行い、社会的に自立し生活していく力を養っていきます。
- (3)ひとり親家庭の保護者に対し、ハローワークと連携し、自立した生活のための資格取得や安定した就労ができるような支援を行います。

#### 2. ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

- (1)安心して出産できる場所、安全な生活の場所の確保や、ひとり親家庭の抱える多種多様な問題に対しての相談や支援を行います。
- (2) ひとり親家庭の女性などの自立支援に向けて、NPO等地域との連携を進めます。

取糺	旧み	母子及び父子福祉資金貸付事業の推進	所管課	子育て支援課	
内容	継続	母子及び父子家庭の生活の安定と、その子どもの福祉の充実を進めるため、各種資金の貸付を継続します。			
取糺	日み	ひとり親家庭医療費助成事業の充実	所管課	子育て支援課	
内容	継続	ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による治療を受けた場合の医療費の部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。			
取糺	目み	児童扶養手当の支給	所管課	子育て支援課	
内容	継続	父または母と生計を同じくしていない等、所定の要件を満たす児童を育成する家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。			
取糺	日み	児童育成手当支給事業の継続	所管課	子育て支援課	
内容	継続	父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母がする児童の家庭、あるいはしょうがいを有する児童がいる家庭 祉の増進に努めます。			
取約	目み	ひとり親家庭の自立支援体制の強化	所管課	子育て支援課	
内容	拡充	高等職業訓練促進費給付事業、自立支援教育訓練給付金事業 うことで、安定した生活を目指せるように支援を図ります。 就労プログラム策定を行い、ひとり親家庭の安定した就業につ	また、母子	・父子自立支援員が	
取約	目み	ひとり親家庭の生活の安定の強化	所管課	子育て支援課	
内容	継続	ひとり親の子育てや家事などの負担を軽減するためのホー などでこころが不安定になっている児童がいるひとり親家庭に 推進します。			

取約	組み	ひとり親家庭の特性を踏まえた相談支援体制の強化	所管課	子育て支援課	
内容	拡充	ひとり親家庭に共通した課題に加え、各家庭事情に応じた記 対し、ニーズに合ったひとり親相談・支援体制の強化を図り	共通した課題に加え、各家庭事情に応じた課題がある母子及び父子家庭にったひとり親相談・支援体制の強化を図ります。		
田口幺	組み	母子生活支援施設措置等委託事業の推進	=C 445 = Ⅲ	フ女子士採押	
ЯXЛ	出の	<b>ロ丁エル又仮肥設怕直守安託争未り推進</b>	所管課	子育て支援課	





## (2)成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実

発達支援室は、発達が気になる子どもとその家庭に切れ目のない支援を行うため、平成25年4月に子育て支援課に新設され、同年7月に相談事業を、翌年4月から通所事業を開始しました。相談事業は、0~18歳の発達に心配のある子どもの保護者、支援者などを対象に、相談内容や年齢に応じた適切な支援へとつなぎ、通所事業は、2歳~就学前の発達支援の必要な子どもとその保護者に対し、発達段階に応じたプログラムに親子が参加する中で保護者から相談を受け、家庭での育児支援を行ったり必要に応じて適切な機関へとつなげています。特に就学前児童においては、発達支援室の相談・通所事業での関わりを切れ目のない支援へとすることが大切です。

教育委員会の就学相談事業と情報共有の強化を図り、さらに学校生活において一人ひとりが健やかに成長することができるためのインクルーシブ教育を推進します。

その他、公私立保育園、私立幼稚園などへ医師、臨床心理士などの同行による巡回相談を実施してきめ細かい対応・支援を行っています。また、発達が気になる子どもとその家庭への理解や支援方法を学ぶための各種研修会や講演会なども実施しています。平成 26 年度は、発達相談が 64 件、巡回相談が 39 か所、通所利用者が 27 人となっています。

近年、乳幼児の保護者及び関係機関職員より、子どもの発達についての専門的なアドバイスを求められることが増えており、今後は、適切な助言を行える専門職による巡回相談を含めた相談事業を、支援の主軸としていく必要があります。

図表 4.29 発達支援室の主な相談内容(平成 26 年度)

単位:件

内容    年齢	0~2歳	3~6歳	7~12歳	合計
通所事業「ぴ~す」希望	11	19	0	30
ことばの発達	5	5	0	10
人見知り・落ち着きなど	3	5	2	10
運動面(手先・歩行など)の発達	0	2	2	4





### 子どもの発達総合支援事業の充実

所管課

子育て支援課

#### 1. 切れ目のない支援の充実

幼児期から青年期(18歳)までのライフステージに応じた切れ目のない支援を進めるとともに、18歳以上についてもしょうがいしゃ支援課と連携し途切れない支援を推進します。また、相談に対応する専門職相談員の配置を拡充します。

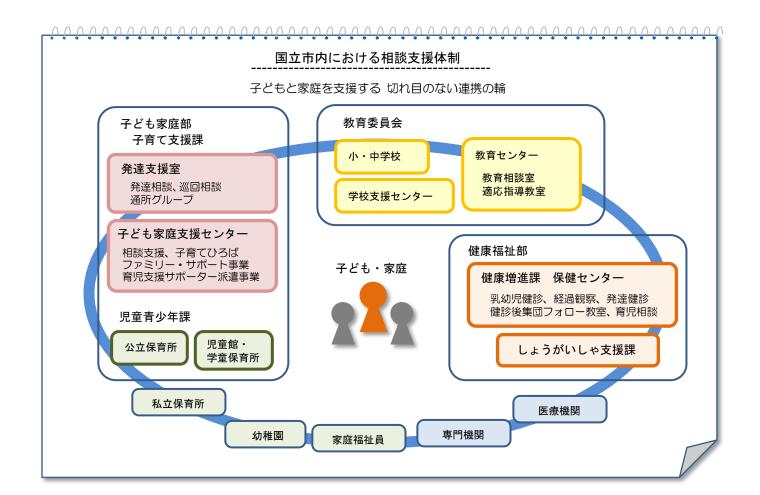
#### 2. 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化

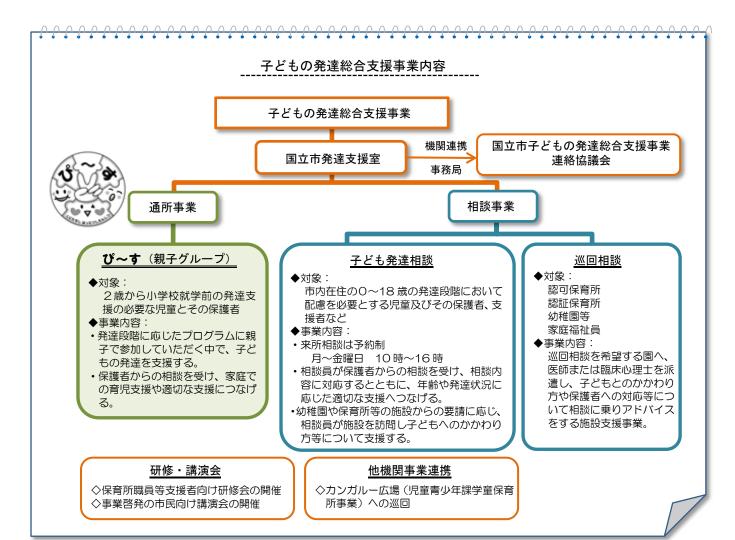
内容

発達が気になる乳幼児の保護者の方の「早期の気づき」に向けた取組みや、育児不安に対応するため、保健センターが実施している健診事業やフォロー事業との連携を強化します。また、保護者支援のためのペアレントトレーニング事業の実施を検討します。

#### 3.「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化

発達段階において配慮を必要とする子どもとその家族などに対する支援の充実を図るため、児童青少年課、しょうがいしゃ支援課、教育指導支援課、健康増進課などの関連部署との連携体制の強化を目的とした、「発達総合支援事業連絡協議会」を組織し、切れ目のない支援の充実を推進します。





# 発達支援室・通所事業「ぴ~す」

発達支援室では、少人数のグループ活動を通してお子 さんの成長発達を支援する通所事業を行っています。

グループ名の由来の「ぴ〜す」には、お子さん一人ひとりが、日々の生活の中で「やったー」と達成感をもつことができるように、という願いと、パズルの1ピースがかけがえのない大切な存在という思いが込められています。

グループ活動では、いろいろなテーマあそびを通して お子さんの発達を促すよう支援しながら、保護者の方と お子さんを共に支えていきたいと考えています。



- ◆実 施 日:月・水・金曜日の午前10時~11時30分
- ◆利用回数:同じ曜日で月2回
- ◆対 象:市内在住で、発達の気になる2歳から就学 前までの児童とその保護者
- ◆場 所:保健センター2階(富士見台3-16-5)
- ◆内 容:お子さんの状況に合わせたプログラムを提供し、お子さんへのかかわり方に関する相談・助言を行います。
- ※ご利用の詳細につきましては、発達支援室へご相談ください。 【問い合わせ・相談先】国立市発達支援室 (富士見台3-21-1 子ども家庭支援センター内)

☎042-580-1282 (平日の午前10時~午後4時)



#### 取組み ともに歩むインクルーシブ教育の推進

所管課

教育指導支援課

内 拡 充 容

特別支援教育の推進の核となる交流及び共同学習を推進します。また、インクルーシブ教 育システムの検証を進め、就学相談事業と発達支援室との緊密な連携を図り、一体化に向け た準備を進めます。

### <u>PRANTERE PROTERE PROTERE PROTERE PROTERE PROTERE PROTERE PROTERE PROTE</u> 特別支援教育※1にかかわる地域の各種機関とのつながり

#### 国立市教育センター※4

学校と連携しながら、児童・ 生徒の教育相談や就学相談 を進める。

#### 国立市学校支援センター※5

特別支援教育アドバイザー\*6や スマイリースタッフ\*7の派遣、資 質向上のための研修を行う。

#### 様々な子どもの 教育ニーズに対応



国立市立小・中学校 (通級指導学級<sup>※2</sup>・特別支援学級<sup>※3</sup>)

#### 国立市教育委員会

特別支援教育体制の整備や充実、資質 向上のための研修会などを開催する。

#### 都立武蔵台学園

特別支援学校<sup>※8</sup>の知識や情 報を生かし、専門家チーム 委員や就学支援委員会委員 として、専門性の高い助言 を行う。

国立市健康福祉部 国立市保健センター

国立市子ども家庭部 子ども家庭支援センター 国立市発達支援室

各種検診や相談、保護者の 支援などを行う。

- ※1 特別支援教育:しょうがいがある児童・生徒について、一人ひとりのしょうがいの種類や状況などに応じて、特別な配慮のもとに行われ ている教育。特別支援学級や、通級指導学級、または都立特別支援学校における専門的な支援や通常の学級での支援などを進めている。
- にいる教育。行用が実施する場合では、またには単立行のようには、またいのないのなどは、と思わられているなどは、 通総指導学級:通常の学級での学習と同時に、週に1回程度通級し、しょうがいの状況に応じた専門的な支援を行う教室。 特別支援学級:少人数のきめ細やかな学習や通常学級との交流をとおして、しょうがいの状況に応じた指導を行う教室。
- ※4 国立市教育センター: 児童・生徒の心身ともに健全な発達と教育の充実を図るため、心理専門スタッフによる相談や、不登校児童・生徒 の学校復帰の支援を行う機関。
- ※5 国立市学校支援センター:多様化する教育課題への対応、若手教員研修の充実など教職員の資質向上を進め、国立市立学校の教育活動の 充実を支援する機関。
- ・ 特別支援教育アドバイザー:特別支援教育にかかる経験や高い専門性を有し、学校の教員に指導・助言をする人材。
- スマイリースタッフ:発達しょうがいや、その傾向にある児童・生徒の学習や生活上の困難さを支援するために、小・中学校に勤務 する専門的なスタッフ
- ※8 特別支援学校:東京都立の将来の自立と社会参加に向けて、少人数による専門的な指導を行う学校。

#### 取組み 発達総合支援事業の活動拠点の拡充への取組み

所管課

子育て支援課

子どもの発達総合支援事業の相談事業及び通所事業充実のために、必要な活動拠点の確保 内 拡 充 を検討します。 容

#### 取組み 幼児教育・保育の支援者向け研修の拡充

所管課

子育て支援課

発達支援に関して、幼児教育施設・保育施設などを巡回し支援者支援を行うとともに、支 内 拡 援者向けの専門的な研修を拡充します。 容 充

#### 取組み 子どもの発達を理解する取組みの拡充

所管課

子育て支援課

内 継 子どもの発達総合支援事業の理解を広めるため、市民への普及啓発に取り組みます。 容 続

#### 取組み 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給

所管課

子育て支援課

父または母と生計を同じくしていない等、所定の要件を満たす児童が育成される家庭、ま 内 継 たはしょうがいのある児童がいる家庭へ手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。 容

取約	且み	しょうがい児・者との交流の推進	所管課	しょうがいしゃ	
内容	拡充	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」(平成 28 年4月施行)の普及啓発を進める中で、交流を推進していきます。			
取組み		しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業	所管課	しょうがいしゃ 支援課	
内容	新規	市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性が薄れがちなしょうがい児(中学生を対象とする予定)が、サポーターの力を借りながら地域の店舗等で職場体験をし、交流を図る事業(仮称「ぷれジョブ」)として、実施していきます。			
取組み		心身障害者(児)福祉手当等の継続	所管課	しょうがいしゃ 支援課	
内容	継続	児童の福祉の増進に寄与することを目的として、20 歳未満当を支給します。	歯のしょう;	がい児の保護者に手	
取糸	且み	重度手当支給の継続	所管課	しょうがいしゃ 支援課	
内容	継続	重いしょうがいが重複している 65 歳未満の方に支給され の案内や手続きを行います。	る東京都の	)手当について、受給	
取糺	日み	児童育成手当支給事業の継続【再掲】	所管課	子育て支援課	
内容	継続				
取約	且み	しょうがいのある子の親への支援	所管課	しょうがいしゃ 支援課	
内容	継続	相談支援を行い、保護者の了解のもと子育て支援や母子保健、学校などの市の関連部署の他、障害児相談支援事業所・サービス提供事業所等との連携をとり、社会資源を活用できるよう配慮します。			
取糸	且み	しょうがい児保育の充実	所管課	児童青少年課	
内容	拡 充	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体	制を整備し	<b>/</b> ます。	
取糺	日み	しょうがい児緊急入所事業の充実	所管課	しょうがいしゃ 支援課	
内容	継続	家庭において介護が困難となった場合やレスパイトを必要 施設へ緊急入所させます。	とする場合	に、しょうがい児を	
取糺	且み	しょうがいをもつ子どもへの支援	所管課	しょうがいしゃ 支援課	
内容	継続	「障害者総合支援法」に基づく居宅介護や短期入所及び「児所(児童発達支援・放課後等デイサービス)について、利用			
取糸	且み	子どもの育ちを支えるグループ支援	所管課	健康増進課	
内容	継続	乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」 (1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象)及び「ぱすてる」(就園前の子どもと保護者 対象)を実施し、遊びを通した健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。			
取約	且み	しょうがい者、異年齢世代との交流事業の実施	所管課	公民館	
内容					

#### しょうがいがある人もない人もあたりまえに暮らすまちに

平成 18 年 12 月、国際連合で「障害者の権利条約」が採択されました。

この条約のポイントとなるのは「社会モデル」という考え方です。「しょうがい」とはどこにあるのか? このとき、誰かの機能にあるとする考え方を、個人モデルや医学モデルと言います。そうではなく、機能に不便さがある誰かに対する態度や環境などの障壁こそがしょうがいであるという考え方が社会モデルです。

例えば、耳が聞こえない人が字幕や手話通訳のない講演会に出たいとき。聞こえないから講演会に出られないという考え方が、個人モデルです。字幕や手話通訳がないから出られないという考え方が、社会モデルになります。

権利条約には、この考え方をもとにして、しょうがいのある人が社会に参加し社会に包まれること(インクルーシブ社会)や、差別をせずしょうがいのある人もない人も一緒に暮らすための工夫をすること(合理的配慮)が大切であると書いてあります



条例制定記念イベント

国立市には、平成 17 年に制定された「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」があります。日本が権利条約に署名し、 平成 25 年に「障害者差別解消法」という法律ができたことを受け、国立市はこの宣言を基に条例をつくることにしました。 多くの人が集まって、どんな条例がいいか話し合いました。 平成 27 年9日にできた条例の前文に、しょうがいのある人もない

多くの人が集まって、どんな条例がいいか話し合いました。平成 27 年9月にできた条例の前文に、しょうがいのある人もない人も、共に出会い、育み合い、誰もがあたりまえに暮らすまちを創っていこうという思いがこめられています。

#### (国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例 前文)



この条例は、しょうがいしゃの権利を認め差別を無くす方法や、万一、しょうがいしゃの権利を認め差別を無くす方法や、万一、しょうがいしゃの権利が無視されたとき等には、当事者同士の話合い等によって、たが、リかい。あして、しめお互いに理解し合える仕組みを示しています。

しょうがいしゃが暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちになります。そして、国立市に住まい、集う全ての市民は、この条例の理念を尊重して、誰もがあたりまえに暮らすまちを、ともに創っていきます。

※ 国立市では「障害」を「しょうがい」とひらがなで表記します。また、今回制定した「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例には、すべてルビをつけています。





## (3)外国籍の子どもと家庭への支援と多文化共生への理解

平成 26 年度の文部科学省の調査によれば、現在全国の公立学校に通う外国籍の児童生徒の数は約 73,000 人おり、日本国籍の児童生徒を含む 37,000 人が、ほとんど日本語がわからない状態で学校へ通わなくてはならないとされています。

こうした日本語の力が不十分な児童生徒は、会話はできても相手や自分のこころの内側を理解するような深い思考を重ねることができず、アイデンティティを確立できずに社会や地域から疎外感を感じたり、友人関係の構築に支障をきたすなどの問題が生じ、子どもの成長に多大な影響を及ぼす恐れがあります。こうした子どもへの教育支援は、学校の授業における限られた時間数の通訳サポートや教員の個別的配慮以外になく、学校現場でも課題になっています。

図表 4.30 国立市立学校における外国籍児童生徒数の推移

単位:人

	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
小学校	28	29	30	32	34
中学校	11	14	13	16	11
合 計	39	43	43	48	45

資料:学校基本調査5月1日時点における各学校の外国籍児童生徒数 (国立市立学校以外に在籍しているものについては計上していない)

図表 4.31 国立市立学校における日本語指導員派遣事業実績

	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
児童・生徒数	8名	1名	10 名	7名	10 名
保護者数	0名	1名	2名	3名	2名
指導員数	9名	2名	16 名	16 名	12名
時間数	398 時間	30 時間	660 時間	426 時間	842 時間

公民館では、平成25年度から「自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業」に取り組み、その一環で中高生のための学習支援事業「LABO☆くにスタ」を実施しており、外国籍や外国にルーツをもつ児童生徒が多数参加しています。

本事業は、外国人等の成人を対象にした別の主催事業「生活のための日本語講座」の受講者や日本語支援ボランティアから、外国人児童生徒の学習習慣や進路選択の課題に関する相談があり、実現した背景があります。大学生や日本語教師を目指す若者が児童生徒に個別指導し、不登校や発達が気になる児童生徒の「居場所」としての機能も有しています。



## 取組み

重点的 取組み

## 外国籍の生徒への学習支援の充実

所管課

公民館

1. 外国籍の子どもへの学習支援「LABO☆くにスタ」

日本語指導を必要とする中高生に対し、日本語学習支援、教科学習支援を行います。

2. 学習支援を通じた「居場所」づくり

言語やコミュニケーション、アイデンティティの確立に課題を抱えがちな外国にルーツをもつ子どもたちが、支援者である大学生等との交流を通じて、自己肯定力を高め、学習支援の場がありのままで受け入れられる「居場所」として機能するよう努めます。

内容

## 3. その他の各学習支援事業や関係部署との連携

平成28年度から実施予定である生活困窮世帯への学習支援事業や放課後学習支援教室など関係する各事業との連携を図っていくとともに、外国籍児童が抱えている様々な悩みや課題を把握した場合、健康福祉部や子ども家庭部、所属校など関係機関との間で必要な手段を講じられるよう情報共有を図ります。

取糸	組み	保育園、学童保育所等への通訳派遣	所管課	児童青少年課
内容	継続	日本語の理解が不十分な保護者に対して、子育てや教育にあるために、地域住民による海外交流サークル等の協力を得て		
取糸	組み	グローバル人材育成事業の推進【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	新規	市民からの寄付により、世界を舞台に活躍する人材を育成すた「国立市RHグローバル人材育成基金」を活用し、小学校野を広げることを目的とした「グローバルカフェ事業」や、「材の育成を目的とした「海外短期派遣事業」を進めていきませ、次世代のリーダーとなる人材育成のための基金活用につ		を対象に、国際的視象に、グローバル人 要に、グローバル人 世界に羽ばたく人材
取糸	組み	地域で育む・深める国際理解の推進	所管課	生活コミュニティ課
内容	継続	国連大学・国連UNHCR協会訪問など地域国際交流団体の生の国際理解の一層の推進を図ります。	の協力を得	て、小学生から高校
取糸	組み	外国籍市民にも住みよいまちづくりの推進	所管課	生活コミュニティ課
内容	新規	市内在住の外国籍市民と市による懇談会を実施し、外国籍反映させていきます。	市民のニー	ズを把握し、市政に
取糸	組み	グローバル人材の育成を目指した日本語適応指導の開発	所管課	教育指導支援課
内容	拡充	外国籍児童・生徒及び帰国児童・生徒を対象に 140 時間を 置します。日本語への適応を第一に進めつつ、グローバル人村 ムを関係部署等と開発します。		

取糺	組み 地域の教育資源を活かした外国語教育の推進		所管課	教育指導支援課		
内容	拡充	学習指導要領の改訂に伴い、平成30年度を目途に、小学校5・6年生で「教科型」、3・4年生に「活動型」として英語教育の系統的な指導を進めます。小・中学校に派遣している外国語指導助手(ALT)を核に、留学生、NPO等との連携による国際理解教育を進めます。				
取糺	且み	外国籍の子どもと家庭への図書館サービスの推進と本を 通じた支援	所管課	くにたち中央図書館		
内容	拡充	外国籍市民のための利用案内の作成(英語・中国語・韓国語)、案内表示(英語)を設置 し、洋書コーナーの充実を図るなど、利用しやすい環境づくりを推進します。また、外国語 絵本の充実を図るために、公民館や生活コミュニティ課と連携して選書を行います。外国語 絵本の読み聞かせ会や日本語版と英語版の同じ絵本の読みくらべ会など各国言語の絵本を通 じた交流事業を行っていきます。				
取糸	旧み	多文化共生事業の推進	所管課	公民館		
内容	拡充	国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支え合い、助け 共生社会につながる講座を実施していきます。また、地域の7 育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充	ボランティ	アの協力を得て、子		

## 勉強がわかる、居場所ができる、中高生への学習支援 「LAB0☆くにスタ」

国立市公民館の一室で毎週水曜日の夜6時から8時まで、大学生や社会人のスタッフが勉強を教える地域の教室が開催されています。この公民館事業が始まった平成25年度は、外国にルーツのある中高生たちが主に集まっていました。彼ら・彼女らは、母語が日本語ではないために受験期に勉強で苦労したり、文化の違いなどから不登校になったりしやすい問題が指摘されています。文部科学省によると、公立の小中高校などに通う外国籍の児童生徒は約7万3千人。日本語の指導が必要な子は、約2万9千人で過去10年ではもっとも増加しています。

そこで、「LABO☆くにスタ」では、それぞれの生徒のニーズに合わせて日本語指導や学校の宿題、授業の復習などの基礎学習をマンツーマンで手助けしています。スタッフと生徒、生徒同士の関係がつくられるように自己紹介やおやつの時間を設けたり、交流イベントを実施したりして、「LABO☆くにスタ」が

継続的に通いたくなる「居場所」にもなるように工夫を 凝らしています。

平成27年度は、外国にルーツのある生徒に加え、様々な事情で学習のサポートが必要な生徒も参加するようになり、スタッフ含め毎回約15名がテーブルを囲んでいます。

市内に在住・在学 する中高生であれば、 誰でも参加可能で す。教えてくれる大 学生も募集していま す。まずは公民館ま でご相談ください。



【問い合わせ】 国立市公民館(国立市中1-15-1) ☎042-572-5141

## \*

## 施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

## 現状と課題

子どもたちが、他人を思いやるこころや豊かな人間性を育みながら成長するには、年齢や生活環境の異なる子どもたちと触れ合い、一緒に過ごす時間をもつことが大切です。そのために、学校教育の場における学びに加え、文化・芸術、スポーツの振興、読書や伝統文化に触れる機会など社会教育や生涯学習が果たす役割は大きなものがあります。

子どもたちにとって、学校教育活動終業後の放課後に、学校とは異なる遊びやスポーツ、様々な体験活動を異年齢で行ったり、地域の人と触れ合い交流したりする時間は、非常に貴重です。子どもたちは、生活環境や様々な世代の人々との交わりの中で、生活習慣・生活能力やマナー、人との距離の取り方などを習得します。また、身近な遊びや体験の中で小さな成功・失敗体験を繰り返しながら、成長し社会性などを徐々に身に付けていくのです。

しかしながら、少子高齢化・核家族化など時代の経過とともに家族形態が変容し、また、 共働き家庭の増加や都市化の進行などにより、地域のつながりが希薄となるなど、子ども を取り巻く生活環境や地域社会は大きな変貌を遂げています。

さらに、全国的に子どもを狙った様々な事件が多発しています。学童保育所や児童館、 放課後子ども教室などは、子どもたちが安心・安全に、かつ、主体的に学び成長できる居 場所として大きな役割を担うところです。

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ります。そして、子どもが遊びにより心身の健康増進を図り、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにする支援を行うとともに、子ども同士で自らの役割分担を決め、児童館活動や地域の行事へ参加するなど、子どもが自由に意見を述べることができる場としての役割が求められています。

学童保育所は、保護者が仕事や病気などの理由により家庭で保育が受けられない小学1年生から3年生を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら自主性・社会性・創造性を養い向上させ、その健全な育成を図ることを目的としています。

また、放課後子ども教室は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに行うスポーツ・文化活動等の取組みを支援しています。

国では、学童保育所と放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後子ども総合プラン」を策定しました。これは、共働き家庭等か否かを問わず、すべての児童が一緒に学校での学びを深めたり広げたりする学習、補充学習、文化・芸術に触れ合う活動、スポーツ活動等、子どもの興味やニーズに則した多様なプログラムにより、低学年から高学年まで子どもの学ぶ意欲の向上と異学年交流を図り、次代を担う人材の育成を目指すものです。

今後、「放課後子ども総合プラン」に基づき、児童館、学童保育所、放課後子ども教室、 放課後学習支援教室や冒険遊び場(プレーパーク)、子どもの居場所づくりなどの各事業 が連携を図りながら、様々な子どもの体験・交流事業の推進を図ることが求められていま す。

そのほか、青少年国内交流事業による平和の尊さと歴史の学びや、世界に通用する未来 のグローバル人材輩出を目的とした青少年海外派遣事業など、様々な取組みが求められて います。



## (1)子どもたちがのびのびと過ごせる居場所の拡充

近年、少子高齢化・核家族化などにより家庭のもつ機能は低下傾向にあり、また、共働き家庭の増加や都市化により、家庭や住民が相互に助け合い、地域で子どもを見守る力も弱くなる一方で、子どもを狙った犯罪などに巻き込まれるケースが後を絶ちません。このように子どもをめぐる状況が大きく変貌を遂げる中で、子どもたちは「遊ぶ空間」「遊ぶ時間」「遊ぶ仲間」の「三つの間」が少なくなり、これにより「自己肯定感」「チャレンジ意欲」「コミュニケーション能力」が低下したと言われています。

これまで以上に子どもたちが安心・安全に自由に過ごせ、その中で自らが好むスポーツ や様々な体験活動を異年齢や地域の人と触れ合い、交流する時間の中で成長し自主性や創造性、社会性などを徐々に育める居場所づくりが求められています。

その一つとして、児童館は 18 歳未満のすべての子どもたちが自由に来館し、本を読んだり、子ども同士で遊具等で遊んだり、スタッフ(児童厚生員)とおしゃべりするなど、子どもそれぞれが思い思いに過ごせる施設です。また、異年齢の子どもの集団の中での遊びを通して自主性や社会性を身に付けるとともに、小さな子どもと保護者に交流の場を提供し、地域における子育て家庭の支援を行う安心・安全な居場所です。

さらに、児童館は子どもの単なる居場所としてだけではなく、保護者の養育に問題があったり、虐待といった家庭環境や友人関係、思春期的課題、不登校、いじめといった交友 関係などの福祉的な課題に対応する児童更生施設として、果たすべき役割は非常に大きい と考えます。

「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」など、子どもに対する支援は国をあげて広がりを見せていますが、依然として居場所を失った子どもが犯罪や暴力に巻き込まれる事件が後を絶ちません。これからの児童館は、これまで以上に、就学前の子どもと保護者の遊びや交流の場であると同時に、子どもが自分たちの意見や考えを表明できる場であり、困難に直面した子どもの居場所としての機能を兼ね備えていなければなりません。

国立市では、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭で保育が受けられない小学1年生から3年生を対象に、市内7か所の学童保育所で受入れを実施しており、これまで全学童保育所において、待機児童を出さない「全入」による対応をしています。

過去 10 年間の「児童数と学童入所数の推移」を見ると、平成 17 年には、3,637 名いた児童が、平成 26 年には 512 名減の 3,125 名となり、14%減少しています。

しかしながら、児童数から見た学童入所数の割合は 15~17%(約2割弱)の間を推移しており、過去 10 年間の平均割合は 16%で、大きな変動は見られません。

また、平成 20 年度より、市立小学校の4校で、放課後の子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るための「放課後子ども教室推進事業」を実施し、平成 21 年度からは市立小学校全校で実施しています。国立市では、この事業を「ほうかごキッズ」の愛称で呼んでいます。

平成26年7月に厚生労働省と文部科学省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」において、共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材の育成を目的に、すべての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の運営を中心とした放課後児童クラブ(学童保育所)と放

課後子ども教室(ほうかごキッズ)の計画的な整備を進め、両事業の連携及び拡充と、福祉部局と教育委員会の連携の強化が示されました。

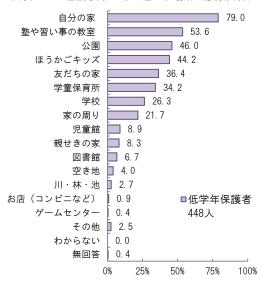
さらに、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象児童がこれまでの「小学3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されました。また、学童保育室の最低基準を定める省令「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準」が国より示されたことを受け、平成26年10月に「国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を施行しました。これに伴い国立市としては、児童一人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画の面積確保とともに、希望する家庭の小学4年生から6年生の保育スペースの確保に努めます。

## 国立市アンケートより

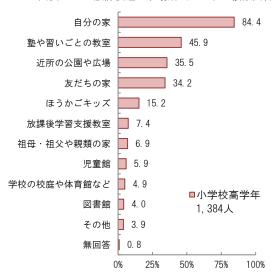
国立市アンケートでは、放課後を過ごす場所は、小学校低学年児童、高学年児童ともに「自分の家」が8割程度で最も多く、次いで「塾や習い事の教室」となっています(図表 4.32、4.33)。高学年児童で、学童保育所に通ったことがある割合は 41.8%、ほうかごキッズに参加したことがある割合は 90.3%となっています(図表 4.34、4.35)一方、高学年児童は放課後の過ごし方の希望として、「友だちと公園で遊ぶ」が約4割で最も多くなっています(図表 4.36)。

子育てグループのヒアリングでも、学童保育所の場所や、小学校4年生以降の放課後の居場所を心配する 声があがっています(図表 4.37)。

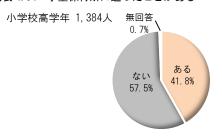
図表 4.32 放課後子どもが過ごす場所(複数回答)



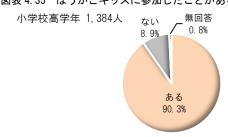
図表 4.33 放課後過ごす場所 (3つまで複数回答)



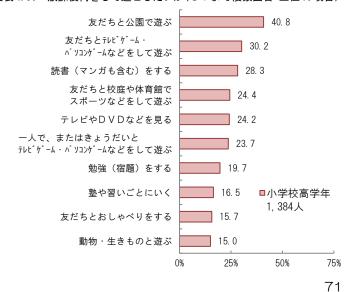
図表 4.34 学童保育所に通ったことがある



図表 4.35 ほうかごキッズに参加したことがある



図表 4.36 放課後何をして過ごしたいか(3つまで複数回答・上位10項目)



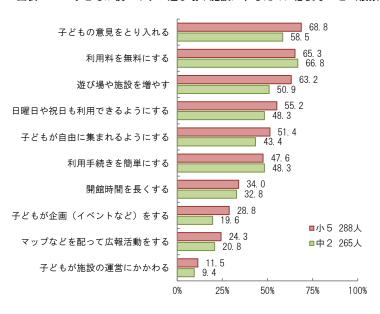
## 施策目標3 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

図表 4.37 子育てグループヒアリング内容

保育園や幼稚園、学 童保育に関する要 望·希望はあります か。

- ・4年生以上でも学童に行くことができる制度を望む。近くに祖父母がいないので子どもの放課後が不安だ。
- ・住んでいるところが、二小・西学童のある学区だが、学校も学童も遠い。ガードレールも少ないので、整備を希望する。
- ・子どもが学童に行っている学年時はいいが、4年生以降、子どもの放課後の居場所を どうしたらよいか、と思っている。地域の見守りの体制も含めて、他の家庭はどうし ているのか知りたい。

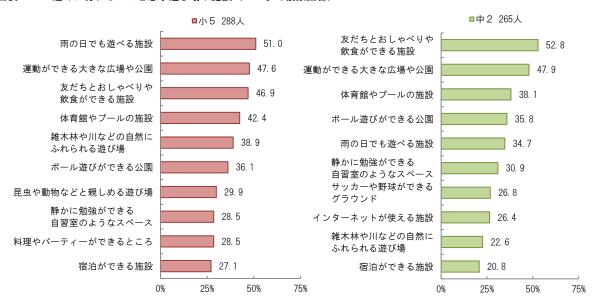
図表 4.38 子どもが使いやすい遊び場や施設にするために必要なこと (複数回答・上位 10項目)



平成 25 年度国立市アンケートでは、子どもが使いやすい遊び場や施設にするために必要なことは、「子どもの意見をとり入れる」が小5で7割近く、中2で6割近くに上っています(図表 4.38)。

近くにあればいいと思う遊び場や施設は、 小5では「雨の日でも遊べる施設」が最も多く、中2では「友だちとおしゃべりや飲食が できる施設」が最も多くなっています。「運 動ができる大きな広場や公園」が小5・中2 ともに2番目に多くなっています(図表 4.39)。

図表 4.39 近くにあればいいと思う遊び場や施設 (5つまで複数回答)





取組み



## 「主人公は子ども」と捉えた児童館事業の 強化推進

所管課

児童青少年課

これからの児童館は、これまで以上に、乳幼児から 18 歳までの子どもと子育て家庭に対し、それぞれの成長段階に適した支援を進める必要があります。その支援は、各年代ごとでありながら、途切れることのない支援でなくてはなりません。今後の国立市における児童館のあり方について、庁内の組織である「国立市子ども総合計画推進会議作業部会」を活用して検討を行い、各施策に反映していきます。検討が必要な内容は以下のような項目です。

## 1. 親子連れや子育てグループへの施設開放の推進(地域子育て支援拠点事業)

これまで市内7か所の学童保育所では、週1回、身近な「子育てひろば」として乳幼児とその保護者が遊ぶことができる「カンガルー広場」を展開してきました。今後、児童館も同様に「子育てひろば」や子育てグループ等への施設開放や回数等の検討を行います。

### 2. 児童館等における育児相談などの推進

子どもの育児相談などをより身近な施設で気軽にできるよう、児童館と学童保育所を有効活用した相談体制を検討します。

# 3. 児童館における子どもからの相談体制の整備と、地域で孤立する子どもへの学習支援等の実施

内容

児童館は、子どもが自分の意思により来館し、中高生や大人と触れ合うことができる 貴重な施設です。電話相談ではなく、職員と子どもが直接向き合えるという最大の利点 を活かし、学童保育所とともに「気軽に相談できる」施設として、児童虐待・いじめな ど様々な課題を抱える子どもへの相談体制を整備します。また、経済的な理由や家庭の 事情など様々な理由により、地域で孤立する子どもへの学習支援等を通じた「こころの 居場所」づくりを検討します。子ども思いやSOSをいち早くキャッチできるよう、児 童館職員のスキル向上のための研修等も検討します。

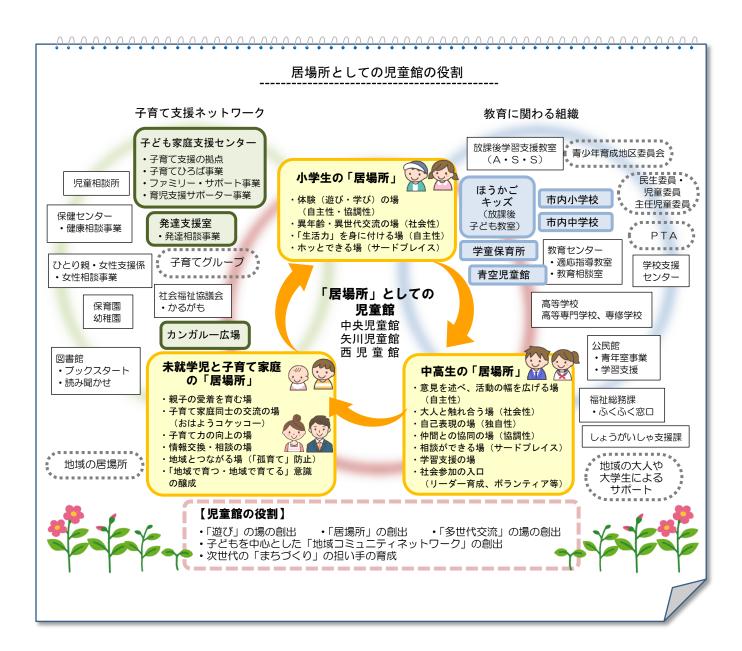
#### 4. 子どもの意見表明・参加の仕組みづくりの推進

子どもの社会性や自主性を育むため、児童館の事業や企画に参加することをきっかけに、市政・地域・まちづくりなど様々な場面で参加・参画の機会を創出します。また、その機会を拡充することで、子どもたちが多くの体験等を積み重ねて次世代の担い手となるような仕組みづくりを検討します。

#### 5. 体験活動などによるボランティアリーダーの育成

児童館は、各事業や遊びにより異年齢との交流活動ができる施設です。また、中高生や児童館利用経験者である青年層との交流も可能です。これらの青年層や地域関係者が「青少年キャンプ」や「プレーパーク」など、児童館の体験事業にボランティアリーダーとして参加することにより、子どもたちが社会性や自主性を身に付けられるよう支援します。子どもの参加の観点からも、さらなるボランティアリーダーの育成を検討します。

取糸	取組み 児童館の施設と体制の整備		所管課	児童青少年課
内容	拡充	小学生の放課後の居場所として、また中高生の自主的な活動拠点としてなど、あらゆる年代の子どもが集える、子どもの居場所としての施設整備・体制整備を進めます。施設環境を整え、身近な児童館として利用しやすい施設開放のあり方を検討します。		
取糸	且み	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進	所管課	児童青少年課
内容	拡充	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童をもつ保護者のサークルの活動場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な活動拠点として児童館等の公共施設の利用を促進します。		
取糸	且み	地域の教育資源を活かした不登校児童・生徒への学びの 場の充実	所管課	教育指導支援課
内容	拡充	子どもたちが主体的に、いきいきと学ぶ場として、小・中等 や体験活動などの充実を図ります。スクールソーシャルワース 向の未然防止を進めます。		



## みんな集まれ!! 「じどうかんまつり」

暖かなある秋の日、第四公園で「じどうかんまつり」 が開催されました。

「こどもまつり」の流れを汲みながら、「じどうかんまつり」と名称を新たに、平成26年度から行っています。 市内の3つの児童館では子ども実行委員を募り、どんなお店を出すか、児童館職員が仲立ちをしながら、 アイデアを膨らませていきます。

平成27年度は「ハロウィン」がテーマだったので、店番の子どもたちも、お店の飾りつけも工夫を凝らしてハロウィン仕様。公園全体が楽しそうな雰囲気に包まれました。



子どもたちのお店が中心ですが、工作コーナーもあったり、児童館が委託している冒険遊び場やおもちゃ病院にも協力していただき、木登りや工作を楽しんだり、壊れたおもちゃを直してもらうこともできました。

この日集まった子どもは約 400 名! 児童館のおたよりを見た小学生はもちろんのこと、通りかかった親子連れも、吸い寄せられるように参加してくれたので、とても賑わいました。

「じどうかんまつり」としてはまだ2回目。今後はさらに改善し、より多くのみんなに楽しんでもらえるイベントにして、児童館を盛り上げていきたいと考えています。



重点的 取組み

## 「放課後子ども総合プラン」の推進 ★

所管課

児童青少年課

「放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等のいわゆる「小一の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもたちの放課後の「居場所」はどうあるべきかを提示するものです。

国立市では子どもの「居場所」のあるべき姿を最優先に考え「国立市放課後子ども総合プラン」において、以下の7項目について策定しました。

子どもを取り巻く環境を理解し、子どもたちの「放課後」が豊かなものとなるために、学校で学んだ様々なことから切り離すのではなく、切り替えて、子どもがのびのび楽しく自由に遊び、学び、体験し、地域の人と交流することが重要と考えています。そして「放課後」の場が、自分らしさを発揮できる「居場所」となるよう、計画的な整備等を進めていきます。

内容

## (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブは、市内7か所の学童保育所において実施しています。子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象児童がこれまでの「小学校3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたことに伴い、平成31年度までに達成されるべき目標事業量(放課後児童クラブ対象児童数の推計)を以下のように見込んでいます。

図表 4.40 放課後児童クラブの目標事業量

単位:人

項目	H25 年度 利用可能量	H27年度	H28 年度	H29年度	H30 年度	H31 年度			
①利用者推計		786	793	797	793	771			
②確保提供量	485	485	485	485	485	485			
2-1		-301	-308	-312	-308	-286			

放課後児童クラブの入所対象者の拡大により、現状の学童保育所等では十分な保育スペースの確保が困難となります。このため、今後は、国が示す「放課後子ども総合プラン」にある、余裕教室の活用や、放課後等における学校施設の一時的な利用の推進を図るため、教育委員会及び学校をはじめとする関係機関と協議や連携により、確保に努めます。

## (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成される べき目標事業量

放課後子ども教室は、平成21年度から市内8校すべての小学校において、校庭・教室・ 体育館などを活用して実施しています。7つある放課後児童クラブのうち、学校敷地内並 びに隣接地に設置の学童保育所4か所を一体型とし、児童館に併設の学童保育所3か所を 連携型とします。

連携型では放課後子ども教室への子どもの参加が少ない傾向にあるため、参加の促進に関しては、今後、安全確保を含めて検討していきます。

## (3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

放課後子ども教室は、平成21年度から市内8校すべての小学校において、校庭・教室・体育館などを活用して実施しています。しかしながら、各校とも実施日が週2日であったり、雨天時は中止となるなどの課題があり、現状では保護者側からは確実な「放課後の居場所」とは言えません。今後、各小学校の理解と協力を得ながら、より安心・安全で確実な居場所の提供を検討します。

## (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に 関する具体的な方策

ー体型等による実施に向けては、以下の4点について考慮してプログラム作成を検討します。

内容

- ① 有意義な「放課後の居場所」として
- ② 高学年向けを含むプログラムの充実について
- ③ 長期休業期間等について
- ④ 学校運営協議会について

## (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関す る具体的な方策

余裕教室等の活用については、総括的な調査・分析を目的として設置した学童保育所施設整備検討部会や教育委員会など関係機関とともに、放課後からの一時的な利用も含め協議を進めます。

## (6)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の 具体的な連携に関する方策

教育委員会及び各小学校と児童青少年課との間で、総合的な放課後対策や、運営や整備にあたっての定期的な連絡会を設け、情報共有や課題解決のための話し合いを行います。 また、事故やけが、破損等、緊急対応を要する事案については、連絡会の間で速やかに対応策を協議し、責任を明確にしていきます。

### (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み等

平成 24 年度から平日午後6時から午後7時までと、長期休業期間(夏休み等)の午前8時から8時30分までの延長保育を実施しています。

※国立市では「放課後児童クラブ」とは「学童保育所」、「放課後子ども教室」とは「ほうかごキッズ」を指します。<br/>
〇詳細は、附編の1「国立市放課後子ども総合プラン」をご参照ください。

取糸	目み	放課後子ども教室の充実	所管課	児童青少年課		
内容	拡充	小学校の施設を活用し、保護者や地域の協力を得ながら、大人の見守りのある安心で安全な子どもの居場所を提供します。子どもがいきいきと放課後の時間を過ごせるよう、市立小学校全校で実施している「ほうかごキッズ」の実施日数やプログラムについて見直し、「放課後の居場所」としての機能を高めます。				
取糸	目み	学童保育所運営の充実	所管課	児童青少年課		
内容	拡充	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるまた、「放課後子ども総合プラン」に基づく4~6年生の受力しを進めます。				
取糸	目み	学童保育所施設の整備	所管課	児童青少年課		
内容	拡充	小学校就学児童すべての安心・安全な放課後の居場所を確 後子ども総合プラン」に基づき、4~6年生の学童保育所受力 備を検討します。				
取糸	目み	学童保育所の延長保育の実施	所管課	児童青少年課		
内容	拡充	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等がしやすい環境づくりを整える 必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、保護者の就労形態は多様化し、 また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等についても議論していきます。				

## 子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために 「ほうかごキッズ」

放課後に子どもたちが健やかに過ごせる居場所を作るために、市立小学校の全校において、放課後子ども教室推進事業を実施しています。国立市では、この事業の愛称を「ほうかごキッズ」と呼んでいます。各校週2日、放課後に校庭・体育館で安心・安全に遊べるよう安全管理員を配置しています。

サッカーや野球などのボール遊び、鬼ごっこなど、子どもたちは自由に、思いっきり遊んでいます。参加している児童からは、「ボールが使えて楽しい」「学童保育所の友だちと一緒に遊べてうれしい」という声がありました。一方、安全管理員からは「子どもの成長

を見ることができる」「道端で会っても挨拶されて嬉しい」 との声があり、スタッフとしてのやりがいにつながって いるようです。

学習アドバイザーという形で、東京女子体育大学学生派遣や折紙教室を行っています。学生派遣は各校月2~3回、折紙教室は各校月1回、二学期から実施しています。折紙の先生からは、基本的な折紙の折り方から季節の作品まで教わっていきます。また、礼儀作法を教わる場にもなっています。折紙教室や元気な学生が来ることをとても楽しみにしている児童もいます。





折紙教室で作った作品 (平成 27 年 12 月)



## 矢川公共用地(都有地)に子育て支援関連施 設整備を検討する事業

所管課

国立駅周辺整備課 児童青少年課 子育て支援課

現在、東京都により、国立市内にある都営矢川北アパートの建て替え事業が行われています。この事業に伴い、都営矢川北アパート内に空地(「矢川公共用地(都有地)」と呼びます)が生じます。国立市は、この「矢川公共用地(都有地)」を東京都から借用し、複合公共施設用地として活用できるよう、要望しています。

「矢川公共用地(都有地)活用計画」の検討にあたっては、平成24年に、周辺地域の課題からこの用地の活用方法を検討した「矢川駅周辺地域ビジョン」をまとめています。このビジョンは、この地域の課題を、①矢川駅周辺地域の高齢化・少子化、②都営矢川北アパート・矢川児童館・矢川保育園施設の老朽化、③矢川メルカード商店街の活性化、④地域コミュニティの希薄化、⑤子育て機能のさらなる充実、⑥児童の安全確保、の6点に整理しています。

それを踏まえて、こうした課題を解決するための具体的な公共施設のあり方の検討を行い、 広く市民の声を聞きながら、平成26年度に、「矢川公共用地(都有地)活用計画素案」を 策定しました。この素案をもとに、子ども機能を中心に、にぎわい機能、高齢者機能を有す る、多世代が活用できる複合公共施設の整備の検討を行っていく必要があります。

内容

## ●矢川複合施設「(仮称)矢川プラス」の整備検討

「矢川公共用地(都有地)」を、国立市の複合公共施設用地として活用できるよう、東京都に要望するとともに、施設内容の検討、施設整備を進めていきます。

施設の基本的な考え方は、平成26年度にまとめられた「矢川公共用地(都有地)活用計画素案」に基づくものです。

「素案」は、施設の名称を「(仮称)矢川プラス」と置き、施設のコンセプトを「場づくりは仲間づくり、仲間づくりは元気づくり。だれもがふらりと立ち寄りたくなる元気の場。子育て中の親子をはじめ、だれもが自分ペースで居場所を見つけ、子育て中の仲間や子育ての先輩と出会い、ふれあうことでコミュニティや支援の輪が広がっていく。コミュニティの輪が子どもの成長を育み、高齢者が元気になる。そんな場づくりを目指す」ものとまとめています。

具体的には、保育園、児童館、子ども家庭支援センター、発達支援室を位置づけた「子ども」施設、多目的スペース、ホールを位置づけた「にぎわい」「高齢」施設です。

## 「(仮称) 矢川プラス」のイメージ

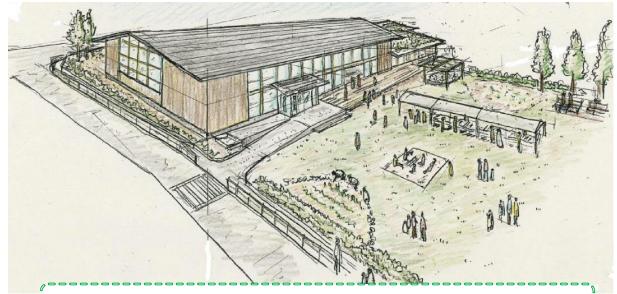
※プラスの由来=place フランス語の「ひろば」、Plus 英語の「加える」 矢川プラス子ども、矢川プラス芝生、矢川プラス健康など

ひらかれる

あつまれる

つながれる

(仮) 矢川プラス ふらりと立ち寄りたくなる場



場づくりは仲間づくり、仲間づくりは元気づくり。だれもがふらりと立ち寄りたくなる元気の場。 子育て中の親子をはじめ、だれもが自分ペースで居場所を見つけ、子育て中の仲間や子育ての先輩 と出会い、ふれあうことでコミュニティや支援の輪が広がっていく。コミュニティの輪が子どもの 成長を育み、高齢者が元気になる。そんな場づくりを目指す。

## ■コンセプト

子ども

- ◆保育事業(保育園) ◆子どもの居場所づくり事業 (児童館)
- ◆子育て支援事業 (子ども家庭支援センター) (発達支援室)

◆健康相談事業 高齢 ◆介護予防事業

(地域元気スタジオ) (エントランスひろば) (芝生ひろば)

(地域)

にぎわい ◆地域活性化事業 (地域元気スタジオ) (エントランスひろば) (芝生ひろば)

## ■南武線側からのイメージ



資料:矢川公共用地(都有地)の活用計画素案





## (2)子どもたちの学びや体験機会の充実

子どもたちは、自然や社会の現実に触れる実際の体験や、感動したり、驚いたり、自由な発想や旺盛な好奇心で考えを深めることを通して、実際の生活や社会、自然のあり様を学んでいきます。また、学校や年齢、性別などの違いを超えた様々な人との出会いや交流、社会参加の機会、自主的な活動を、子ども自身が楽しみながら、豊かに経験を重ねていく中で、そこから得た知識や考え方を基に、実生活の様々な課題に取り組んでいきます。そこで自らを高め、よりよい生活を創り出し、自主性や社会性、創造性等を身に付け、自立に向けた「生きる力」を育んでいきます。

しかし、現代の子どもたちは、核家族化や環境変化などの理由から、直接体験が不足していることが指摘されており、子どもたちの生活・自然体験などの活動の機会を豊かにすることが極めて重要な課題となっています。こうした体験活動は、学校教育において重視していくことはもちろんですが、本来、家庭や地域での活動を通じてなされることが自然の姿であり、かつ効果的であることから、これらの場での体験活動の機会を拡充していくことが必要です。

国立市では、児童館や郷土文化館、図書館、総合体育館といった身近な公共施設で子ども向けの様々な体験活動を企画し実施しています。なかでも児童館は、子どもの遊びの拠点・居場所として、遊びを通じて子どもの発達の増進を図り、知的・社会的能力を高め、情操を豊かにすることを目的とした施設です。子どもたちが安全に、そして主体的に活動できる居場所として、今後その役割が一層期待されています。

国立市では、市民からの寄付を基に昭和61年から15年間、「国立市青少年海外派遣事業」を実施しました。この事業では100名以上の中高生を米国に派遣し、日本文化の紹介や青少年交流を行っていましたが、運用益の減少や国際情勢の変化などの理由により事業を中止し、その後海外への青少年派遣は行わず、留学生との多文化交流キャンプや、国連大学や大使館見学等を実施してきました。

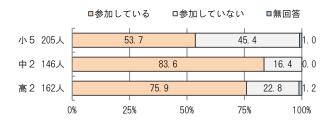
平成 25 年には市民から新たな寄付を受け、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的として「国立市RHグローバル人材育成基金」を設立しました。基金活用に関する検討会において、いくつかの企画が採用され、現在は二つの事業が実施されています。

一つは小学校高学年以上を対象に参加者の国際的視野を広げることを目的とした「グローバルカフェ」事業、二つ目は中高生を対象に、外国の地での青少年との交流を通し、自身が世界の一員であるというグローバル・シティズンシップの向上を目的とした「海外短期派遣」事業です。

国立市から世界に通用する未来のグローバル人材輩出を目的とし、海外で自分の夢を叶えたいという強い意思とチャレンジ精神をもった青少年に対し資金提供をする「チャレンジ応援プロジェクト」については、寄付者の意向を最も反映できる形での運用方法の検討をしていきます。

## 国立市アンケートより

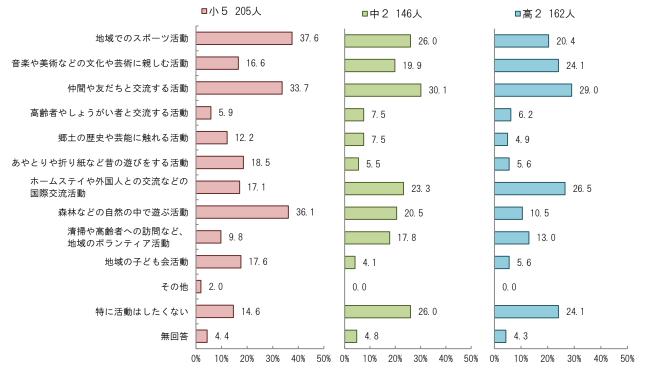
図表 4.41 地域活動や部活動に参加している



地域活動や部活動に参加している割合は、中2が最 も高く、小5では5割程度となっています(図表 4.41)。

子どもたちが参加したいと思う地域活動等は、小5では「地域でのスポーツ活動」「森林などの自然の中で遊ぶ活動」「仲間や友だちと交流する活動」が多く、中2では「仲間や友だちと交流する活動」「地域でのスポーツ活動」「ホームステイや外国人との交流などの国際交流活動」が多く、高2では「仲間や友だちと交流する活動」「ホームステイや外国人との交流などの国際交流活動」「音楽や美術などの文化や芸術に親しむ活動」が多くなっています(図表 4.42)。

図表 4.42 どのような地域活動等に参加したいか(複数回答)





#### 取組み

重点的 取組み

## 様々な子どもの体験・交流事業の推進

所管課

児童青少年課 産業振興課 環境政策課

## 1. 子どもの野外体験活動の充実を推進

「青少年キャンプ」や「プレーパーク」といった野外での体験機会の充実を図り、子どもたちの自主性や社会性を育んでいきます。

#### 2. 子どもと地域の交流の推進

学童保育所と放課後子ども教室の一体型プログラムの運営を進める中で、青空児童館 (出張児童館)活動を促進し、体験型のプログラムを充実していきます。その中で子ど もと地域の方々との交流を促していきます。

## 3. 農業体験の充実

内容

稲作体験学習会などの活動をはじめ、「城山さとのいえ」を中心拠点として農業体験イベントを市内農業者の協力のもとに実施し、子どもたちに広く農のある暮らしの体験を提供し、農に触れる機会や癒しの場を創出します。

### 4. 遊びと体験学習の場の充実

既存施設を活用しながら、自然体験活動の充実、生態系学習を通した環境問題や自然 保護意識の高揚を図り、安全で快適な遊びの空間づくりの推進を検討します。

#### 5. 親子で遊べる公園のPRの推進

親子で遊べる遊具等が設置されている公園等を紹介した公園ガイドマップを作成します。

# 6 AV

## 自然や人とふれあう野外体験 ~児童館キャンプ・プレーパーク~

## ●児童館キャンプ

児童館では、毎夏低学年・3年生・高学年にわけてキャンプを実施しています。低学年は最寄りの児童館での宿泊、3年生・高学年キャンプは川辺や山林で宿泊します。平成27年度の3年生キャンプは神奈川県相模原市の青根キャンプ場、高学年キャンプは長野県伊那市の国立信州高遠青少年自然の家で実施しました。

学校の違う子や他学年の子と一緒になって遊んだり、 寝食を共にすることは、自活力を高め、コミュニケーション力を育む、貴重な機会となっています。はじめて会 う人、はじめての場所などたくさんの"はじめて"に



出会い、帰るころに はみんなひとまわり 成長し、頼もしくな ったように感じま す。児童期の健全な 成長を図る場を提供 する事業です。

高学年キャンプ (高遠青少年自然の家宿泊テント)

#### ●プレーパーク

"自分の責任で 自由に遊ぶ"。プレーパークはこんなコンセプトをもとに、 平成 26 年から毎週 日曜日、城山公園で 開催しています。



プレーパーク

ツリークライミングや壁登りなど、楽しい仕掛けは大 人がつくりますが、それでどう遊ぶかは、子どもたちの 自由。「こうしなさい」「これしちゃだめ」なんて言われ ません。与えられることばかりではなく、自発的に遊び を創造したり、自然の中で何かを発見したり。自分の中 の想像力や実行力をどんどん発揮し、伸ばしていくこと のできる遊び場です。

開催時間の間だったらいつ来てもいつ帰っても自由。 年齢制限もありません。ルールに縛られない遊び場で、 自分らしさ、自分の居場所を見出してほしいと考えてい ます。

取約	且み	地域の自然環境を活かした環境教育の推進	所管課	教育指導支援課 環境政策課
内容	継続	日常の中で自然を意識し、環境保全の必要性を実感すること 学校教育においては、各教科や総合的な学習の時間等を中心は 環境学習を計画的に実施します。		
取糸	且み	ビオトープの設置推進	所管課	環境政策課
内容	継続	大人と子どもが一緒になって、動植物が生息できる場所(bに、新たなビオトープの設置を推進します。	<b>ビオトープ</b>	)を保全するととも
取糸	組み	桜守事業の推進	所管課	環境政策課
内容	継続	平成 12 年度より、大学通り緑地帯の桜の樹勢回復活動を耐動により実施しています。 平成 14 年度からは市民ボランテ緒になって実施しており、 今後も多くの市民や子どもたちと	ィアが主体	的に、小学生等と一
取糸	且み	世代間交流事業の推進	所管課	公民館
内容	継続	地域で活動している団体の協力を得て、伝統や文化を継承で や親世代と、子どもたちとの世代間交流の充実を図ります。	する事業を	実施し、祖父母世代
取糸	組み	親子で共有の時間をもつ事業の推進	所管課	公民館
内容	継続	親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくる 未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、概 きます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体	様々なプロ:	グラムを実施してい
取糸	組み	地区育成会への支援	所管課	児童青少年課
内容	継続	地区育成会は青少年の健全育成等を目的として、小学校区で 合った多様な学習機会や、体験活動の機会を提供しています。 補助金交付や保険加入などの支援を行うとともに、地域人材の 事業に積極的に活かしていきます。	市ではこれ	れらの活動に対して

#### 親子で参加できる農業体験

国立市には、貴重な田畑が残っており、子どもが都 内で暮らしながらも農業にふれることができる様々な 体験事業を実施しています。普段あたりまえのように 店頭に並んでいる米や野菜がいったいどのようにして 作られているのか、また国立に残る田畑の大切さを、 田植えや収穫などを通して、身をもって知ることがで きる貴重な体験です。

市と東京みどり農協国立地区青壮年部との共催で実 施した「わくわく稲作体験」では、田植えから稲刈り まで、都内から約40名の親子が参加し、田植えと稲刈 りを体験。秋の収穫祭ではつきたての餅やけんちん汁 がふるまわれました。

参加者からは、「お米一粒の大切さを実感しました」「東 京で田んぼを見る機会もないので良かったです」などの うれしい声が聞けました。

平成 27 年 3 月には、農業体験や農業の情報発信等を コンセプトにした農の拠点施設「城山さとのいえ」もオ ープンし、年間を通じて農業体験ができるイベントを実 施しています。

産業振興課では、これからも体験を通して、子どもた ちが食や農業に関心をもってもらえるような楽しいイベ ントを農家の方々と一緒に企画していきます。



「城山さとのいえ」





## グローバル人材育成事業の推進

所管課

児童青少年課

国立市では、市民からの寄付をもとに昭和 61 年から 15 年間、「国立市青少年海外派遣事業」を実施しました。この事業では 100 名以上の中高生を米国に派遣し、日本文化の紹介や青少年交流を行っていましたが、運用益の減少や国際情勢の変化などの理由により事業を中止し、代わりとして留学生との多文化交流キャンプや国連大学、大使館見学等を実施してきました。

平成 25 年には市民から新たな寄付を受け、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的とした「国立市RHグローバル人材育成基金」を設立しました。

これを受けて、基金の活用に関して検討会において「グローバルカフェ事業」「海外短期派遣事業」「チャレンジ応援プロジェクト事業(運用方法検討中)」の実施が提言され、平成 26 年度より事業を開始しています。

今後、さらなる事業の推進を図り、日本の良さを自覚し、地域や学校において活発な活動ができる人材、将来的に世界で通用する人材の育成を進めます。

## 1. グローバルカフェ事業の拡大

内容

「グローバルカフェ事業」は、市内在住または在学の中学生・高校生が、留学生と会話を楽しみながら、海外に関することを学ぶ事業です。また、大使館訪問の機会も設けており、平成28年度からはより多くの子どもたちが参加できるよう開催頻度を増やし、参加者の国際的視野を広げ、異文化への理解を促進するとともに、自分自身を見つめる・知る・伝える機会としていきます。

#### 2. 海外短期派遣事業の充実

平成 27 年度より事前学習、現地派遣、事後学習の一貫したプログラムの「海外短期派遣事業」を実施しています。この事業に参加することで、自己を知り、相手を知り、共に取り組み、社会に参画するという学びを体験します。また、世界の一員であるというグローバル・シティズンシップの向上のため、さらなるプログラムの充実を図ります。

#### 3. 新たなグローバル人材育成事業の推進

基金活用に関する検討会で提案された事業以外に、多文化理解と広い視野をもった人材の育成を図る各種事業を検討します。

#### 4. 地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進

各事業に参加することで得た知識や経験を、地域や学校などの子ども参画等の場面に おいて活用・発揮し、次世代のリーダーとなる人材育成を推進します。

取	組み	青少年国内交流事業の推進		児童青少年課
内容	新規	市民からの寄付を基に設立した「国立市青少年育英基金」生を国内に派遣し、その地域の歴史や風土に接し、また派遣知、人権等の相互理解や豊かなこころの形成を図ることを目ます。		との交流を通して平
取	組み	学校における平和講話事業の推進	所管課	市長室
内容			こよる戦争に	本験に関する講和を

取組み ICT化が進む社会への対応力の育成 所管課 教育指導支援課 構々な体験機会を通じて、発達段階に応じたメディアリテラシーの育成を推進します。学 校教育においては、タブレット型端末の導入を進め、児童・生徒の情報活用能力の育成、日 常の教科指導におけるICTの活用、校務の情報化の充実を図ります。

## くにたちから世界へ羽ばたこう! ~青少年海外短期派遣事業~

青少年海外短期派遣事業は、市ゆかりの方からの1億円のご寄附により、世界を舞台に活躍する人材を育成することを目的に設置された「RHグローバル人材育成基金」活用事業として実施しています。

第1回目となる平成27年度の派遣先はシンガポール 共和国。市内在住・在学の中高生10名が第1期派遣生 として、現地青少年との交流や、シンガポールで活躍す る日系企業の方へのインタビューに取り組みました。派 遣生は多民族・多文化が共存する国で生活する人々に触 れ、互いの違いを理解し尊重できる人材に、そして世界 に羽ばたく人材になりたいという思いを新たにしました。



## 歴史に学ぶ平和の尊さ 〜青少年国内交流事業〜

青少年国内交流事業は、平成 26・27 年度は「子ども 広島派遣平和事業」として、小学校6年生が平和の尊さ と歴史を学ぶことを目的に実施しました。

戦争と関わりのない現代の子どもたちが、広島に訪問し初めて知る原爆や戦争の事実。そして今もなお苦しんでいる人々の存在と悲しみへの共感は、日常の暮らしとの照らし合わせの中で、戦争だけではなく、近くにいる人を大切に思う気持ちと、命の尊さへの理解を深めてくれたようです。また、自分だけの学びにするのではなく、「学んで来たことを多くの人に伝える」という使命が、子どもたちをさらに大きく成長させています。







## (3)学校教育・社会教育などを通じた豊かなこころの形成

国立市では、教育目標を達成し、学ぶ権利を保障するため、「人権尊重の精神と社会性の育成」、「生きる力をはぐくむ学校教育の推進」、「特色ある開かれた学校づくりの推進」、「生涯学習の振興」の4つの基本方針に重点を置き、総合的に施策を推進することとしています。今後は、教育大綱の定めにより、市長と教育委員会が連携・協力し、より一層の施策の推進を図る必要があります。

## 国立市教育大綱

国立市長 佐藤一夫

少子高齢・人口減少社会への対応や持続可能な社会の実現など、来たる将来社会の課題の克服のために教育の果たす役割はますます重要なものとなっている。

国立市は、これまでも文教都市として、その名に恥じぬよう教育施策の向上と充実に努力を積み重ねてきており、現在においても、国立市教育委員会と国立市立小・中学校11校は強固な連携のもと、多様な教育課題の解決に当たっている。また、学校教育への保護者の信頼も厚く、地域社会の協力体制も構築されつつある。

そのような状況の中で、学校は地域の中核施設であるとともに、地域の一員であるという意識を持ちながら教育活動を推進し、諸課題に取り組むことを期待する。特に、懸案である就学前と就学後の切れ目ない支援については、子どもと保護者の立場に立ち、関係各課の積極的な連携を進めたい。

上記のことを踏まえつつ、市行政の責任者である市長として国立市教育委員会と連携、協力のもと、特に次の点において文教都市国立の教育施策の推進を図りたく、教育大綱として定めるものである。

- 1 365日安心安全なまちづくり、子育て・子育ちに責任を持つために、福祉と教育の連携を 強化する。特に発達障害児(者)への継続的支援、保育園、幼稚園から小学校への円滑な接続、 放課後子ども総合プランの実現、不登校・ひきこもり・ニート等の青少年自立支援等において 福祉、学校教育、社会教育との連携を強化する。
- 2 学力向上、体力向上の取り組みを推進させ、子どもたちの確かな学力と健やかな体力を養い、 自ら考え、生きる力を育む。
- 3 世界を舞台に活躍するグローバル人材を育成するため、子どもたちの語学力、コミュニケーション能力の育成を中核に、主体性、チャレンジ精神の育成などのグローバル化に対応した事業・教育を推進する。
- 4 インクルーシブ社会の構築に向け、その基礎づくりとして、特別支援教育の更なる推進を図るとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒ができる限り同じ場で共に学ぶことを追求するインクルーシブ教育システムの構築を目指す。
- 5 子どもたちの人権尊重精神を養い、いじめをなくし、子どもや障害者、女性、高齢者等様々な人々の人権について理解させ、自他の生命を大切にする教育を推進する。
- 6 平和の尊さを知り、日本及び世界の恒久平和を希求し、平和に貢献する心を育むため、平和 関連事業と連携し、平和教育を実践する。
- 7 地球や身の回りの自然環境の大切さを知り、地球・自然環境の保全に関心をつちかうため、 豊かな自然や身近な地域の中での様々な体験活動を通じて、自然に対する豊かな感受性や生命 を尊重する態度を養う環境教育を推進する。
- 8 教育施設のストックマネジメントを行い、学校、給食センターをはじめとする教育施設の再 整備を図り、老朽化する学校教育環境を改善する。

特に学校の再整備においては、地域社会の一員である学校が、地域の教育拠点にとどまらず、 地域の核として、防災、コミュニティ等の拠点機能も果たすことを視野に据える。

- 9 先人たちが築いた国立の歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子どもたちが、郷土について理解を深め、誇りを持ち、国立の歴史や伝統文化を後世に引き継いでいけるような施策を展開する。
- 10 生涯学習、芸術・文化、スポーツの振興の分野においては、市民が元気に学び、生きがいをつくり、体を動かし、健康づくりをおこなうことにより、人口減少、少子高齢社会においても、活力ある生き生きとした国立市の地域社会を形成することができるよう施策を展開する。

以上



#### 取組み

重点的 取組み

## 幼・保・小・中学校の交流と連携の推進

所管課

教育指導支援課

近年、小学校1年生において、集団行動を取るのが難しい、落ち着いて授業を聞くことができない等の要因で、学級での授業が成り立ちにくい状態が続く、いわゆる「小1プロブレム」という課題が出現しています。

幼児期の教育から小学校教育への円滑なスタートが切れるようにするには、幼稚園・保育園などの幼児期の教育を担う施設と小学校が連携を図ることが必要です。また、小学校から中学校への滑らかな接続のためにも「幼・保・小・中の交流と連携」は重要となります。

「小1プロブレム」は、少子化や核家族化、地域の人間関係の希薄化等によって、子どもたちの人との関わりが不足していることなどが要因といわれ、人と関わる力や基本的な生活習慣が身に付いていないケースも見られるといいます。このような事態の未然防止のためにも、幼・保・小の教員の相互理解などの連携が求められます。今後は、定期的な連携を足掛かりとした日常的な連携に発展させる必要があります。

内容

- (1) 平成 28 年度以降の市内公立小学校へ就学予定の児童を対象に教育委員会から保護者へ、「はじめまして、うちの子紹介シート」を配布し、子どもたちがよりスムーズに就学し、楽しい学校生活が送れるようにすることを目指します。
- (2)「はじめまして、うちの子紹介シート」研修会に市内全公立小学校、幼稚園、保育園から教職員が参加する機会を捉え、テーマに沿った協議や情報交換を行うとともに、幼保小園長・校長連絡協議会の開催を契機に、一層の連携を図ります。
- (3) 異年齢交流や職業観の育成のため、現在、総合的な学習の時間等で取り組んでいる小学生による保育園訪問、中学生による保育園・幼稚園での職場体験などの充実を図ります。

## くにっ子 輝く未来探し ~小学生の交流事業と中学生の職場体験~

国立市立小学校では1年生時と5年生時に、幼稚園 及び保育園との交流行事を行っています。次年度入学 してくる予定の園児たちを中心に学校に招待し、1つ 上の先輩となる現1年生が、校内を案内してまわると いう取組みや、次年度最高学年となる現5年生が、幼 稚園や保育園を訪問し、総合的な学習の時間の中で準 備した企画を催すなどの取組みが、各小学校区の実態 に応じて展開されています。園児にとっては、近い将 来、生活の中心となる小学校について体験的に理解で きる場となっていますし、小学生にとっては、よい手 本になれるよう自身の言動を振り返ったり、思いやり の心を育んだりする機会となっています。

また、国立市立中学校では、社会の一員としての自 覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観 を育成することを目的として、2年生が職場体験を行 っています。この職場体験は平成28年度で10年目を 迎えます。 実際にサービスする側に立ち、大人の働く姿に接することを通して、将来子どもたちが直面する様々な課題に、柔軟に、たくましく対応できる「生きる力」を身に付けていきます。毎年延べ200を超える地域の商店や事業所、民間企業等の職場で中学生を受け入れていただき、中学生の成長のみならず、地域との連携においても大きな効果をもたらしています。

☆体験した子どもたちの声より☆

「普段の学校生活では学べないことを学んだ。」 「職場体験で働く大変さが分かった。親に感謝の気持ちを伝えたい。」 「コミュニケーションの大切さを知りました。」

市内美容室での職場体験の様子



取糸	組み	学ぶ意味を大切にする教育の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続	学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、学ぶ意味を大切にするます。グローバル化する社会の様々な課題に対して、子どもか力を育みます。		
取糸	組み	豊かなこころを育む学校図書館の充実	所管課	教育指導支援課
内容	継続	読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を 活動等を行い、子どもの情報活用能力を育みます。学校司書等 ころの居場所づくりに努めます。		
取糸	組み	図書館における児童サービスの充実	所管課	くにたち中央図書館 教育指導支援課
内容	継続	選書会議による丁寧な選書を行い、お話会、ブックマラソン した各種行事やサービスを充実させることにより「読書の楽 学ぶ習慣が身に着く取組みを実施します。		
取約	組み	しょうがい児・者との交流の推進【再掲】	所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	拡充	「障害者差別解消法」及び「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするためのない。 「はいしゅがあたりまえに募らすまち宣言』の条例」(平成 28 年 4 日施行)の普及		
取約	組み	しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業【再掲】	所管課	しょうがいしゃ 支援課
内容	新規	- ラケタが多く(ろうて)ハーサルーターハルタ管ババから側頭の川に押夫()		
取糸	組み	青年のための生涯学習事業の拡充【再掲】	所管課	公民館
内容	継続	幅広い青年層を対象にした多様な体験・交流の機会や、生活通して、主体性を育む生涯学習事業の充実を図ります。	舌と労働等	に関する学習機会を
取約	組み	子ども向け生涯学習事業の充実	所管課	生涯学習課
内容	拡充	芸術、文化、歴史、自然、スポーツの分野における子ども対ります。	対象の生涯:	学習事業の充実を図
取約	組み	芸術・文化に触れ体験する生涯学習事業の推進	所管課	生涯学習課
内容	継続	創造力・想像力豊かな子どもを育むため、引き続き、芸術の 文化に触れる機会を創出します。	ハホールな	どで子どもが芸術・
取約	組み	各種スポーツ事業の充実	所管課	生涯学習課
内容			行い、興味をもつこ	
取約	組み	地域の歴史や伝統行事に触れる生涯学習事業の推進	所管課	生涯学習課
内容	継続	子どもたちが郷土史やまちの歴史に親しみ、地域の伝統行事業を実施します。	事や昔の暮	らしを体験できる事

取糸	組み	中学生への納税理解の促進	所管課	課税課
内容			標語』」の原	応募作品から、市立
取糸	組み	学校における食物アレルギーへの対応	所管課	教育総務課 教育指導支援課 給食センター
中内 お			ます。 での役割分担、PH する手順などを載せ 、PHSやマニュア	

## 一緒にスポーツに親しもう! 〜社会体育関連イベントの紹介〜

国立市教育委員会生涯学習課では、市民の方がスポーツに触れる機会を作ることを目的に、年間を通して社会体育事業を実施しています。今回はその中から2つの事業を紹介します。

## ●「スポーツ子どもの日」

国立市にある東京女子体育大学のご協力により、同大学の施設にて、「スポーツ子どもの日」を開催しています。平成27年2月には「オリンピック競技を楽しもう!」をテーマに、オリンピック競技4種目(陸上競技・ハンドボール・体操競技・トランポリン)を市内の小学生161名が体験しました。普段使用する機会のない本格的な施設で、大学の指導者の方々に楽しく丁寧に指導していただきました。お昼休みには、しょうがいしゃスポーツの車いすバスケットのデモを行い、しょうがいしゃスポーツへの理解を深めてもらいました。参加した子どもたちは笑顔があふれ、様々なスポーツに接する貴重な機会となりました。



#### <u>●「ファミリーフェスティバル」</u>

例年5月の子どもの日に、国立市体育協会と公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の共催で、くにたち市民総合体育館と周辺施設を利用して「ファミリーフェスティバル」を開催しています。その中の一つのイベントとして、「ミニ体力測定」(測定項目①長座体前屈、②握力、③立ち幅跳び、④上体起こし、⑤反復横跳び)を行いました。測定が終わった参加者の皆さんが自分の測定結果と全国の同世代の平均値と見比べながら、喜んだり、首をかしげたりと、様々な反応をされていたのが印象的でした。

(上記事業内容は実施 実績であり、今後の事 業は変更になることが あります)



# 第5章

# 子育て支援

■■ 子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します

# 子どもの年齢に応じた支援制度 【子育て支援】主な取組み

基本 方針	施策 目標	妊娠期	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11 歳	12歳	13 歳	14 歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19
								子ども	<ul><li>子育て約</li></ul>	総合相談窓	□ p.98											l
	妊娠から子育	妊婦健康診查費用 助成事業 p.98 特定不妊治療費 助成事業 p.98	乳纹	D児健診 p.1	00																	
		妊婦歯科検診 p.100	」 劉.幼児	! B歯科健診 p	100																	
				子育て応援						İ	İ											
			各種	母子訪問事業	€ p.99																	İ
			各種母	· !子保健相談	i業 p.99																	
			親と子	の健康教育	業 p.99					į	İ								į			į
		両親学級 p.99 こんにちは赤ちゃん事 (生後4か月まで) p		子育で	      数室(12か月  か月まで)   p	から 100																
	て #A			1 70% -1	7,300 07 19	100	!	!	!	! 子と	! ごもの予防打	! 接種事業	p.100		!			!	!			
	て期の切れ		育児パンフ	リレットによる	, 3支援 p.10	00			1	1									į			
							てる p.10	00														
	目							子と	ごもショー	- トステイ事	業 p.101											
子	の		ファ	゠゚゚゚゠゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	ポート・セン	ノター事業	· (生後 2 7	。 か月からお	: おむね 10	: ) 歳未満ま <sup>*</sup>	で) p.10	)1										
育	ない仕組みづくり	育児支援サポーター	· ·派遣事業 p.10 <sup>-</sup>	1						İ									į			
		助産施設入所委託事業		一時保育	事業(満1)	歳から就等	学前まで)	p.101			İ											İ
て		p.101								!	! 生活凩窮†	! #帯への学	! 習支援事業	n 104		!						
支										1	i	i i				i	受験生チ 支援貸付事	ヤレンジ		受験生チ 支援貸付事	ヤレンジ	
援				i	i i		<u> </u>	i	i 児	i 記童手当 p	i 5.104	i	i		i	i	文版頁[1] 争:	F 0.104	į	文版貝19尹   	来 p.104	
反																						
									子どもの	医療費助成	就制度 p.1	04										
						私立幼	稚園等園児( 助金 p.10	カ保護者 05														
				İ	<u> </u>		į	<u> </u>			教育	育費負担軽 :	減補助金・	就学援助	事業 p.10	05						
			幼児2人同	同乗用自転車リ !	サイクルイン !	フォメーシ	′ョン事業 !	p.105		ļ												
		子育て相談事業(子ども家庭支援センター) p.110																				
	を育て		子育てひ	- Pろば事業(b	- 也域子育て支	· 泛援拠点事	· 業) p.1	10		i												
			亲	」 現子グループ	- への育成支持	援事業 p	.111															
	るの			地域子育で	・ ナークル育成	   	111			İ									į			
	組し			1	<u>'                                    </u>				! 子育	! でアプリ	p.109											İ
			子育で	: 【情報誌/子覧	・ うて施設・遊	なび場マッ	: プ等 p.1	09		į .									İ			
	づと く親			よる親子のきず			:	:														
	みづくりさと親の子育て力			重子育て講座				'														İ
			J1		、 <sup>B. 1 1 4</sup> て力を高める	3事業 n	114															
						y <del>y⊼</del> ν.				-			思春期を迎	]える子ど:	     ちちもつに	    護老向け	   	4				ĺ
	)J									李白	- 子の多様な					  - 	<del>-, D</del> , 1 1	 	!			1



子どもを安心して産み育て、親としての成長を支援します

- 1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり
- **2** 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり

## 连 施策目標1 妊娠から子育て期の切れ目のない仕組みづくり

## 現状と課題

平成2年頃より「少子化」という言葉が社会で取り上げられるようになりました。この前年の平成元年に、合計特殊出生率が、昭和41年の丙午の年の1.58人を下回り、1.57人を記録し、「1.57ショック」という言葉が使われました。さらに平成17年には過去最低の1.26人を記録しました。

少子化の要因は、結婚や子育てだけが人生ではないという結婚観、価値観の変化による 晩婚化や未婚化、晩婚化に伴う晩産化、晩産化により「第二子」「第三子」出生の減少、 女性の働ける職種、経済成長の停滞による雇用情勢の悪化や、若者の就業意欲の減退、核 家族化による仕事と子育ての両立の負担感の増大、仕事と結婚・子育ての両立が難しい社 会制度の未整備など、複合的に絡み合った多くの要素があります。

国立市アンケートのうち、18~49 歳の独身者を対象としたアンケートでは、「独身生活には結婚生活にない利点があると思いますか」の問いに、88.9%が「利点があると思う」とし、具体的な利点の上位は「行動や生き方が自由」「家族を養う責任がなく、気楽」となっており、社会全体の考え方に近い傾向が見られます。一方、「結婚することには何か利点があると思うか」の問いに対しては、75.4%が「利点があると思う」とし、具体的な利点の上位は「精神的な安らぎの場が得られる」「自分の子どもや家族がもてる」となっており、自由を理想とする反面で人とのつながりやきずなを求めている様子がわかります。

また、「あなたは、将来結婚したいと思いますか」の問いに、「すぐに結婚したい」「2~3年以内に結婚したい」「いずれは結婚したい」を合わせると 79.2%もあり、結婚意欲の高さをうかがわせます。しかし、「将来もちたい子どもの数」では、「子どもはいらない」が 24.6%であり、経済的な制約や、親になることへの不安や子育てに自信がもてそうにない、年齢や健康上の問題など、結婚前から漠然とした不安や葛藤を抱えていることが見て取れます。

少子化・核家族化、都市化といった社会動向は、これまでの家庭環境を大きく変え、ご 近所とのつながりや関係性も薄れ、地域で子育てを見守るということが非常に難しい時代 になりました。妊娠期は精神的に不安定になり、ちょっとしたことでイライラしたり、心 配や不安な気持ちが押し寄せ、気分が塞ぎ込みがちになります。また、子育て中も、子ど もの健康や発育、食事など様々な育児不安や、自分自身の健康、産後は特に体調不良にな りやすく、家事との両立や経済的心配など悩みは尽きません。当然のごとく子育てには家 族の理解や協力が欠かせませんが、社会の経済・雇用状況などにより両親や家族の協力が得られず不安や悩みを抱えて孤立した子育てをしている人が少なくありません。

国立市アンケートでは、結婚・出産年齢は上昇傾向にありますが、母の年齢別出生数において 20~24 歳は平成 18 年から大きな変動はなく、全体的に幅広くなってきたと言えます。 18~49 歳市民の有配偶者に、今後、子どもをもつ場合の条件をたずねたところ、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境であること」「教育にお金があまりかからないこと」「健康上の問題がないこと」と続いています(図表 5.7)。

このような状況の中、国立市では保育ニーズの多様化に対応するため、保育サービスを充実させてきましたが、それに伴い、制度や情報も多様になっています。これら必要とされるサービスを、ワンストップで提供する総合的な相談窓口を設置するなど、切れ目のない支援の重要性が高まっていることから、第三次計画でその仕組みづくりを推進します。また、乳幼児の健康はもとより、親自身の健康についての情報提供も欠かせません。さらに、安心して産み育てることができるよう、経済的な負担を軽減していくような支援も必要です。加えて、国立市アンケートでは、理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由として「ほしいけれどもできないから」が 18.3%となっており、こうした家庭への支援も必要になります(図表 5.3)。





## (1)安心して産み育てることへの支援

平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、保育サービスの新たな情報 提供を行うため、児童青少年課保育・幼稚園係に制度に関する相談員を配置しました。

この制度をさらに発展させ、子ども・子育て支援事業を実施する際に、利用者の立場に立った総合的なサービス提供や子ども・子育ての相談・支援を包括的に行うワンストップの支援体制の構築と、子ども・子育て関連の情報を一元化して総合的に発信していく必要があります。

新制度における利用者支援事業、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等の情報提供や相談など他部署連携による「妊娠からの切れ目ない支援」を行う「子ども・子育て総合相談窓口」の設置を目指します。これにより、妊娠・出産時から 18 歳までの子どもと子育て家庭に対して、子育て支援の入り口が明確となり、若年妊婦やしょうがい児やひとり親、生活困窮など複合的な問題に対して他部署との連携がしやすくなります。窓口では、相談者一人ひとりの状況に応じたより的確で充実した支援が可能となります。

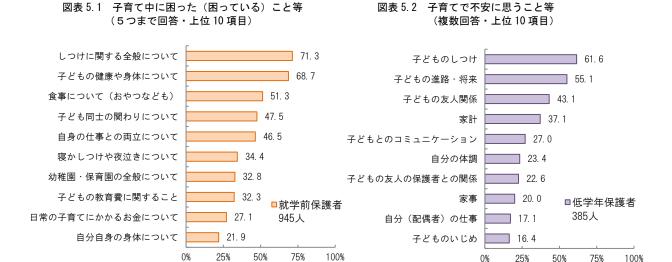
また、妊娠中や産褥期を過ぎ出産後半年くらいまでは、子育てに不安を感じたり、自信がもてなくなったりする傾向にあります。このような産前産後の不安定な時期に、保健師・助産師といった専門職による家庭訪問や、気軽に相談ができる機会の提供といった相談体制の充実や、家事や育児への負担を軽減させるためのサポートなどの取組みが必要となります。

さらに、保健・医療からの支援として、妊婦健康診査費用の助成や妊婦や乳幼児への各種健康診査の実施や、不妊・不育に悩む方々への専門相談や特定不妊治療費への助成など、妊娠から子育て期への切れ目ない相談支援体制の整備が求められています。

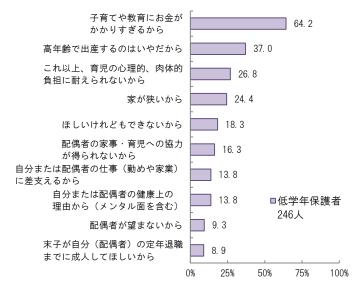
## 国立市アンケートより

国立市アンケートでは、子育ての不安や悩みとして、就学前保護者、低学年保護者ともに「しつけに関すること」が最も多くなっています。就学前保護者では、次いで「子どもの健康や身体について」「食事について」が多くなっています。また、「子どもの教育費に関すること」「家計」といった経済的不安に加え、「自分自身の身体について」「自分の体調」といった親の健康不安も2割程度あります(図表 5.1、5.2)。

また、理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由に「ほしいけれどもできないから」が 18.3% あり、こうした家庭への支援も必要です(図表 5.3)。



図表 5.3 理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由 (複数回答・上位 10項目)





#### 取組み



## 子ども・子育て総合相談窓口の創設 ★

所管課

子育て支援課

- 〇子ども・子育て総合相談窓口の創設
- 〜妊娠からおおむね18歳までの子ども及びその家族に対しての包括的支援の 入り口として〜

## 1. 妊娠・出産時の支援の推進

内容

総合相談窓口では、市民が安心して妊娠から出産を迎えられるように、妊娠・出産に関わる具体的な支援の情報提供を行っていきます。不安な気持ちや悩みを抱えている妊婦が安心して出産できるように、気持ちに寄り添いながら相談を受け、他部署と連携しながら支援をしていきます。

また、出生届・児童手当申請時に様々な子育て支援サービスの案内と利用方法などについて情報提供を行います。

## 2. 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供

子育て期の様々な状況(ひとり親、生活困窮、ひきこもりなど)を抱える家庭の問題に寄り添いながら相談を行い、必要に応じ庁内外の専門の部署につなげるなど関係機関と連携を強化して支援します。

## 取組み 妊婦健康診査費用助成の推進

所管課

健康増進課

内 継

母子健康手帳交付時に産科の14回分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。また、35歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施します。

## 取組み 出産・子育で応援事業の推進

所管課

健康増進課

内 新 容 規 すべての子育て家庭に対して、妊娠期から専門職(保健師・助産師・看護師)が面接を行い、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を予防します。

#### 取組み

#### 特定不妊治療費助成事業の推進

所管課

健康増進課

内 新 容 規 医療保険が適用されず高額な治療費がかかる特定不妊治療(体外受精及び顕微鏡受精)を 受ける方に対して、経済的負担軽減を図るため、東京都が実施している特定不妊治療費助成 制度に加え、治療費の一部を助成します。

## 安心して産み育てることができるように ~ウェルカム赤ちゃん教室~

妊娠中から産後の赤ちゃんがいる生活について知ることで、安心して産み育てることができるように、保健センターでは妊婦さんやそのパートナーの方を対象に「ウェルカム赤ちゃん教室」を実施しています。

「妊娠中から産後の体調の変化」、「食生活や歯の健康」、「子どもの育ちや育て方など育児に関する知識」をお伝えしたり、「沐浴の練習や妊婦体験」などで和やかで楽しい体験の機会も設けています。先輩ママを囲んでの赤ちゃんとのふれあいもあり、皆さん赤ちゃんと接することでとても癒されているようです。これらは、親になることへのイメージをふくらませることができるよう、参加者にもお手伝いいただく参加型の教室になっていま

す。また、これから家族が増えるというところで、親の 健康づくりへの気持ちを高める機会にもしています。

参加された方からは、「アットホームな教室で良かった」「妻の大変さが分かった」「参加するまでは何も分からず不安だったが、少しイメージがつき参加して良かった」などの感想をいただいています。

これから出産を控えているママさんパパさん、うれし さ反面、ご不安なことも多いと思います。ぜひご夫婦で 教室にいらして、イメージをふくらませてみませんか。 そして、地域の方とのつながりを深めてみませんか。

【問い合わせ】保健センター(富士見台3-16-5) ☎042-572-6111

取約	組み母子訪問事業の推進		所管課	健康増進課				
内容	継続	妊娠、出産、育児などに対する不安の軽減や、疾病を予防しめ、保健師等が「妊産婦訪問指導」「新生児訪問指導」「未熟 ゃん事業」「乳幼児訪問指導」として家庭訪問を実施します。						
取約	組み	母子保健相談事業の推進	所管課	健康増進課				
内容	継続	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児門職(保健師・助産師・栄養士)が生活習慣の確立や育児方に情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健電話にて随時相談を受け付けます。	法、離乳食	などの相談や助言、				
取糸	組み	母子保健連絡会の充実	所管課	健康増進課				
内容	継続							
取糸	組み	親と子の健康教育事業の推進	所管課	健康増進課				
内		保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や野	乳幼児の健	事増進のため 両钼				
容	継続	学級にて専門職(歯科医師・保健師・助産師・栄養士)が妊娠 要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。						
容		学級にて専門職(歯科医師・保健師・助産師・栄養士)が妊娠						
容	続	学級にて専門職(歯科医師・保健師・助産師・栄養士)が妊娠 要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。	辰、出産、i 所管課 「方など育」	等児などに関し、必 健康増進課 見に関する知識の普				
取 内容	続組み拡	学級にて専門職(歯科医師・保健師・助産師・栄養士)が妊娠要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。  両親学級の開催  妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の	辰、出産、i 所管課 「方など育」	等児などに関し、必 健康増進課 見に関する知識の普				

## お子さんの育ちを一緒に考え、見守ります ~こんにちは赤ちゃん事業~

生後4か月までの乳児のいるすべてのご家庭を、保健師・助産師・看護師が訪問しています。

一般的に生後4か月くらいにはママもパパも赤ちゃんのいる生活に慣れてきて、赤ちゃん自身も生活リズムが少し作られ、ひと段落する頃ですが、それまではリズムが思うように安定せず、いろいろな悩みや不安を抱えている方が多くいらっしゃいます。また、なかなか外出もできず、お子さんと向き合う時間が長いことで一人で抱え込んでしまう方もいらっしゃいます。

その大変な時期に訪問してお会いすることで、その時の悩みや不安をうかがい、その方に合った子育てサービスの情報提供をしながら一緒に考える取組みをしています。また、ママやお子さんの心やからだの状況、家族の状況などをうかがい、必要に応じて助言をさせていただ

いたり、サービスへつなげています。

産後はママの体調が戻るまで時間がかかります。その中で子育てをしていかなければなりません。上にお子さんがいたらそのお子さんのお世話もしなくてはなりません。ママだけ、ご夫婦だけでは行きづまる時がくるかもしれません。そうなる少しでも前に、地域を回っている私たちに話してみてください。皆さんが少しでも肩の力を抜いて子育てができる方法を一緒に考えます。

※生後4か月までの乳児のいるすべてのご家庭を訪問します。 保健センターへ出生通知票等でご連絡をいただいた方には、 日程調整をさせていただきます。

【問い合わせ】保健センター(富士見台3-16-5) ☎042-572-6111

#### 取組み 子育て教室の開催 所管課 健康増進課 毎月1回離乳食教室(初期対象)と離乳食フェア(中期から完了期対象)を実施します。 また、おおむね 12 か月~1 歳4か月児の保護者を対象に「1 歳がわかる教室」を開催して 内 拡 いましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、保育園・幼稚園で展開してい 容 充 きます。 取組み 栄養改善事業の推進 所管課 健康増進課 保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防のため、両親学級(4日間コース)の3日 目に管理栄養士による講話を実施しています。各家庭の汁物の塩分測定を実施し、また、事 内 前に提出していただいた1日分の食事記録を管理栄養士が個別に分析し、その分析結果を見 容 ながら妊婦の方に理解を深めてもらうよう努めます。 取組み 妊婦・乳幼児健康診査の推進 ★ 所管課 健康増進課 疾病やしょうがいの早期発見、児童虐待予防や子育て支援を目的に、「3~4か月児健康 |診査」「1歳6か月児健康診査」「2歳児歯科健康診査」「3歳児健康診査」を実施し、適切 な指導を行います。 対象者には個別通知で周知を行い、 未受診の方については子ども家庭支 内 継 援センターと連携し、受診を促します。 容 続 各健康診査後のフォロー健診として、「経過観察健診(1回/月)」、小児神経専門医による 「発達健診(1回/月)」を実施しています。 妊婦健康診査は、 母子健康手帳交付時に 14回 分の受診券を配布し、定期的な受診を促します。 歯科健康教育事業の推進 所管課 健康増進課 取組み 妊婦を対象に歯科検診を実施します。また、乳幼児を対象に、1歳6か月・2歳・3歳児 内 歯科健診、乳幼児歯科相談(月2回)、歯科予防処置(フッ素塗布)を実施します。 容 続 取組み 予防接種事業の推進 所管課 健康増進課 各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疾病から守るた 内 拡 め、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたっては、医療機関との連携を図りな 容 充 がら、受診しやすい環境整備に努めます。 取組み 育児パンフレットによる支援の充実 健康増進課 所管課 妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育てを始める親や始めた親へ、育児 に関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンフレットによる情報提供を行い 内 ます。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するため、栄養面からの食事アド 容 バイスのパンフレットを配付します。 取組み 救急医療情報提供の推進 所管課 健康増進課 休日・休日夜間における医科救急患者に対する診療と休日の救急歯科患者に対する応急診 拡 内 療の円滑な運用へ向け、市民への情報提供の充実と普及拡大及び周知に努めます。 容 充 子どもの育ちを支えるグループ支援【再掲】 取組み 所管課 健康増進課 乳幼児健診後、支援が必要な乳幼児とその保護者を対象としたフォロー教室「くれよん」 内 継 (1歳6か月児健診後の子どもと保護者対象)及び「ぱすてる」(就園前の子どもと保護者

対象)を実施し、遊びを通した健康の保持、育児への助言・指導、経過観察を行います。

容

続

取糸	且み	子どもショートステイ事業の実施 ★	所管課	子育て支援課					
内容	継続	- 原向に、ログ多託するエンヨードスナチルーハ・かいです」(一時的に預かるにく)にす							
取糸	且み	ファミリー・サポート・センター事業の実施 ★	所管課	子育て支援課					
内容	継続	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望すった基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を	子育て家庭の	の仕事と育児の両立					
取糸	組み	一時保育の充実 ★	所管課	子育て支援課					
内容	継続	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、 困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預めて の福祉の向上を図ります。							
取糸	且み	育児支援サポーター派遣事業の実施【再掲】	所管課	子育て支援課					
内容	拡充	妊娠中から産後6か月までの妊産婦の方及び要支援家庭を対象に、育児支援サポーターを 派遣し家事等の援助を行うことで、家事・育児に係る負担を軽減します。また、依頼者のニ -ズに柔軟に対応できるようサポーターの資質向上、人材の確保に努めます。							
取糸	且み	助産施設入所委託事業の推進	所管課	子育て支援課					
内容	継続	出産費用に困窮する妊婦を助産施設に入所させ、安心して 母子の健康の維持に努めます。	出産に臨め	るよう環境を整え、					

#### 支え合いの子育て支援

# ●現代版「みんなで子育て」を~ファミリー・サポート・センター事業~

国立市ファミリー・サポート・センターはお子さんを預けたい方、預かりたい方をご紹介する会員組織の事業で、市がコーディネートをしています。開設して 11 年、今までに 1,339 組のマッチングを行い、年平均 2,500 件の依頼を支援会員が支えてきました。

利用会員からは「地域のつながりの中で育児への安心感が得られている」という声を、支援会員からは「社会参加に充実感をもち、利用会員からの信頼がやりがいになっている」という声をいただいています。

会員の気持ちに寄り添い、「子どもを預かる」という活動を通して「人と人との信頼のつながり」を地域に生み出していく事業となるよう、これからも安心・安全を心がけ、子育てのしやすいまちを目指していきます。



## ●妊娠中から産後まで、サポーターがお手伝い ~育児支援サポーター派遣事業~

国立市育児支援サポーター派遣事業は、妊娠中の体調不良のときに、産後は体力が回復するまでの間、安心して日常生活を営むことができるように、サポーターがご家庭に訪問し家事や育児のお手伝いをする事業です。国立市のこの事業は産後支援から育児支援へ、そして産前産後の支援へと進化を遂げてきました。昔は妊娠、出産、子育ては地域社会の中にありましたが、多様化した今では助けてもらうことが容易ではなくなりました。組織化することで、地域の子育て支援を蘇らせるものとして位置づけられています。愛情と優しさにあふれた子育てができるまちを目指していきます。

#### 【問い合わせ・相談先】

子ども家庭支援センター (国立市富士見台3-21-1) 内ファミリー・サポート・センター

**2**042-571-8322





## (2)子育て家庭の経済的な負担の軽減

国立社会保障・人口問題研究所の「第 14 回出生動向基本調査」(結婚と出産に関する全国調査:平成 22 年 6 月実施)によると、夫婦にたずねた理想的な子ども数(平均理想子ども数)は 2.42 人で、夫婦が実際にもつ子どもの数(平均予定子ども数)は 2.07 人でした。予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、特に 30 歳未満の若い世代で経済的理由を選択する割合が高い結果となっています。また、30 歳代では「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」という回答が、他の年齢層に比べて多く見られます。国立市アンケートのうち、小学校低学年の保護者に対するアンケートにおいても、同じような結果となりました(図表 5.4、5.5)。

妊娠から子育て期は、妊娠にかかる費用からはじまり、保育・教育・医療など多岐にわたるお金が必要となります。さらに、厚生労働省の「平成 26 年国民生活基礎調査」によると、1世帯あたりの平均所得金額は減少傾向にあり、18 歳未満の子どものいる世帯では、平成8年のピーク時の約 782 万円と比較すると、平成 25 年では 85 万円も少ない約 697 万円で、月額にすると約7万円の減少になります。今後も継続して子育て家庭に対して経済的負担の軽減を図るため各種の助成が必要となります。

また、「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、平成 24 年の我が国の平均所得の半分に満たない世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は 16.3%になり、過去最悪を更新しました。これは、子どもの6人に1人が貧困にあえいでいる状態を意味します。また、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率は 54.6%に達しており、特に、ひとり親家庭の子どもや生活困窮状況にある生活保護世帯の子どもへの支援の必要性が高まっています(第2章 図表 2.13、2.14 参照)。

子どもの貧困が、子どもにもたらす影響として考えられることは、家庭の経済力の低さにより生活に制約を受けることにとどまらず、学力や学習意欲の低下など心理的なマイナス面も大きく、将来的に進学や就職が不利になり、大人になってからの貧困にもつながる「貧困の世代間連鎖」を生み出します。

このような状況を受け、平成 25 年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されました。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。また、同年に「生活困窮者自立支援法」が制定され、平成 27年4月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートしました。これは、生活保護に至る前の生活困窮状態にある人々への自立支援策を強化するための制度で、生活に困窮する家庭の子どもへの学習支援も大きな事業の一つです。

これまで国立市では、東京都の「被保護者等自立促進経費」支給事業において、生活保護受給世帯の子どもの学習塾の費用を小学校1年生から中学校2年生までに10万円、また、中学校3年生には15万円を支給していました。制度活用を図るため、各地区担当のケースワーカーが、保護者に対し情報提供や制度説明を繰り返し行ってきましたが、親自身が事業の必要性を感じていない場合や、必要性を感じていたとしても、不登校や子どもにどのように向きあってよいかわからないといった問題を抱えている場合など様々な理由から、制度の未利用や、実際に利用しても子どもの学習習慣の定着につながらないケース

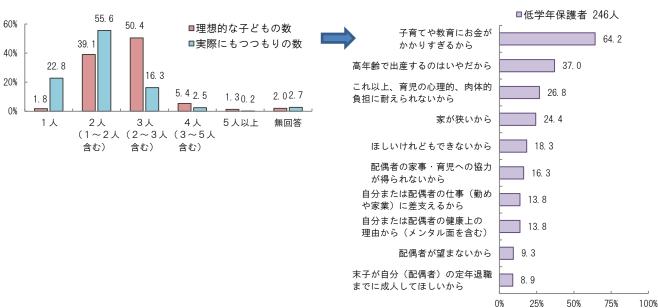
が多く見受けられました。今後、国の制度等を活用して新たに生活保護世帯及び生活困窮と思われるひとり親家庭の子どもなどに対して、将来に向け、夢と希望をもって成長が遂げられるよう、児童館などの身近な施設を活用して学習支援を行います。

# 国立市アンケートより

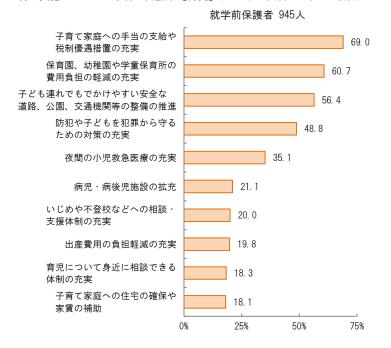
国立市アンケートでは、低学年保護者の理想的な子どもの数は「3人」が最も多くなっていますが、実際にもつつもりの数は「2人」が最も多くなっています(図表 5.4)。

実際にもつつもりの数より理想のほうが多い理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、60%を超えています。次いで「高年齢で出産するのはいやだから」「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」と続いています(図表 5.5)。

図表 5.4 理想的な子どもの数と実際にもつつもりの数 図表 5.5 理想より実際にもつつもりの子どもの数が少ない理由【再掲】 低学年保護者 448人 (複数回答・上位 10 項目)



図表 5.6 特に実施してほしい子育て支援策【再掲】(5つまで回答・上位 10 項目)



就学前保護者では、特に実施してほしい支援策として、「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実」が69.0%で最も多く、次いで「保育園、幼稚園や学童保育所の費用負担の軽減の充実」が60.7%となっています(図表5.6)。



### 取組み

重点的 取組み

# 生活困窮世帯への学習支援事業の推進

所管課

子育て支援課 福祉総務課

### 1. ひとり親家庭の子どもへの支援

精神面や経済面で不安定な状況が見られるひとり親家庭の子どもが、学習・進学意欲を高めていけるよう、学習支援による基礎的な学力の定着と、社会とつながりをもち、自分の居場所を実感できるような支援を行います。

内容

### 2. 生活困窮世帯の子どもへの支援

高等学校卒業、大学進学、就職などの将来の自立に向けた包括的な支援を主眼として、 小中学生を中心に学習習慣の定着や学習意欲の向上の支援、経済的な問題で学習塾に通 えない子どもへの学習の場の提供などの支援を行います。また子どもだけでなく、小中 学生の子どものいる世帯の保護者に対しても、学習習慣の重要性などを喚起できるよう 支援を行います。

取約	目み	受験生チャレンジ支援貸付事業の推進	所管課	福祉総務課
内容	継続	塾代及び受験料の捻出が困難な低所得世帯の中学3年生・高いる保護者等を対象に、都が資金を貸し付け、市が相談受付の子どもを支援します。		
取糸	目み	生活保護世帯のための被保護者自立促進事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	生活保護を受けている世帯等の子どもを対象に、次世代育の支給をします。	成支援とし	て、学習塾受講料等
取糸	目み	生活保護世帯のための健全育成事業の実施	所管課	福祉総務課
内容	継続	生活保護を受けている世帯の子どもを対象に、学童服・運動金を支給します。	動衣購入費 <sup>4</sup>	や修学旅行参加支度
取糸	目み	児童手当の充実	所管課	子育て支援課
取約 内容	継続	児童手当の充実 生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の保 方に児童手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。		
内	継続	生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の保		
内容	継続	生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の保方に児童手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。	深護者など! 所管課 が重度の心!	児童を養育している 子育て支援課 身のしょうがいを有
内容取納内	継続み継続	生活の安定や子どもの健やかな成長のため、父母その他の係方に児童手当を支給し、児童の福祉の増進に努めます。  児童育成手当支給事業の継続【再掲】  父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母なする児童の家庭等、あるいはしょうがいを有する児童がいる。	深護者など! 所管課 が重度の心!	児童を養育している 子育て支援課 身のしょうがいを有

取糺	目み	ひとり親家庭医療費助成事業の充実【再掲】	所管課	子育て支援課
内容	継 ひとり親家庭等の親及び子どもが通院、または入院による流 続 部を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。		台療を受け	た場合の医療費の一
取糺	目み	妊婦健康診査費用助成の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	母子健康手帳交付時に産科の 14 回分の受診券を配布し、5 35 歳以上の方には、超音波検査費用の一部助成を実施しま		診を促します。また、
取糺	且み	予防接種事業の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	拡充	各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳経め、接種率の維持、向上を図ります。また、実施にあたってはがら、受診しやすい環境整備に努めます。		
取糺	且み	認証保育所制度への助成	所管課	児童青少年課
内容	拡充	認可保育園に今後移行する予定の認証保育所に対して保育 を行います。	料を軽減す	るための運営費補助
取糺	且み	しょうがい児保育の充実【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	拡充	しょうがい児の保育所、幼稚園、学童保育所の受け入れ体	制を整備し	<b>/</b> ます。
取糺	且み	私立幼稚園等園児の保護者補助金の拡充	所管課	児童青少年課
内 容	拡充	幼稚園の保護者に対して教育費用の負担を軽減するため補	助を行いま	₹₫。
取糺	且み	私立幼稚園運営助成金の充実	所管課	児童青少年課
内容	拡充	幼稚園運営費による負担を軽減し、よりよい教育を行うこ て補助を行います。	とができる	にように、園に対し
取糺	且み	保護者の教育費の負担軽減	所管課	教育総務課
内容	継続	移動教室費用補助等、児童生徒の保護者の教育費負担軽減	を継続しま	₹ਰਂ.
取糺	且み	就学援助事業の実施	所管課	教育総務課
内容	継続	要保護及び準要保護の児童生徒への援助費の支給を継続し	ます。	
取糸	目み	幼児2人同乗用自転車リサイクルインフォメーション事業の実施	所管課	子育て支援課
内容	新規	一般の家庭で不用となった幼児2人同乗用自転車(電動アシの再利用を、希望する市民に対して市があっせんすることにて世代の経済的負担を軽減します。		

### 子どもの貧困対策と社会的養護の必要性

子どもの相対的貧困率は約16%。厚生労働省の調査によれば、6人に1人の子どもが経済的に不安を抱える家庭状況下で生活し、子どもの貧困世帯のうち半数以上は「ひとり親家庭」であることが明らかにされています。

このような子どもの貧困世帯に対しては児童手当や 児童扶養手当が支給されています。また、学校教育に ついていえば、貧困下にある子どもが安心して通学で きるように、市は生活保護世帯と市町村教育委員会が 認めた保護者に対して、学校教育法にもとづく「就学 援助」を実施しています。

このような制度の意味は子どもの生活を保障すること(児童福祉法1条)と子どもの教育を受ける権利を保障すること(憲法26条・教育基本法)にあります。安定した生活と教育は子どもの成長と発達を促し、将来的な自立と未来を切り拓いていく上で必要だからです。言い換えれば、家庭環境により子どもが不安定な

生活を強いられ、十分な教育を受けられなければ、心 身や知識、技術の貧困につながり、自立や未来を切り 拓いていく上で大きな障壁となるばかりか、社会的に

国立市子ども総合計画審議会副会長 堀井 雅道

も大きな損失になるものと考えられるからです。

また、子どもの豊かな成長、発達のためには、子どもや保護者への環境的な支援も必要不可欠です。なぜなら、生活上の困窮は経済面ばかりではなく、社会から孤立してしまい、困ったことや身近なことを気軽に相談したり話し合ったりできないという人間関係面も考えられるからです。このような意味では、困っている子どもや保護者を支え、見守り、援助していくための人と人とのつながりを基盤とした社会づくりが求められています。

そこで、子どもの権利条約3条にも示される「子どもの最善の利益」を社会全体で図っていくという「社会的養護」の理念の普及により人びとの理解を深めながら、施策を充実していくことが求められています。



# 施策目標2 子育ての楽しさと親の子育て力を高める仕組みづくり

### 現状と課題

子育では本来、楽しいものであるにもかかわらず、悩んだり落ち込んだり、育児や家事による慢性的な疲労や寝不足、また、核家族化や地域のつながりも希薄となる中で、話し相手や相談相手がいない「孤育で」となりがちです。そのため、イライラやストレス・不安の連続で、予想以上のエネルギー消費や多忙さに子育でを楽しむこころの余裕などほとんどないのが現実かもしれません。

今後は、これまで以上に地域社会が、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、 孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環 境を整え、親としての成長を支援することが大切です。

子どもが、人を思いやることができ、豊かなこころをもって成長していくためには、保護者が子育ての楽しさや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、自分も子育てによって成長していくと感じることが大切です。そのためには、できるだけ子どもと触れ合う時間をつくり、同世代、異世代の子ども同士が交流し、親同士も情報交換などができるような機会が必要になります。

子育てグループのヒアリングでは、気軽に行ける遊び場や、駅前にゆっくり過ごせる場所などの希望が出ています。また、子育てグループで情報交換したり、相談したりしている状況が見られます(図表 5.8)。

国立市アンケートでは、家庭での子どもとの触れ合いについて、「よくある」割合は、「家族とおしゃべりすること」は小5、中2ともに8割を超え、「家族で社会の出来事について話すこと」は3割強となっています。「家族で買い物や食事に出かけること」は小5では約6割、中2では約5割となっています(図表5.9~5.11)。高2では、「よく話をする」割合は、進路や勉強、将来の職業に関することは約3割、「部活動や友人について」は約4割となっています。一方、「社会、経済、企業の動きについて」「将来の生活や生き方について」「自分の趣味や適性について」では「あまり話さない」割合が3割を超えています(図表5.12)。

低学年保護者の、家庭における子どもに対することについて、「子どもの話を真剣に聞いている」「子どもと向き合う時間を少しでも作っている」では「どちらかといえばあてはまる」を合わせると9割を超えるものの、「あてはまる」割合が5割を下回っています。また、「子どものプライバシーを尊重している」では、「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」を合わせると2割を超えています(図表 5.13)。

子育てに負担を感じながら過ごす時期は、出口の見えないトンネルの中にいるような気持ちかもしれません。子どもの成長後に振り返った時、大変だったけれど楽しかったとそんな風に思えるように、育児不安や悩みを抱える子育て家庭に向け、子育てグループへの活動支援や子育てに関する情報提供をしていく必要があります。

また、乳幼児期から学齢期の子どもへの関わり方など、母親だけでなく父親も一緒に、各種教室や講座などを通じて知識の普及や楽しみながら子育ての楽しさを学べ、子育て力を高めることができる仕組みづくりや機会の提供をするとともに、地域の様々な人と子育て家庭をつなぐ「架け橋」となるような気軽に集える場所の提供が求められています。





## (1)子育て支援サービスの充実

核家族化の進展や都市化などにより子育て家庭や地域を取り巻く環境が著しく変化したことにより、身近に育児などの悩みを相談できる相手がいないため、子育てに不安や負担感を抱え、孤立した子育てを強いられている保護者が増えています。

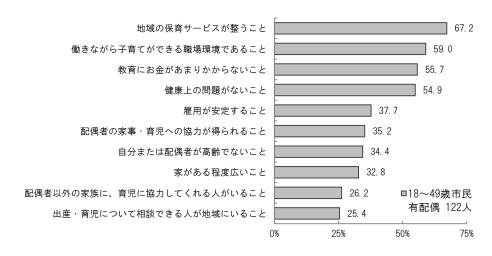
こうした環境の中では、進行する子育て家庭の孤立化に対して、親子の交流の場の提供と促進が求められています。また、保護者が抱える悩みや不安を聞く相談体制や子育てに関する情報提供の充実を図るほか、保護者同士が互いの悩みを共有・理解することにより子育ての負担感を軽減したり、地域の子育て力を高める取組みも必要となります。子育て支援サービスを充実させるためには、施設利用者や相談者を温かく迎え入れ、親近感や信頼感を抱ける身近な相談相手であり、保護者同士をつなぎ保護者と地域をつなぐ支援者が求められます。

国立市における子育て関連の様々な行政サービスは多様に展開されており、その情報(保育、保健、助成金事業等)は、市報やホームページといった各種媒体を通して子育て家庭に提供されています。しかし、様々な情報媒体に諸情報が掲載されている一方で、各家庭に必要な情報が十分に届いていない状況が見られます。これは、大量の各種情報が並列に提供、表現されているため、子育て家庭にとって「必要なサービスがどこにあるのかが分かりにくい」との声が多くあるように、必要な人にとって必要な情報が得にくいことが原因と考えられます。

# 国立市アンケートより

国立市アンケートでは、18~49歳市民の有配偶者が今後子どもをもつ場合の条件は、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多くなっています。次いで「働きながら子育てができる職場環境であること」「教育にお金があまりかからないこと」「健康上の問題がないこと」と続いています(図表 5.7)。

図表 5.7 今後子どもをもつ場合の条件(複数回答・上位 10 項目)



子育てグループのヒアリングでは、気軽に行ける遊び場や、駅前にゆっくり過ごせる場所などの希望があがっています。また、子育てグループで情報交換したり、相談したりしている状況が見られます(図表 5.8)。

#### 図表 5.8 子育てグループヒアリング内容

地域の子育て環境や	│ ・気軽に行けて子どもが寝そべって遊べるスペースがほしい。
施設のことで希望・	・駅前に赤ちゃんと落ち着いてゆっくり過ごせる場所がほしい。
要望はありますか。	・市内に水遊びができる公園が複数ほしい。
	・インターネットのサイト等で、すぐに相談の答えが返ってくるようなシステムがあ
気軽に相談できる場	ったらいい。
所はありますか。	│・外出が難しいとき、電話や訪問で誰かに疑問や悩みを相談できるような制度があつ │
71120092971	たらいい。
	・ママ友に相談する。子育てグループの活動でいろいろな話ができる。

#### 取組み



### 子育てに関する情報提供事業の充実

所管課

児童青少年課 子育て支援課

### 1. スマホアプリの導入

平成27年4月より施行された「子ども・子育て支援新制度」の利用者支援事業として、スマートフォンアプリケーションを導入します。妊娠期から就学前の市内の子育て家庭約2,600世帯を含む7,000世帯(18歳未満の子どものいる家庭)を対象に、市内の子育て関連情報を効率的に提供し、子育て家庭が適切に行政サービスを受けられ、子育てがより円滑になるようサポートします。

### 2. 子育て情報誌の発行及び充実

内容

子育てサークルや保育所、幼稚園などの施設情報、子育てに役立つ種々の情報を掲載した子育で情報誌の発行を推進します。

### 3.「子育て施設・遊び場マップ」の作成

平成27年度に市内在住の子育て中の母親が編集委員となり、親目線で外出時に役立つ情報を載せた「くにたち子どもとお散歩Book O・1・2」を作成しました。

今後はさらに、子育てグループ等の協力を得ながら、新たに役立つ情報などを更新した「子育て施設・遊び場マップ」を作成します。作成したマップは子育て施設だけでなく、医療機関やコンビニなど広域での配布を検討し、また、スマホアプリを活用し新たな情報の収集と提供方法も検討します。

### 「くにたち子どもとお散歩Book 0・1・2」をご活用ください

公募により集まった市内在住の先輩ママ7名が編集員 となり、市内の印刷業者さんの力をお借りし、子育てに 役立つ情報満載の手作りガイドブックを作りました。

コンセプトは、"乳幼児を子育て中のママたちが、お出かけにもち歩ける情報誌"。主に0、1、2歳の子どもと子育て中のママを対象に、子どもと行ける・遊べる・楽しめる、そんな親目線の情報がたくさん詰まった、お散歩が楽しくなるようなガイドブックを目指しました。

孤立しがちなママたちが外に出て息抜きしたり、人 とつながりたいと思う気持ちにも応えて、あったらよ かった、欲しかったという子育て中の実体験をもとに、 商工会、農家にもご協力いただき、電話だけでなく実際に足を運んで取材・編集にも取り組みました。子どもに関する各関係機関、ご協力いただいたところ等に配布し、是非役立ててほしいと願っています。

発行部数は3,000部、今後は子育てアプリと連動して更新をしていく予定です。

#### 【問い合わせ】

子ども家庭支援センター(国立市富士見台 3-21-1) 2042-573-0192

取約	組み	子育て相談事業の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続	18 歳未満の児童及び保護者を対象とし、子育てに関するなな家庭事情や重層的な課題がある相談については、児童相談専門的な対応を行います。		
取約	組み	子育て相談担当者研修事業の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続	相談内容が複雑・多岐にわたることや、疾病等の困難を併せていることから、常に相談員の資質の向上を図るとともに、		
取絲	組み	親と子の健康教育事業の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	保護者の生活習慣病予防や低出生体重児の予防、妊産婦や野学級にて専門職(歯科医師・保健師・助産師・栄養士)が妊娠要な知識や情報の普及に努め、仲間づくりを支援します。		
取約	組み	育児パンフレットによる支援の充実【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	妊娠届出、両親学級や新生児訪問の際に、これから子育でなに関する内容や「子育てひろば」の案内などを記載したパンます。両親学級参加者には妊娠時の適正な体重増加を周知するバイスのパンフレットを配付します。	フレットに	よる情報提供を行い
取絲	組み	先輩ママパパによる子育て支援の推進	所管課	子育て支援課
内容	拡充	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加 運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創		
取約	組み	子育てひろば事業の充実(地域子育て支援拠点事業) ★	所管課	子育て支援課 児童青少年課
内容	拡充	核家族化や地域におけるつながりが希薄化する中で、子育地域での孤立を防ぐために未就学児とその保護者を対象にしセンター子育てひろば、児童館カンガルー広場)の充実を図	たひろば事	

### 子育てひろば「ランチスペース」をご利用ください!

子ども家庭支援センターひろばの一角を利用し、ランチスペースを設けています。遠くの方はもちろん、近くの方もお昼ご飯をもってきて、みんなで仲良くご飯を食べて、またひろばで遊ぶことも可能です。ランチスペースにはテーブルやお子様用の椅子が設置してあり、小さなお子さんも安心してご飯を食べることができます。

皆さんもぜひお昼ご飯をもって子育てひろばに遊びにいらしてください。



取糸	且み	親子グループへの育成支援	所管課	子育て支援課
内容	継続	乳児健診時の呼びかけで生まれた、親子グループ(月齢グ) 支援を行います。	ループ)の	活動に対する育成・
取糸	且み	地域子育てサークルの育成事業の推進	所管課	子育て支援課
内容	継続	市内で個々に活動している子育てサークルを把握し、子育の相談、情報交換・交流の機会の提供など、サークルのネッします。		
取糸	且み	子どもや子育てサークルへの公共施設開放の推進【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	拡充	児童館や学童保育所の午前中の時間を活用し、未就学児童を場所として施設開放を進めます。また、中高生による自主的な 共施設の利用を促進します。		
取糸	且み	読み聞かせによる親子のきずなの形成と豊かなこころと 創造力の育成	所管課	くにたち中央図書館
内容	継続	保健センターでの3~4か月健診時に保護者と赤ちゃんにるブックスタート事業を行っています。読み聞かせは、子どもに言語能力を高め、人間関係を豊かにするため、本事業にての楽しさを知ることで親子のきずなを強くします。また、分室やその他の子育て施設で乳幼児家庭を対象とした読み聞	ものこころ より親子で原 本事業の他	・創造力を育むとと 触れ合う喜びと子育 にも、中央図書館、

## 子どもにとっての最高の読み聞かせ 〜保育の現場から①〜

国立市子ども総合計画審議会委員 吉田 順

保育園では、紙芝居や絵本の読み聞かせを毎日保育士がしているというところが多いと思います。お話の内容やテーマは季節、伝統行事、健康、生活習慣、昔話など様々で、子どもたちはよく集中して見てくれます。

友だちと一緒の読み聞かせもよいのですが、0~1歳の小さな子どもたちでも年長の子どもたちでも、保育士のひざにのって本を見ることがより好きなのではないでしょうか。なぜかというと、スキンシップをしながら、子どもにとって自分だけの時間を過ごしてもらえるからです。それが親子であればなおさらで、親子でくっついて、声を出して読んでもらうひとときは最高に幸せな時間だと思います。内容がまだわからない赤ちゃんも、大きくなった子どもたちも、スキンシップで心の安らぎが得られると考えます。

安心して絵本に集中できる環境の中で、親の愛情を身体、耳、目、鼻から感じることができる読み聞かせは、乳幼少期にしかできない貴重な体験と時間だと思います。

子どもが「読んで!」と来たときには、たまに手を止めて、べったりとくっついて読んであげるのもよし、寝る前に時間を作るのもよし。子どもととも

に絵本を楽しむ数 分の余裕をもって もらえたら、子ども にとっても、親にと っても最高の時間 になるでしょう。







## (2)親としての学び・成長への支援

都市化の進展や家族構成、親の意識の変化などによる家庭の教育力の低下が指摘されています。どの親でもはじめての子育てに戸惑い、不安や悩みを抱えながら子育てをしている保護者が多くなっています。また、子どもの成長とともに第二次性徴により身体の急激な変化とともにこころにも変化が生じる思春期を迎え、子どもへの接し方はますます難しくなります。

このため、育児やしつけ、子どもの成長段階に応じた関わり方など子育てに関する様々な課題や疑問も親が学び考える機会、親子がコミュニケーションを深める中で、楽しみながら共に成長するための体験や学びの機会の充実など、家庭での親子の学びを応援・支援する取組みが必要となります。

親としての学びは、親の役割だけを学ぶのではなく、子どもをもった喜び、子どもの成長を喜ぶ気持ちを深め高めることで、豊かな「親心」を育むことが大切です。子育てに正解はなく、常に手さぐりで進み、不安はつきものです。

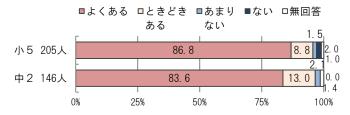
子どもが成長するごとに新たに生じる課題や悩みに子ども自身が向き合うように保護者も向き合う必要があります。その時に誰かのアドバイスや意見を聞くことで安心し、背中を押され少しずつ親としての学び・成長の階段を昇ることができる、そのような支援が求められています。

# 国立市アンケートより

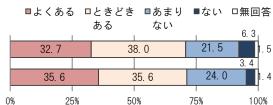
国立市アンケートでは、家庭での子どもとの触れ合いについて、「家族とおしゃべりすること」が「よくある」割合は、小5、中2ともに8割を超え、「家族で社会の出来事について話すこと」が「よくある」割合は3割強となっています。「家族で買い物や食事に出かけること」が「よくある」割合は小5では約6割、中2では約5割となっています(図表 5.9~5.11)。

高2では、親(保護者)と進路や勉強、将来の職業について「よく話をする」割合は約3割、「部活動や 友人について」は約4割となっています。一方、「社会、経済、企業の動きについて」「将来の生活や生き方 について」「自分の趣味や適性について」では「あまり話さない」割合が3割を超えています(図表 5.12)。

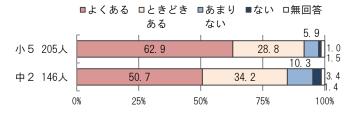
図表 5.9 家族でおしゃべりすること



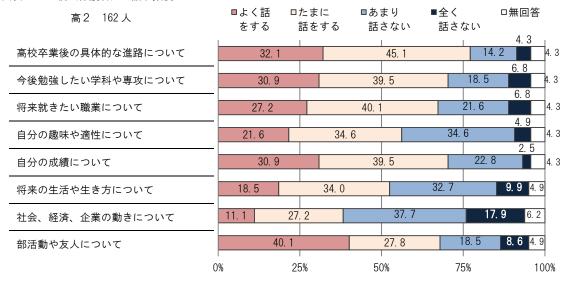
図表 5.10 家族で社会の出来事について話すこと



図表 5.11 家族で買い物や食事に出かけること

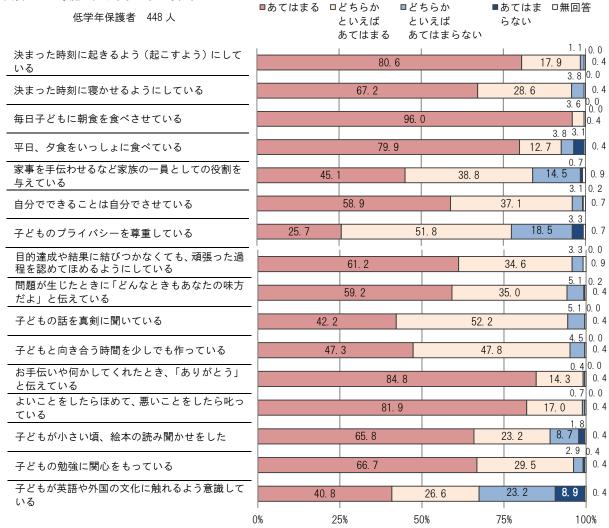


図表 5.12 親(保護者) と話す頻度



低学年保護者の、家庭における子どもに対することについては、いずれの項目も「あてはまる」「どちら かといえばあてはまる」を合わせるとおおむね9割を超えています。一方で、「どちらかといえばあてはま らない」「あてはまらない」を合わせると、「子どもが英語や外国の文化に触れるよう意識している」が32.1%、 「子どものプライバシーを尊重している」が21.8%、「家事を手伝わせるなど家族の一員としての役割を与 えている」が 15.2%、「子どもが小さい頃、絵本の読み聞かせをした」が 10.5%となっています(図表 5.13)。

図表 5.13 家庭における子どもに対すること





### 取組み

取糸	且み	子育て各種講座の充実	所管課	子育て支援課
内容	拡充			
取糸	且み	親の子育て力を高める事業の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続	子育てについて不安や悩みを抱えた保護者が、お互いの気 自分の気持ちに気づいたり、共感することで「孤育て」の予覧 を行います。		
取糸	且み	思春期を迎える子どもをもつ保護者向け講座の充実	所管課	子育て支援課
内容	継続	思春期の子どものこころと体の変化を理解し、子どもとの思 思春期を迎える前に知っておくと参考になる子育てのコツやは す。また、思春期の子どもをもつ母親の勉強会などの開催を	ニントが学ん	べる講座を実施しま
取糸	且み	親子の多様な学びへの支援	所管課	児童青少年課
内容	継続	家庭の教育力向上や家庭におけるしつけや子どもに対する係会や情報の提供を目的に、PTAや地区育成会が主催する「別付を行い、事業を支援します。		
取糸	且み	両親学級の開催【再掲】	所管課	健康増進課
内容	拡充	妊婦やその夫を対象に、妊娠中の経過や子どもの育ち、育て及や親性を育む場として、両親学級を開催します。また、親の働きかけを行います。		
取糸	且み	こんにちは赤ちゃん事業の実施 ★【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師・助産的 安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。 環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切	また、母子の	の心身の状況や養育
取糸	且み	子育て教室の開催【再掲】	所管課	健康増進課
内容	拡充	毎月1回離乳食教室(初期対象)と離乳食フェア(中期かまた、おおむね12か月~1歳4か月児の保護者を対象に「かましたが、今後はより多くの方に参加していただくために、きます。	歳がわかる	る教室」を開催して
取糸	且み	母子保健相談事業の推進【再掲】	所管課	健康増進課
内容	継続	乳幼児の発育・発達、子育てに関する相談の場として「育児門職(保健師・助産師・栄養士)が生活習慣の確立や育児方に情報提供を行います。「両親学級」や個別相談にて「妊産婦健電話にて随時相談を受け付けます。	去、離乳食	などの相談や助言、
取糸	且み	わくわく塾くにたちの利用促進	所管課	生涯学習課
内容	継続	市職員による出前講座「わくわく塾くにたち」を、未就学りもとその保護者が気軽に利用できるメニューを提供できるよ		

取組み 家庭の教育力向上のための支援の充実 所管課 生涯			生涯学習課	
内容				
取糸	且み	親子で共有の時間をもつ事業の推進【再掲】	所管課	公民館
内 継 親と子が、他の親子と関わることで共に学び成長していくことを目的とし、年間を通じ 未就学児から小学校低学年の子どもとその保護者を対象に、様々なプログラムを実施し きます。実施にあたっては、学校やNPO法人等の民間団体と事業連携を図っていきま			ブラムを実施してい	

### 「プレ思春期」講座

お子さんの成長に伴い親の悩みは様々に変化します。 とりわけ、思春期の子どもの急激な変化が大きなストレスとなるケースも少なくありません。「思春期が人 生の中でもつ意味」を学び、思春期が子どもの成長の 証と受け止め、むしろ応援することができるように、 思春期を親子で乗り越えるための講座を2回にわたり 行いました。

先生のお話を聞き共通認識をもったところで、グループワークを行いました。同じ悩みをもっていたことに「自分だけではなかった」と安心したり、他のお子

さんの様子を聞いて共感したり、先輩ママがアドバイスを送ったり、話が尽きることはありませんでした。

参加者の方からは、「勇気づけられました!」「子育 てに自信がなくなっていましたが、前向きに考えられ るようになりました」といった声も。お子さんの成長 に合わせての悩みを一人で抱え込まず、分かち合うこ とで、支え合うことの大切さを感じていただきました。

### 【問い合わせ】

子ども家庭支援センター (国立市富士見台 3-21-1) **2**042-573-0192

# 第6章

# 地域支援

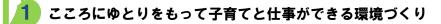
子育ちと子育てを地域ぐるみで支援します

### 🧼 子どもの年齢に応じた支援制度 💹 地域支援】主な取組み 基本 方針 妊娠期 〇歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳 16歳 17歳 18歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 目標 ワーク・ライフ・バランスの推進(全市民) p.123 と仕事ができる環境づくりこころにゆとりをもって子 認可保育園 p.126 認定子ども園 p.126 ゆとりをもって子育て 認証保育所 p.126 家庭的保育事業(家庭福祉員) p.126 私立幼稚園 p.126 幼稚園類似施設 p.126 病児・病後児保育 p.125 あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進(各種見守りネットワークやパトロールを含む) p.132 危険を予測し回避する交通安全教育 p.133 地 通学路・通園路の安全確保 p.133 域 薬物・タバコの害に対する正しい知識の普及 p.133 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり 支 消費者教育 p.133 国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業(全市民) p.135 公園等遊べる施設(全市民) p.135 赤ちゃん・ふらっと事業 p.135 大型自転車駐輪スペース整備事業 p.136 子どもや子育て家庭の地域集会施設の利用促進 p.136 市庁舎における子育てバリアフリー環境の充実 p.136 放課後学習支援教室 p.138 市内の高校や大学との地域連携による子育ち支援 p.139 民生委員・児童委員、主任児童委員等による児童福祉の向上 p.139 地域における居場所づくり事業(NPO等への補助金) p.139 課外活動外部指導員による部活動支援 地域と協力したスポーツ活動(体育協会、くにたち文化・スポーツ振興財団、各クラブ、団体等)(全市民) p.140 イベントを活用した子育ち・子育て家庭の交流と支援(さくらフェスティバル、LINKくにたち、秋の市民まつり等)(全市民) p.140



# 3 地域支援

子育ちと子育てを地域ぐるみで支援します



2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり



# 施策目標1 こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる 環境づくり

### 現状と課題

内閣府男女共同参画局の「男女共同参画白書(平成27年版)」によると、昭和55年以降、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、平成26年には共働き世帯が1,077万世帯(10年前の平成16年は875万世帯)、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が720万世帯(10年前の平成16年は961万世帯)となっています。

また、夫婦間における役割分担にも意識の変化が見られ、「夫は外で働き、妻は家庭を 守るべきであるという考え方に反対する者の割合」は、平成26年に女性は反対の割合が 賛成の割合を上回りました。しかし、共働き家庭が増加する一方で、核家族化、地域のつ ながりの希薄化により、子育て家庭の負担感や不安が増大しています。

国立市アンケートでは、主に子育てをしている人は「母親」が約6割、「父親と母親が同じくらい」が約3割となっています(図表 6.2)。低学年保護者の就労状況は、フルタイムの共働きが21.7%、フルタイムとパート・アルバイトの共働きが25.7%となっています(図表 6.1)が、家庭での役割は、「育児・教育」では「父親も母親も同様に行う」が6割を超えているものの、「家事」については25.9%にとどまっています(図表 6.3)。子育てに協力する男性が増えてきているとはいえ、育児休暇を取得する男性は依然少ない状況です。

18~49 歳有配偶市民の、今後、子どもをもつ場合の条件として、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多く、「働きながら子育てができる職場環境であること」が2番目に多くなっています(図表 6.4)。男性・女性ともに個性や能力を活かし、仕事と生活が調和し、こころにゆとりをもって子育てと仕事ができる環境をつくる必要があり、多様化する保育ニーズに対応するため、保育園の待機児童解消や「放課後子ども総合プラン」などによる取組みが必要です。

また、子育てをする人にとって、地域の支えは重要だと思う人が大半を占めており(図表 6.5)、地域のボランティアなどによる子育てのサポートなど積極的に活用する必要があります。





## (1)ワーク・ライフ・バランスの推進

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」とは、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。確かに以前より女性が働きやすい環境が整いつつありますが、いまだに「男性は仕事、女性は家事」という「性別役割分担」の考え方が残っています。このため、結婚・妊娠・出産・子育てを機に退職せざるを得ない場合があり、女性にとって「仕事と生活の両立」が困難であると同時に、「仕事か生活」の二者択一の選択を意味しています。

また、近年「イクメン」と呼ばれる、育児を楽しむ男性や育児に積極的に協力する男性が増えつつあり注目されています。育児休業を取得したり、地域や学校の活動に関わる男性も増えています。しかし、仕事が多忙などの理由で、育児に協力したくてもできない男性や、気持ちがあってもどうしていいかわからないなど、全体的にはまだまだこれからの段階です。総務省の「平成23年社会生活基本調査」によると、6歳未満児のいる世帯について、1日の家事・育児関連時間をみると、夫は1時間7分(うち育児時間は39分)である一方、妻は7時間41分(うち育児時間は3時間22分)となっています。

国はこれまで「男女雇用機会均等法」「育児休業等に関する法律」「次世代育成支援対策 推進法」「男女共同参画社会基本法」など法整備を進めワーク・ライフ・バランスの実現 に向けて取り組んできましたが、依然として課題は多くあります。

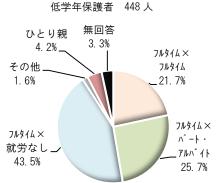
ワーク・ライフ・バランスは、天秤のようにどちらも同じ比重とは限らず、各自が求める就労形態も違い、家族や祖父母などの協力や、支援が得られる度合などにもより、保育や家事援助などのニーズも様々です。

今後は、これまで以上に多様な働き方に対応した育児支援や家事援助、男性の家事・育児参加・協力の推進を図るための父親向けの各種子育て講座の実施、ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供や講座等の実施や、少子高齢化による育児と介護のダブルケアへの対応の検討など新たな課題に対する取組みが求められます。

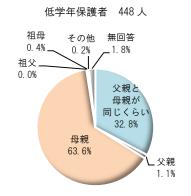
# 国立市アンケートより

国立市アンケートでは、低学年保護者の就労状況は、フルタイムの共働きが 21.7%、フルタイムとパート・アルバイトの共働きが 25.7%で合わせて5割近くとなっていますが (図表 6.1)、主に子育てしている人は「母親」が 63.6%、「父親と母親が同じくらい」が 32.8%となっています (図表 6.2)。

図表 6.1 両親の就労状況

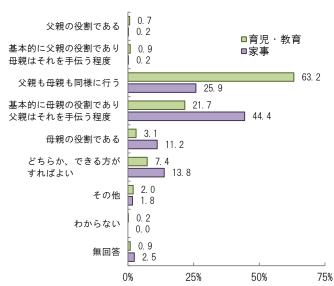


図表 6.2 主に子育てしている人



#### 図表 6.3 家庭での役割





また、家庭での役割は「育児・教育」については「父親も母親も同様に行う」が6割を超えていますが、「家事」については25.9%にとどまり、「基本的に母親の役割であり、父親はそれを手伝う程度」が4割を超え、「母親の役割である」を合わせると5割を超えています(図表6.3)。



#### 取組み



# 「国立市第五次男女平等・男女共同参画推 進計画」に則した事業の推進

所管課

市長室

男女平等や男女共同参画社会の実現に向けては、教育や学習の機会確保と市民の男女平等意識の醸成が必要不可欠です。しかし、単に市民や市職員に対する啓発事業を行うだけの取組みでは不十分であり、より効率的かつ実効性のある方法を選択し、必要に応じて新たな手段を開発するなどして、確実に男女平等推進施策を展開していく必要があります。

### 1. 男女共同参画の意識づくり

義務教育などにおいて、将来の社会を担う子どもたちがその成長過程で、男女平等意識を自然と身に付け、性別にとらわれずその個性と能力を十分に伸ばしていくため、教育内容の充実や教職員の男女平等意識の醸成を図ります。

#### 2. 固定的性別役割分担の解消

内容

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人が 職場・家庭・地域等の社会を問わず活躍できる環境づくりが不可欠です。

このため、地域や家庭において、男女双方の考え方や意見が対等に反映されることが 重要です。家庭で男性が家事・育児・介護などへ積極的に関われる土壌づくりを、社会 全体で進める取組みを推進します。

#### 3. ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事は生計を支えるとともに、社会に貢献するやりがいや充実感をもたらします。しかし、現実には長期的な経済の低迷や雇用形態の変化により長時間労働が拡大し、人によっては、疲労により健康を害したり、仕事と家事・育児・介護との両立による悩みや問題を抱えています。

多様な働き方を支えるための育児支援・介護サービスの充実により、ワーク・ライフ・ バランスの改善を図ります。

取約	文組み 子育てしやすい労働環境整備に向け検討するための情報 提供		所管課	産業振興課
内容	継続	庁内連絡会(就労支援連絡会)を活用して他部署と連携する 通じて労働法規等の情報提供を行います。また、子育て世代的 します。		
取約	組み	男性のワーク・ライフ・バランスを考える学習機会の充 実	所管課	公民館
内容	継続	男性のワーク・ライフ・バランスを考えることを目的に、f 般を見直すための学習会や講座を実施します。	上事や育児	・介護などの生活全
取約	組み	男性の育児・家事参加の支援	所管課	公民館
内容	拡充	父子(祖父子)を対象に「男性の料理教室」を実施し、父親と子どもとのきずなを深める機会づくりを進めます。	見の育児・3	家事参加意識の醸成
取約	組み	子育て中の女性の社会・地域活動参加への支援	所管課	公民館
内容	継続	女性のライフデザインを考える保育付の講座や、年間を通し 提供し、子育て中の女性の社会・地域参加を継続して支援し		な学習活動に保育を
取約	組み	少子高齢化社会における「ダブルケア」への取組みの検 討	所管課	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課
内容	新規	少子化と高齢化が同時進行する中で、これまでの仕事と子育に子育てと親の介護を同時にしなければならない世帯(ダブ)れまでの子育て支援や高齢者支援だけでなく、見直しも含めた現状の各支援策を充実させるとともに、関係各課による子育で	レケア) の: 新たな対策	増加が予測され、こ 気が必要になります。

### 自分を変える! 男性のワーク・ライフ・バランス講座

いま、男性自身がワーク・ライフ・バランスを考えることが求められています。これまで「専業主婦」をはじめとする女性たちが家事・育児・介護等を担ってきた時代は、「男女が平等に社会に参画できる社会」を目指すことが謳われた男女恊働社会参画基本法の制定(平成11年)を経て、過去のものになりました。しかし、男性の育児休業取得率がいまだ約2%に留まっている現状が示す通り、男性が家事・育児等に参加する社会は実現していません。

この問題を解消するために、長時間労働を強いられる企業や社会、そして自分自身を変えていくワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

国立市公民館では、平成23年度から「男性のワーク・ライフ・バランス」をテーマにした講座を開催してきました。講座の参加者からは、「"ワーク・ライフ・

バランス"という最近よく聞くようになったキーワードは知っていたつもりですが、日常の自分の生活と結びつけて具体的に考える機会はあまりなかったので"意識を向ける"という意味でも、とても貴重な機会になりました」、「生き方やワーク・ライフ・バランスがくずれた時は、ただその状況に流されるのではなく、自分で行動して変えなくてはいけないと思いました」

などの声が寄せられています。簡単な問題ではない以上、じっくり他者と話し合い考え、自分の意識を変えていく学習が求められていることを実感しました。



取糺	且み	一時保育の充実【再掲】 ★	所管課	子育て支援課
内容	継続	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、 困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預めて の福祉の向上を図ります。		
取糸	且み	ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】★	所管課	子育て支援課
内容	継続	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望す カに基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、 を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を	子育て家庭の	の仕事と育児の両立
取糸	且み	保育所入所枠の拡大	所管課	児童青少年課
内容	拡充	保育の量的拡大・確保を図り、待機児問題を解消するため、 もに、定員の弾力化や定員の見直しを行っていきます。	、保育所を	新規に整備するとと
取糺	且み	病児・病後児保育の充実 ★	所管課	児童青少年課
内容	拡充	病気等の理由で乳幼児を保育園で預かることができないと 育施設で預かることで保護者の就労を支援します。また、利何 を検討していきます。	<b>O</b> , s	
取糸	且み	子育て各種講座の充実【再掲】	所管課	子育て支援課
内容	拡充	妊娠、出産、子育ての確かな知識を伝えるため、各種講座に不安や悩みを抱えた保護者が、より参加しやすいよう内容		
取糸	且み	家庭的保育事業(家庭福祉員)の推進	所管課	児童青少年課
内容	拡充	O歳児から2歳児の子どもに対し、小規模できめ細やかな	家庭的保育	を提供します。
取約	且み	「放課後子ども総合プラン」の推進【再掲】 ★	所管課	児童青少年課
内容	新規	すべての小学校就学児童が、放課後等を安心・安全に過ご 自主性や社会性を身に付けられるよう、学童保育所と放課後 いきます。		
取約	且み	学童保育所運営の充実【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	拡充	各学童保育所の地域特性や施設の特性を活かし、魅力あるまた、「放課後子ども総合プラン」に基づく4~6年生の受力しを進めます。		
取糸	且み	学童保育所の延長保育の実施【再掲】	所管課	児童青少年課
内容	拡充	男女が共に仕事の責任を果たしつつ、家事・育児・介護等が必要があることから、延長保育を実施しています。ただし、また通勤時間も増加していることから、さらなる延長等につ	保護者の就	(対形態は多様化し、
取糸	且み	子育てしやすい職場環境づくり	所管課	職員課
内容	新規	子育て中の市職員が、仕事と両立しやすい職場環境をつく 図り、悩みを相談できる窓口を設置します。また、公私のバー 推進や、超過勤務の縮減に努めます。		





## (2)多様な教育・保育の充実

子どもの人口は減少傾向にありますが、一方、保育を必要とする子どもは、共働き世帯の増加、女性の社会進出及び核家族化の進行などから増加傾向にあり、今後も保育園への入園希望者は増加するものと見込まれるため、様々な手法により保育園の受入れ枠を拡大していくことが必要となっています。

市内には現在、認可保育園が13園ありますが、必要利用人数に対しては不足しているため保育施設の充実が求められています。また、保護者の就労形態が多様化し、休日勤務、深夜業務への従事、超過勤務など、保育園の利用を希望する時間帯も変化しています。今後もさらに保育ニーズの多様化が進展することが見込まれ、現行の保育園の体制・機能だけでは、子どもたちにとって望まれる保育が受けられない状況となることが考えられます。その対応と同時に、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を求められているため、幼稚園や保育園が相互に連携し質の向上を図ることが必要であり、またそのためには行政が中心となり安心して子どもが預けられる環境の整備が急務となっています。

市では公立保育園4園を運営していますが、今後は柔軟で効果的な運営が求められるため、様々な視点から見直しを行うことが必要と考えます。そのためには、今後、保育園に望まれている役割を踏まえながら、公立保育園と私立保育園が共に保育・子育て支援施策の拡充を進めていくことが重要です。

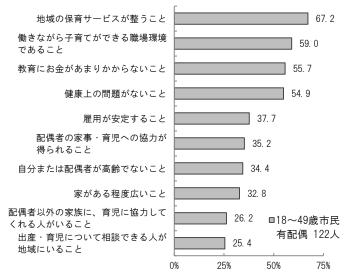
〇詳細は附編の2「国立市保育方針」をご参照ください。

# 国立市アンケートより

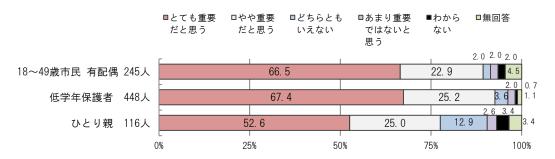
国立市アンケートでは、18~49歳市民の有配偶者が今後子どもをもつ場合の条件は、「地域の保育サービスが整うこと」が最も多く、「働きながら子育てができる職場環境であること」「教育にお金があまりかからないこと」「健康上の問題がないこと」と続いています(図表 6.4)。

子育てする人にとって地域の支えの重要性については、重要だと思う人が大半を占めており、多様な支えが重要だと考えられています(図表 6.5、6.6)。

図表 6.4 今後子どもをもつ場合の条件(複数回答・上位 10 項目)【再掲】



図表 6.5 子育てをする人にとって地域の支えは重要か



図表 6.6 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと (5つまで複数回答、18~49 歳市民は複数回答)

単位:%

項目	回答者数(人)	できる人や場があること子育でに関する悩みについて気軽に相談	くりの場があること子育てをする親同士で話ができる仲間づ	子育でに関する情報を提供する人や場が	子育て家庭の家事を支援する人や場があ	どに子どもを預かる人や場があること不意の外出や親の帰りが遅くなった時な	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	子どもにスポーツを教える人や場がある	子どもに勉強を教える人や場があること	地域の伝統文化を子どもに伝える人や場	や場があること	ルを学べる場があること学校以外で人とのつながりや社会のルー	地域で動植物にふれあう機会があること	<b>ふ人がいること</b> 小中学校の校外学習や行事をサポートす	見守りをする人がいること子どもの防犯のための声かけや登下校の	行事やお祭りなどがあること子どもと大人が一緒に参加できる地域の
18~49 歳市民 (有配偶)	245	60. 4	54. 7	58. 0	43. 3	65. 3	49. 0	35. 5	31. 8	37. 1	33. 9	55. 9	35. 1	21. 6	67. 8	46. 1
就学前保護者	945	65. 4	50. 3	45. 5	33. 7	52. 1	54. 2	22	. 9	12. 2	13. 2	35. 8	13. 4	9. 6	54. 2	31. 7
低学年保護者	448	59. 2	54. 0	52. 5	38. 2	61. 4	63. 2	53. 1	46. 4	44. 9	46. 0	62. 3	40. 2	40. 0	76. 6	54. 2
ひとり親	116	31. 9	26. 7	37. 1	24. 1	49. 1	33. 6	35. 3	42. 2	19. 0	26. 7	44. 0	22. 4	20. 7	57. 8	33. 6



### 取組み



# 保育サービスの整備・提供体制の充実

所管課

児童青少年課

- 1. 認可保育所の新設、認定子ども園の認可、地域型保育所の整備をします。
- 2. 国立市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年度までに保育施設の整備を行い待機児童の解消を図ります。

内容

- 3. 幼稚園教諭や保育士等による合同研修、配慮を必要とする子どもに関わる職員の資質向上を図ります。
- 4. 教育・保育に関わる職員の処遇改善を図ります。

取糸	組み	休日保育の検討	所管課	児童青少年課								
内 容	新 規	年末などに保育を実施することで多様な保育ニーズに応え、保護者の就労を支援します										
取糸	且み	一時保育の充実【再掲】 ★	所管課	子育て支援課								
内容	継続	冠婚葬祭、パートタイム就労、育児疲れなど様々な事情で、一時的に家庭において育困難となり保育が必要となる乳幼児を、保育所で一時的に預かることにより、児童及びの福祉の向上を図ります。										
取糸	且み	ファミリー・サポート・センター事業の実施【再掲】★	所管課	子育て支援課								
内容	継続	育児の支援をしたい方(支援会員)と育児の支援を希望する方(利用会員)が、互いの協力に基づいて子育てを支え合う地域の相互支援活動を通し、子育て家庭の仕事と育児の両立を図るとともに、地域の力を活用した子育てサポート体制を強化します。										
取糸	組み	放課後子ども教室の充実【再掲】	所管課	児童青少年課								
内容	拡充											
取糸	且み	研修の体系化と各種研修の推進	所管課	職員課								
内容	継続	保育、教育関係者が幅広い分野で体験や知識の交換、学習で 高めるとともにお互いの資質向上になるよう、各種研修や体験		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,								

### 食べ物は命のもと 〜保育の現場から②〜

子育ちの現場を担う者として、日々の生活の中で大切 にすることの一つに「食育」があります。

- 1) 季節に合った食…春は苦み、夏は酢の物、秋は辛み、冬は脂と心して食せ
- 2) 身土不二…居住地の自然環境に適合している生産物を食す
- 3) 一物全体…一つの食品を丸ごと食べる

これは、明治時代の玄米食養の元祖と言われる石塚左 玄の教えです。食生活が多様化する中で、旬や食文化を 意識し、素材そのもののよさを噛みしめ、五感を使って 食す「食育」を実践していくことが重要と考えています。 国立市子ども総合計画審議会委員 藪田 圭以子

例えば、わが園でも、消化しにくい食物は避け、献立からは牛乳、卵、肉、揚げものはカットしています。また主食は発芽玄米と完全無農薬米にこだわり、パンやうどんなどの小麦類はほんの少しにしています。地場の「くにたち野菜」にも注目しています。

食べ物は命の源であり、大人は子どもの育ちのため には出来得る限りの努力をするべきだと思います。

理想としてはこんな食にしたいと願っています。

「ま・ご・は・や・さ・し・い (豆・胡麻・若布・ 野菜・椎茸・芋)」。



## 施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

### 現状と課題

心身ともに成長が著しい思春期の子どもたちが、携帯電話、スマートフォン、インターネット等の普及により、誰でも気軽に情報発信や情報収集ができ、生活には欠かせないものになっている反面、これらを介したトラブルや事件、犯罪に巻き込まれるケースが全国的に問題となっています。国立市アンケートでは、携帯電話やスマートフォンについて、「必要なものである」と考える割合は、小5が46.3%、中2が65.8%、高2が80.2%となっています。また、高2では「寝る直前まで使用している」が42.0%となっています。一方、「トラブルに巻き込まれそうで不安である」割合は、小5が13.2%、中2が21.2%、高2が15.4%となっており、実際に「トラブルに巻き込まれた・巻き込まれている」割合もわずかながら見られます(図表6.10)。

また、喫煙・飲酒・薬物といった知識も含めて、子どもたちが正しい知識を得る機会を設けるとともに、相談体制を整備することが求められています。さらには、子どもたちが登下校時に事故等に巻き込まれないよう、日頃からの交通安全教育と地域の見守りを強化することが必要です。

平日の帰宅時刻は、午後6時以降が小5では 4.5%、中2では 61.0%、高2では 61.1% となっています(図表 6.11)。地域で子育てを支えるために重要だと思うことは、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」の割合が高くなっています。また、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること」「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」なども多く、低学年保護者では「学校以外で人とのつながりや社会のルールを学べる場があること」が多くなっています(図表 6.12)。

小さな子どもをもつ保護者が、外出時も安全で不安なく過ごせるまちの環境は、住みやすいまちの意識につながります。乳幼児を育てる親目線のまちづくりと環境整備を進めていく必要があります。

地域のつながりが希薄化する中、子どもたちが自立性や社会性を育むためには、地域の 人々との交流の機会をもつことが重要です。地域には多様なノウハウや知識をもった人材 も多く、支援をしたいと考えている方も少なくありません。活力あるまちづくりのために も、子育ち・子育て支援に関わる人材の育成と確保が期待されています。

第三次計画では、子どもと子育て家庭の安全を守るため、地域をあげて取り組むことが 必要になります。





## (1)子どもと家庭の安心・安全の強化

子どもは、心身の未成熟により犯罪の危険を回避する力が弱く、地域社会全体で事件や事故の被害から守っていくことが必要です。近年、全国的に未就学児童や小中学生が被害となる事件や事故が発生しています。また、インターネットやSNSなどスマートフォンの普及によるネット関連の犯罪や、喫煙・飲酒・薬物など、子どもを取り巻く環境は危険と背中合わせの状況にあると思われます。

その他、車や自転車による事故も後を絶ちません。子どもは興味があるものを見つける とそのことに夢中になって、周囲の状況が目に入らなくなり、危険なことの判断ができな くなります。

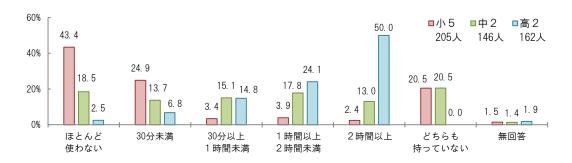
また、学年が進行するにつれて塾や習い事など行動範囲や交友関係も広がり、その分事 故等に巻き込まれる危険性も増します。

知識や経験が少ない子どもたちが頼れるのは、家族や地域のつながりのあるごく限られた人たちです。子どもたちが地域の中で安全に過ごせるよう、行政や学校、民生委員・児童委員・主任児童委員、地区育成会、青少年健全育成団体、自治会など地域の各団体が子どもたちとのつながりの輪を広げ、その輪に新たに民間企業などの協力を得て、子どもたちを犯罪から守るとともに、子ども自身が危険を回避するための学習機会を創出します。

# 国立市アンケートより

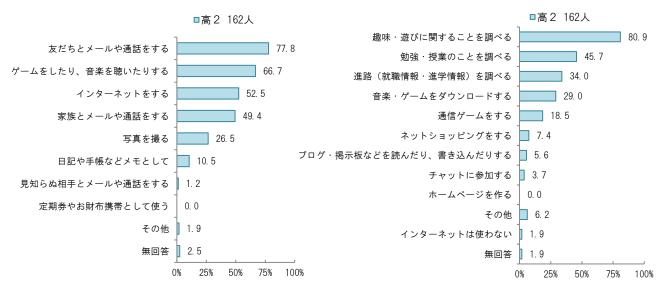
国立市アンケートでは、平日に携帯電話やスマートフォンを2時間以上使う割合は、小5が2.4%、中2が13.0%、高2が50.0%となっており(図表6.7)、休日ではさらに多い状況です。

図表 6.7 携帯電話やスマートフォンを使う時間(平日)

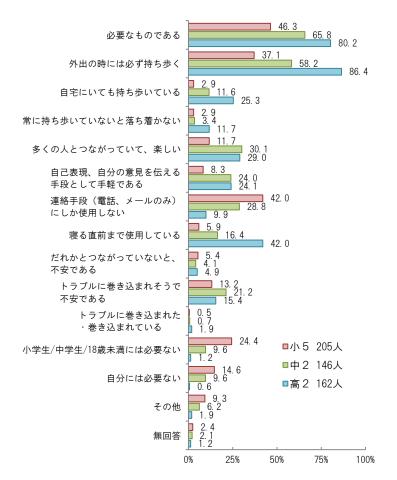


高2の携帯電話やスマートフォンの使用目的は、「友だちとメールや通話をする」が最も多く、次いで「ゲームをしたり、音楽を聴いたりする」「インターネットをする」と続いています(図表 6.8)。また、インターネットの使用目的は、「趣味・遊びに関することを調べる」が8割を超えて最も多く、次いで「勉強・授業のことを調べる」「進路を調べる」と続いています(図表 6.9)。





図表 6.10 携帯電話やスマートフォンに対する考え方



携帯電話やスマートフォンについて、「必要なものである」と考える割合は、小5が46.3%、中2が65.8%、高2が80.2%となっています。また、高2では「寝る直前まで使用している」が42.0%となっています。一方、「トラブルに巻き込まれそうで不安である」割合は、小5が13.2%、中2が21.2%、高2が15.4%となっており、実際に「トラブルに巻き込まれた・巻き込まれている」割合もわずかながら見られます(図表6.10)。

### 施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

平日の帰宅時刻は、午後6時以降が小5では 4.5%、中2では 61.0%、高2では 61.1%となっています (図表 6.11)。

地域で子育てを支えるために重要だと思うことは、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」の割合が高くなっています。(図表 6.12)

図表 6.11 平日の帰宅時刻



図表 6.12 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと【再掲】(5つまで複数回答、18~49歳市民は複数回答) 単位:%

項目	回答者数(人)	できる人や場があること子育でに関する悩みについて気軽に相談	くりの場があること子育てをする親同士で話ができる仲間づ	子育てに関する情報を提供する人や場が	<b>子育て家庭の家事を支援する人や場があ</b>	どに子どもを預かる人や場があること不意の外出や親の帰りが遅くなった時な	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	子どもにスポーツを教える人や場がある	子どもに勉強を教える人や場があること	があること地域の伝統文化を子どもに伝える人や場	や場があること	<b>学校以外で人とのつながりや社会のルー</b>	地域で動植物にふれあう機会があること	る人がいること 小中学校の校外学習や行事をサポートす	見守りをする人がいること子どもの防犯のための声かけや登下校の	行事やお祭りなどがあること子どもと大人が一緒に参加できる地域の
18~49 歳市民 (有配偶)	245	60. 4	54. 7	58. 0	43. 3	65. 3	49. 0	35. 5	31. 8	37. 1	33. 9	55. 9	35. 1	21. 6	67. 8	46. 1
就学前保護者	945	65. 4	50. 3	45. 5	33. 7	52. 1	54. 2	22	. 9	12. 2	13. 2	35. 8	13. 4	9. 6	54. 2	31. 7
低学年保護者	448	59. 2	54. 0	52. 5	38. 2	61. 4	63. 2	53. 1	46. 4	44. 9	46. 0	62. 3	40. 2	40. 0	76. 6	54. 2
ひとり親	116	31. 9	26. 7	37. 1	24. 1	49. 1	33. 6	35. 3	42. 2	19. 0	26. 7	44. 0	22. 4	20. 7	57. 8	33. 6



### 取組み



# あらゆる事件・事故から子どもを守るまち づくりの推進

所管課

防災安全課 児童青少年課 他

内容

- (1)「(仮称)安心・安全まちづくり条例」の制定に先駆けて、犯罪・暴力・事故・いじめ・メディア・薬物・飲酒・喫煙などから児童を守るための庁内関係部署による連絡会設置を検討します。
- (2)子どもや高齢者の安全確保の観点を含めた「(仮称)安心・安全まちづくり条例」の制定を目指します。
- (3)他の自治体の事例を参考にし、新たな地域住民による子どもや高齢者の見守り手法の検討を行います。

取糸	且み	防犯に配慮したまちづくりの推進	所管課	防災安全課										
内容	継続	防犯協会、警察との連携による防犯パトロール及び啓発活見守り等の防犯活動団体への防犯用品の貸与を推進します。	動を実施し	ます。また、児童の										
取糸	且み	高齢者見守りネットワーク等との連携による子どもの見 守りの推進	所管課	高齢者支援課 子育て支援課 児童青少年課										
内容	新規	高齢者見守りネットワークの協力団体などが、各家庭を集配などで訪問の際に、高齢者同様に子どもや家庭の異変を感じたり、市内巡回の際に不審者を目撃したり、危険箇所を発見した場合など連携を図り、地域全体でさりげない見守りシステムを検討します。												
取約	且み	子どもの登下校時の見守りの強化	所管課	教育総務課 児童青少年課										
内容	拡充	市内公立学校関係者によるパトロール、朝の登校指導を実施協会など、市民と連携して、取組みの拡充を図ります。また、お願いするメッセージを流すとともに、ボランティア保険にいきます。さらに、緊急時に子どもが逃げ込める民家や店舗を	下校時に	、子どもの見守りを 域の見守りを促して										
取糸	且み	危険を予測し回避する交通安全教育の推進	所管課	教育指導支援課										
内容	継続	子ども自身の危険を予測し回避する能力の向上と、発達段関 献するために、各校で年間の指導計画を作成し交通安全教育との関連を図り、日常生活での交通安全意識を高めます。												
取糸	且み	通学路、通園路の安全確保	所管課	環境政策課										
内容	継続	子どもたちもドライバーもお互いの存在を早く確認できる路や狭い道路、特に通学路の交差点部分に、緑化による低い会行います。また、緑化の推進や景観の創出に役立つことから、よる安全確保を推進します。	上垣を設け	てもらうPR活動を										
取糸	且み	交通安全推進事業の促進	所管課	交通課										
内容	新規	交通安全対策の総合的な計画を策定し、交通安全の推進をいしゃ、子どもなどの交通弱者の交通事故を減らします。また安全活動参加の促進や歩行者にとって歩きやすい道路環境整学校を対象とした交通安全教育の継続とともに、一般を対象と施します。	こ、計画に 備の推進、	基づき、市民の交通 さらに、小学校や中										
取糸	且み	薬物・タバコの害に対する正しい知識の普及	所管課	健康増進課										
内容	継続	都薬物乱用防止推進国立地区協議会を通じ、都主催の中学 「標語・ポスター」の募集、選考、表彰や、小中学生を対象は 組み込む等、普及啓発活動を行っていきます。												
取約	且み	安心・安全で豊かな消費生活を営むための消費者教育	所管課	教育指導支援課										
内容	新規	学校教育においては、社会科、家庭科、生活科、特別活動なれており、今後、実生活との結びつきを一層図っていきます		領域の学習で実施さ										





# (2)外出が楽しくなる安心・安全なまちづくり

子どもが産まれると、1か月健診やお宮参りなどを経た後くらいから、発育とともに徐々に外出の距離や時間を延ばしていくことになります。近所の公園やスーパーなどへの買い物、子育てひろばに出かけるなど、行動・活動範囲が広がります。また、子育て中はいろいろな悩みや孤独を感じたりするため、外出などによる気分転換や各種行事への参加や地域の人とつながることはとても大切です。

しかし、子ども連れで外出する際には、授乳・おむつ替えスペース等の確保などをはじめベビーカーでの移動など様々な不安や気遣いが伴います。環境は整備されつつありますがまだまだ十分とは言えません。

国立市アンケートにおいても、就学前保護者及び低学年保護者への「特に実施してほしいと思う子育て支援策」の問いに対して、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」が上位に入っています(図表 6.13)。

今後は、子どもと一緒の外出がこれまで以上に安心・安全で楽しくなるよう、ハード面の「子育て環境の整備」とソフト面の「アプリなどを活用した情報提供の充実」の両面による取組みが求められます。

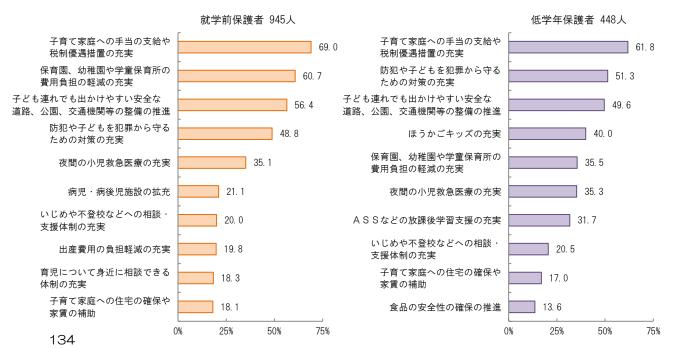
また、国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討し、国立駅周辺のにぎわいの創出や交流人口の増加を図ります。

# 国立市アンケートより

就学前保護者では、特に実施してほしい支援策として、「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実」「保育園、幼稚園や学童保育所の費用負担の軽減の充実」に続いて、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」があがっています。

低学年保護者でも「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実」「防犯や子どもを犯罪から守るための対策の充実」に続いて、「子ども連れでも出かけやすい安全な道路、公園、交通機関等の整備の推進」があがっています(図表 6.13)。

図表 6.13 特に実施してほしい子育て支援策(複数回答・上位 10 項目)(就学前保護者は5つまで回答【再掲】)





取組み

重点的 取組み

# 国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討 する事業

所管課

国立駅周辺整備課 児童青少年課 子育て支援課

南口公共施設等用地に関しては、「国立駅周辺まちづくり基本計画」などの上位計画をもとに、どのような機能をもった公共施設を位置づけるのかを検討してきました。その議論の中で、子どもを取り巻く社会的な背景を踏まえた上で、子育て支援機能を位置づけることが検討されました。その結果まとめられた「国立駅南口複合公共施設整備基本計画(素案)」では、子育て支援機能に関する、国立市内、国立駅周辺の課題として、子どもの遊び場の不足、在宅乳幼児等とその親への支援の不足を充足する必要性があることが位置づけられています。

これまで、平成27年3月に「国立駅南口複合公共施設整備基本計画(素案)」を公表し、市民説明会・意見交換会、パブリックコメント等を実施してきました。「素案」を踏まえ、今後「計画」として、正式に事業を位置づけていく必要があります。その検討の中で、どのような事業手法が最も適しているのかを整理し、事業実施をしていく必要があります。

### 〇施策内容

内容

整備の検討を行っている国立駅南口複合公共施設の中に子育て支援機能として、「子育てひろば」等を整備する計画の検討、施設整備の検討を行う事業です。

「素案」は、施設全体のコンセプトを「もっとくにたちが好きになる場所」とし、整備方針を「人を"もっと集める"ための『賑わい創出』」「市民が『子育て』『文化』を"もっと広げる"ための居場所づくり」「市民を"もっと支える"ための『文化・交流』機能の導入」としてまとめています。

子育て支援施設の具体的な機能としては、「親子で自由に遊べる子育てひろば機能(集める、支える)」「親子の交流の場、子育て相談や情報提供を行う機能(広げる、支える)」「読み聞かせ等を実施する絵本の部屋の導入(広げる、支える)」「国立駅周辺を利用する買い物客等が子どもを一時的に預けられる機能(集める、支える)」「市内外からの子育て世代・若者の誘導・賑わいの創出(集める)」と整理しています。

これら機能を有する施設整備が、第一に、良好な子育ち・子育て環境を整え、将来を担う子育て世代の支援機能を高めること、第二に、交通のアクセスが良い国立駅前に施設を整備することで、市内のみならず、市外からも人を呼び込み、国立駅周辺のにぎわい創出や、交流人口の増加に寄与することが目的です。

取組み		公園等遊べる施設の整備	所管課	環境政策課									
内容	継続	公園が子どもが集える身近な遊び場になるよう、また幼児から高齢者までが利用できるよう施設の充実を図ります。また、水辺や緑などの自然に関わることができるルートや城山公園の散策路などの整備を図ります。											
取組み		赤ちゃん・ふらっと事業の推進	所管課	子育て支援課									
内容	拡充	東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整 「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに、 て、市民にその所在を広く周知します。また、市内の民間事	都が交付す	する適合証を表示し									

取糸	且み	コミュニティバス運行事業の見直し検討	所管課	交通課									
内容	継続	平成 15 年 3 月から北ルート、北西中ルートにコミュニティバス「くにっこ」の運行を実施していますが、近年、「くにっこ」の利用者は増加傾向にあります。さらなるサービス向上のため地域公共交通会議において増便・運行時間の延長や、福祉的な交通や試行運行の見直しなどの検討を行います。											
取約	且み	大型自転車駐輪スペース整備事業の検討	所管課	交通課									
内容	新規												
取糸	且み	幼児2人同乗用自転車リサイクルインフォメーション事業の実施【再掲】	所管課	子育て支援課									
内容	新規	一般の家庭で不用となった幼児2人同乗用自転車(電動アシの再利用を、希望する市民に対して市があっせんすることに、て世代の経済的負担を軽減します。											
取糸	組み	子どもや子育て家庭による地域の集会施設の利用促進	所管課	生活コミュニティ課									
内容	拡充	- キハイハント(バル利田を積極的ル 促し、注動の指わが切りのり見れた触覚(かかんよう)											
取糸	且み	市庁舎における子育てバリアフリー環境の充実	所管課	職員課 総務課									
内容	新規	男女を問わず子ども連れの市民が来庁しやすい市役所にす ゃん・ふらっと」を設置するなどして施設環境の整備を図るる 心がけることで、庁舎内の子育てバリアフリーを推進します	とともに、										

### 地域の身近な場所にもっと「赤ちゃん・ふらっと」を

「赤ちゃん・ふらっと」は、小さなお子さんを連れた方でも安心してお出かけできるよう整備された、授乳やおむつ替え等ができるスペースの愛称で、東京都が身近な地域への整備を推進しています。国立市では、より一層の推進を図るために、平成27年度より補助金制度をスタートさせました。その結果、民間事業所6か所より申請がありました。すでに自主的に設置された民間事業所1か所と中央児童館、西児童館の3か所を加えると計9か所が27年度中に新設され、既存の市役所、中央図書館、公民館、子ども家庭支援センターを合わせると計13か所になりました。(東京都未承認分を含む)

今後も、市内の事業者のご理解とご協力を得ながら、地域の身近な場所への「赤ちゃん・ふらっと」の拡充を進めていきます。







## (3)地域の力を活用した子育ち・子育て支援

少子高齢化・核家族化など時代の経過とともに家族形態が変容し、家庭のもつ機能は低下傾向にあります。また、都市化の進行などにより地域のつながりが希薄となるなど、これまでの家庭環境を大きく変え、ご近所とのつながりや関係性も薄れ、地域で子育てを見守ることが非常に難しい時代になりました。

子どもと子育て家庭を取り巻く生活環境や地域社会は大きな変貌を遂げています。そのため、これまで以上に、ファミリー・サポート・センター事業など子育てを支援する人材の育成・活用により保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援することが大切です。

また、子どもを狙った犯罪は後を絶たず、子どもが抱える悩みや課題などはますます多様化・複雑化し、非行や問題行動などの未然防止への取組みには民生委員・児童委員や地区育成会など地域の力と、行政をはじめ学校等の関係機関が連携を図り、見守り育てる取組みの推進が必要です。

このほか、子どもたちに生活・自然体験活動などの活動の機会を提供し心身を豊かにすることは極めて重要な課題であり、また、学校の部活動などによる文化・スポーツや学習する機会の提供などへ様々な経験をもっている地域の方々の協力を得て、子どもたちが学習・体験の幅を広げ、多様な関係性の中で豊かな社会性を育む支援や、活気のあるまちの実現に向け、子どもたちが地域の中でいきいき活動できる事業の充実を図ります。

# 国立市アンケートより

国立市アンケートでは、地域で子育てを支えるために様々なことが重要だと考えられており、子どもの年齢によって順位に差はありますが、防犯や見守りのほか、「不意の外出や親の帰りが遅くなった時などに子どもを預かる人や場があること」「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」「学校以外で人とのつながりや社会のルールを学べる場があること」などが多くあげられています(図表 6.14)。

図表 6.14 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと【再掲】(5つまで複数回答、18~49歳市民は複数回答) 単位:%

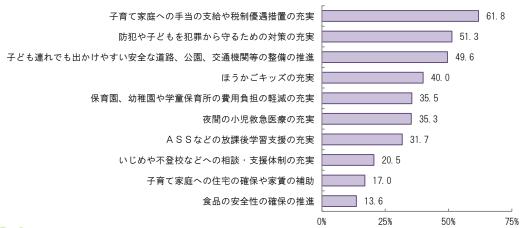
項目	回答者数(人)	できる人や場があること子育でに関する悩みについて気軽に相談	くりの場があること子育てをする親同士で話ができる仲間づ	子育てに関する情報を提供する人や場が	<b>ること</b> 子育て家庭の家事を支援する人や場があ	どに子どもを預かる人や場があること不意の外出や親の帰りが遅くなった時な	子どもと一緒に遊ぶ人や場があること	子どもにスポーツを教える人や場がある	子どもに勉強を教える人や場があること	があること 地域の伝統文化を子どもに伝える人や場	や場があること	ルを学べる場があること学校以外で人とのつながりや社会のルー	地域で動植物にふれあう機会があること	る人がいること 小中学校の校外学習や行事をサポートす	見守りをする人がいること子どもの防犯のための声かけや登下校の	行事やお祭りなどがあること子どもと大人が一緒に参加できる地域の
18~49 歳市民 (有配偶)	245	60. 4	54. 7	58. 0	43. 3	65. 3	49. 0	35. 5	31. 8	37. 1	33. 9	55. 9	35. 1	21. 6	67. 8	46. 1
就学前保護者	945	65. 4	50. 3	45. 5	33. 7	52. 1	54. 2	22	. 9	12. 2	13. 2	35. 8	13. 4	9. 6	54. 2	31. 7
低学年保護者	448	59. 2	54. 0	52. 5	38. 2	61. 4	63. 2	53. 1	46. 4	44. 9	46. 0	62. 3	40. 2	40. 0	76. 6	54. 2
ひとり親	116	31. 9	26. 7	37. 1	24. 1	49. 1	33. 6	35. 3	42. 2	19. 0	26. 7	44. 0	22. 4	20. 7	57. 8	33. 6

### 施策目標2 子どもと子育て家庭の安全とやさしいまちづくり

低学年保護者では、特に実施してほしい支援策として、「ほうかごキッズの充実」「ASSなどの放課後学習支援の充実」も30%を超えています(図表 6.15)。

#### 図表 6.15 特に実施してほしい子育て支援策【再掲】(複数回答・上位 10 項目)







### 取組み

重点的 取組み

# 地域の子どもは地域が育てる放課後学習支 援教室の推進

所管課

教育指導支援課

### 放課後学習支援教室の推進

内容

(1) 平成 28 年度より放課後学習支援教室を市内全公立小学校8校で実施し、学校と連携し地域の力を活用して、子どもの「やる気」をサポートします。

- (2) 各学校の状況(児童の学力、学習意欲、参加人数など)に応じて柔軟な指導形態や指導内容を目指します。
- (3) 放課後の子どもたちの過ごし方の一つとしての学習活動の拠点となるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室との新たな連携を模索します。

### ある日の放課後学習支援教室から ~国立市アフター・スクール・サポート事業(A・S・S)~

「先生、せんせい、聞いて聞いて。これから、英語で話すから聞いてくれる。How do you do. I'm glad to see you. …………。」「すごいわね!発音も抜群よ!」——これは、ある日のA・S・Sの教室の始まり際の光景です。その子が、英語をどのようにして身に付けたかは定かではありませんが、なかなかの腕前。それに受け答える指導員のにこやかな対応と子どもとの豊かなやり取りにしばし見とれてしまいました。

学校では、現在、様々なカリキュラムが組まれ、根源的な「読み・書き・そろばん」の習得のための先進的な取組みをはじめ、体験的な学習やプレゼンテーション能力の育成、心を育む授業、ICTリテラシー・モラルの涵養など、子どもの成長のための不断の弛まない努力がすすめられています。

しかし、一人ひとりの子どもたちの興味・関心や、学習の習熟の度合いのすべてに対応しているかと問われれば、「それは、とても無理な話です。」と答えるしかありません。そのギャップをいかにして埋め合わせていくか。子どもたちのために大人が課せられた一つの使命ではないでしょうか。A・S・Sは、その答えを暗示してくれているような気がしてなりません。

<A・S・Sの概要>

教育委員会が全面的に運営を行い、放課後の 学校施設を活用して行う学習支援事業です。

- ◆実施校:市立小学校6校
- (平成28年度は市立小全8校で実施)
- ◆対象学年:小学校5・6年生
- ◆教 科:国語・算数
- (学校によっては、算数のみ実施)
- ◆回 数:週4回(月・火・木・金)
- ◆実施時間:1講習60分間
- ◆指 導 員: 教員免許の保有者・教員を目指 す学生(指導時に4名配置)
- ◆参加児童:全校合計 150 名ほど(平成 27 年度)
- ◆カリキュラム・教材:基本的なものを教育 委員会で設定。各校の実態に合わせて、 指導員が工夫して指導

取糸	且み	市内の高校や大学との地域連携による子育ち支援	所管課	地域連携関係部署	
内容	新規	市内高校の生徒による長期休業期間等の学習ボランティア支援や市内の各大学の特徴を活かして、国際交流事業や教育・スポーツ・芸術文化などの体験事業等により豊かな人間性や社会性を育みながら、子どもたちの健やかな成長を促します。			
取糸	且み	児童委員・児童相談所・学校・子ども家庭支援センター 等の関係機関による地区連絡協議会による取組み	所管課	福祉総務課 子育て支援課 教育指導支援課	
内容	継続				
取糸	且み	地域における子どもの居場所づくり事業の拡充	所管課	児童青少年課	
内容	拡充	地域の人とのふれあいによって、豊かな人間性や社会性を身に付け、たくましく成長すことができるよう、地域における子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対して補助を交付していきます。			
取糸	組み	地区育成会への支援【再掲】	所管課	児童青少年課	
内容	継続			れらの活動に対して	
取糸	且み	地域との連携協力による部活動の充実	所管課	教育指導支援課	
内容	継続	部活動の一層の充実を図るため、課外活動外部指導者を学術指導の支援を行います。地域との協力により部活動の活性付す。			

#### 子どもたちがほっとできる、ワクワクできる「居場所」を目指して

市では、将来を担う子どもたちが、地域の人とのふ れあいによって豊かな人間性を身に付け、たくましく 成長することができるよう、地域における子どもの居 場所事業を実施する個人及び団体に対して補助金を交 付しています。

平成27年度も市内で4 事業が実施されています。 "居場所"を始めて10年、 すっかり地域に定着してい る駄菓子や『くにちゃん』、 まるで自分の家にいるみた いに寛ぎながら宿題をした り、夕ごはんを食べたりで きる『おかえりなさいのご はんやさん』、谷保の畑やます。

駄菓子や『くにちゃん』

自然の中でのびのび過ごす『はたけんぼ放課後クラブ』、 ブロックで作ったロボットをプログラミングにより動 かす『Chikaba (ちかば) -子どものためのプログラミ ング教室-』の4事業です。駄菓子や『くにちゃん』 の主催者、吉村さんは「駄菓子やを入口に、工作体験

や科学教室も随時実施 しています。ここは好き なことを好きなだけでき る場。 約束事はただ二 つ、"挨拶をする"と"人 の嫌がることはしない" こと。これからも子ども たちの育ちに寄り添って いきたい。」と話してい



取約	組み	家庭・地域と連携したごみ減量・資源化啓発学習の推進	所管課	教育指導支援課
内容	継続	家庭・地域と連携し、日常生活の中で、子どもたちがごみ減りを進めます。学校においては、社会科、家庭科を中心に、この学習を進めます。		
取約	組み	地域と協力したスポーツ活動の促進	所管課	生涯学習課
内容	拡充	体育協会、くにたち文化・スポーツ振興財団やスポーツを 市内のスポーツ環境を充実させます。	行うクラブ	・団体と協力して、
取絲	組み	イベントを活用したにぎわいによる子育ち・子育て家庭 の交流と支援	所管課	産業振興課
内容	新規	くにたちさくらフェスティバル、LINKくにたち、くに 多くの団体が参加、出店しています。舞台やパレード、各種の により、多くの子どもや子育て家庭が地域でふれあい、つな	の出店とい	った多くのにぎわい
取約	組み	先輩ママパパによる子育て支援の推進【再掲】	所管課	子育て支援課
内容	祖み拡充	先輩ママパパによる子育て支援の推進【再掲】 先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加 運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創	したり、事	業そのものの企画・
内容	拡	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加	したり、事	業そのものの企画・
内容	拡充	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加 運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創	したり、事 出を図りま 所管課 が薄れがを 或の店舗等	業そのものの企画・ す。 しょうがいしゃ 支援課 なしょうがい児(中
内容取納内容	拡充組み新	先輩ママパパが各種子育て支援事業へ主催者側として参加 運営に関わることで、子育て経験の共有によるつながりの創 しょうがい児を育てる地域の支援体制整備事業【再掲】 市外の特別支援学校に通学することにより、地域との関係性 学生を対象とする予定)が、サポーターの力を借りながら地域	したり、事 出を図りま 所管課 が薄れがを 或の店舗等	業そのものの企画・ す。 しょうがいしゃ 支援課 なしょうがい児(中

#### ちょっぴり先輩の「ピアママ」からのプレゼント

ピアママは、小さなお子さんを子育て中のママを応援するための、少しだけ先輩のママたちの集まりです。 迷いながら子育てをした経験のある先輩だからこそ子育て中のママの気持ちがわかり、より近い存在であるピアママの力は大きく、ぜひ活用していきたいとの目的で運営をはじめました。

平成 26 年度は子育て講座に参加のお子さんの保育を担当してもらいました。ピアママからは「すくすく大きく育って欲しいとだけ願っていた頃を思いだし、我が子の成長を感じた」、保育してもらったお子さんのママからは、「地域で子育てをしている実感が得られ安心しました」との感想がありました。

平成 27 年度は、ピアママが主体的に事業を開催することを投げかけ、様々な意見が出る中で「ピアママならでは」「ピアママだから出来ること」に着眼し、「おさがり広場」を開催しました。最近では「おさがり」

を利用している方も少なくなってきましたが、当日は 品物を譲るだけでなく、「おさがり」を通して人と人 とのつながりも生まれました。



【問い合わせ】 子ども家庭支援センター(国立市富士見台3-21-1) ☎042-573-0192

取組み		地域で育む・深める国際理解の推進【再掲】	所管課	生活コミュニティ課
内容	継続			
取糸	且み	世代間交流事業の推進【再掲】	所管課	公民館
内容	継続	地域で活動している団体の協力を得て、伝統や文化を継承する事業を実施し、祖父母世 や親世代と、子どもたちとの世代間交流の充実を図ります。		実施し、祖父母世代
取組み 多文化共生事業の推進【再掲】		多文化共生事業の推進【再掲】	所管課	公民館
内容	拡充	国籍や民族、文化、言葉の違いを認め合い、支え合い、助け 共生社会につながる講座を実施していきます。また、地域の7 育ての課題をもつ保護者・家庭の相談・学習ができる場の充	ボランティ	アの協力を得て、子
取糸	且み	図書館ボランティアの育成	所管課	くにたち中央図書館
内容	拡充	絵本の読み聞かせやYA(ヤングアダルト)コーナーを担当するボランティアを育成子どもが読書に親しんだり自ら参画する機会を広げます。		シンティアを育成し、
取組み		市職員による地域活動の参加・社会貢献の推進	所管課	職員課
内容	新規	安心かつ安全に子どもを育てられる環境づくりのため、地域の地域活動への市職員の積極的な参加を支援します。	域住民の自	主的な防犯活動など

#### 地域でつながる子育て支援 ――その可能性

国立市子ども総合計画審議会委員 樋口 景子

「子どもにとっての一番の幸せ」とは何だろうか。「大 好きなお母さんがいつもにこにこゆったりとそばにいて くれること。お父さんとお母さんの仲が良いこと。」子 どもにとっての一番の幸せは、大人が思うよりずっと素 朴で平凡なものだったりする。にもかかわらず、私たち が暮らすいまの社会では、お母さんは毎日の家事や仕事 で忙しく、ゆったりできる時間もないし気持ちもつい急 いでしまいがちだ。お父さんとお母さんも子どもが産ま れてからどうも関係がうまくいかなくなり、俗にいう産 後クライシスを経験している家族も増えてきている。安 全で安心なはずの家庭が緊張感で満ちた場所となり、疲 れ切る諍いの果てに離別を選ぶ家族もある。子どものこ とを愛しているのは疑いようのない真実だけれども、つ い子どもにあたってしまう親もある。あらゆる痛ましい 事情で大好きなお母さんと一緒にいられない子どもたち がいる。

様々な理由によって、子どもたちが一番の幸せを得られていないという現実がある。そのひとつの大きな理由は、核家族で子育てをする限界がもはや隠しようのないところまで来ていることだろう。伝統的な日本社会では、親族ネットワークの中で家族をつくり、子育てをしてきた。産褥期には女性たちの支援が豊饒にあったし、夫婦の揉め事を仲裁し論してくれる人もいたし、親の代わりとなって子どもを見守る人も複数いた。しかし、現代ではそうしたネットワークは希薄となり、親族と離れて暮らしている子育て世代も多いし、一番身近な存在であるはずの親自身の親子関係がこじれてしまっている場合も少なくない。もはや自分が生まれ育った環境からの手助けはほとんど得られずに、孤軍奮闘しているお母さんお父さんたちが多い。

いま、私たちに問われているのは、子育て世代の親族 ネットワークの代わりとして、地域社会がどこまで支援 していけるのか、ということでもある。 難問のようにも 思えるが、意外と地味な気づきの中にひらめきに似た答えが見出せるように思う。そう、私たちはただ、思い出せばいいのだ。自分が子どもの頃の気持ちを、自分が母親父親になったときの気持ちを、自分が家族の中でどんな気持ちで過ごしていたのかを。誰もが喜びに満ちた瞬間を数多く経験しただろうし、誰もが一つ二つ悲しく辛い出来事に遭遇したはずだ。そのときに、意見を述べられたり鼓舞されたりするのでもなく、ただ自分の気持ちに「寄り添い、共感」してくれる人がいたら、どんなに心強く力になったのかを。

このことは、そのまま母子関係から始まるあらゆるケ アに当てはまる。母子関係で最も重要なケアは、母親が まだ言葉をもたない子どもにただ寄り添い共感してあげ ることだ。それだけで子どもは満たされ元気になってい く。このケアのかたちは、言葉をもった大人にとっても 重要だ。むしろ、言葉をもってしまったからこそ、伝え 切れない気持ちが残ることがある。この共感のケアを、 地域社会の中で拡大していけたらどうだろう。共感なら、 通りすがりの立ち話の中でもできるケアだ。通りすがり の立ち話だからこそ、話せる話題もある。各世代が入り 混じって共感のコミュニケーションができる場所があっ たら、新しいつながりが生まれていく可能性は無限にあ る。先輩お父さんお母さんからの共感は、子育て世代に とってどれほどの力になることだろう。共感のケアが拡 がっていったら、私たちはどれほど自分に自信をもち自 分を愛し、他者にも寛容になれることだろう。

あなたもわたしもあの人も、すべての人間は母親から生まれた。母子関係から始まっていくケアに対して価値が置かれていくことは、子育て中のお母さんお父さんにとっての幸せにもつながり、超高齢社会を迎え「ケアすること/されること」が中心的課題となってくるこれからの社会全体の幸せにもつながり、未来を生きる子どもたちの幸せへ通じる道になっていくと、私は確信している。

## おわりに

国立市子ども総合計画審議会では、全8回の審議を通して、国立市における今後8年間を見据えた子ども施策・事業の方向性や実施計画について検討しました。各種データの分析と審議会委員の日々の現場経験に基づき、"子どもたちは現在どのような状況の中を生きていて、子どもにとってどんな状態をつくり出すことが必要とされているのか"、といった観点から話合いが行われました。

その結果、計画の基本方針などに記載されているように、子どもたち自身が「国立市で子ども時代を過ごすことができて本当によかった」と実感することができて、子育てに携わる保護者から「国立市で子育てできて本当によかった」という声が寄せられ、地域の人びと同士で「生まれてきてくれてありがとう、子どもをいつも大切に育ててくれてありがとう」と伝え合えるような子育ち・子育て・地域支援、すなわち「子どもと家族と地域が輝き、未来へつながるまち」づくりを目指すということが合意されました。

こうした方向性は、まさに子どもの権利内容を基盤とする「子どもにやさしいまち」を目指すということであり、そのための実現手段として、「子どもの権利を守る体制づくりの推進」「『主人公は子ども』と捉えた児童館事業の強化推進」「子ども・子育て総合相談窓口の創設」など、21 項目にわたる重点的施策として結実しています。しかし、国立市子ども総合計画の真価については、平成 28 年度以降この計画を実行していく時にこそ問われてきます。それでは、どのようにしたら計画内容の着実な実行が可能となるのでしょうか。

国立市でかけがえのない子ども時代を生きている子どもたちのために、なるべく時を置かずに子ども計画を実行していかなければなりません。そのためには熱意ある自治体職員のがんばりはもとより、それ以上に、国立市に身を置くたくさんの人びとがこの計画内容について学び合い、一人ひとりできることを見つけ出して、ともに取り組んでいくことが必要となります。さらに、私たちの内外にある計画内容を促進する"前向きな力"に力添えしていくことも大切です。例えば、身近で取り組まれている子どもNPOやボランティア活動に思い切って参加してみること、子どもや若者のもっている力を信頼しその思いに耳を傾けてみること、子どもや保護者に寄り添う専門職や自治体職員と話し合ってみること、既存の社会資源を大胆に工夫したりネットワーク化を試みることなど、新しいつながりに身を投じる行為に手がかりが潜んでいると考えられます。

ぜひ多くの皆様に子どもにやさしいまちづくりの当事者になっていただき、国立市の子どもたちが"子どもらしく・人間らしく・自分らしく"生きていくための豊かな経験作りに関与してほしいと思います。なお、今後、国立市子ども総合計画の実施状況に対する評価検証を当事者の視点に立って進めてまいりますので、これからも市民の皆様のご協力をお願いいたします。

## 国立市子ども総合計画審議会会長 加藤 悦雄

# 資料編

## 1 国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- **第2条** 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を 市長に答申する。
  - (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
  - (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者 2人以内
  - (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 4人以内
  - (3) 地域教育の関係者 2人以内
  - (4) 公募により選出された市民 3人以内 (委員の任期)
- **第4条** 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(特別委員)

- 第5条 第3条第2項に定めるもののほか、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は市長が委嘱又は任命する。
- 3 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。 (会長及び副会長)
- 第6条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。 (専門委員)
- **第7条** 第3条第2項に定めるもののほか、専門的な事項を調査させるため必要がある場合には、審議会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門的な事項の調査が終了するまでとする。 (審議会の会議)
- 第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係ある特別委員の過半数をもってこれを決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて委員及び議案に関係ある特別委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例 第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

Γ	社会教育委員	II.	9,100円」
を			
Γ	社会教育委員	IJ	9,100円
	子ども総合計画推進委員会委員	IJ	9,100円」

に改める。

**付 則** (平成20年9月24日条例第23号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

**付 則**(平成21年3月31日条例第5号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例 第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に 改める。

別表第2職名の欄中

子ども総合計画推進委員会委員

を

子ども総合計画審議会委員

に改める。

**付 則** (平成24年12月26日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**付 則**(平成27年3月31日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和49年11月国立市条例 第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第34号中「子ども総合計画審議会委員」を「子ども総合計画審議会委員(特別委員を含む)」に改める。

#### 2 諮問書



平成27年5月26日

国立市子ども総合計画審議会会長 加藤悦雄 様

国立市長 佐藤一夫

諮 問書

国立市子ども総合計画審議会条例第2条の規定により、下記の件に ついて、貴会の御意見を伺いたく諮問いたします。

記

#### 1. 諮問事項

第三次国立市子ども総合計画等の策定について

#### 2. 諮問理由

第二次国立市子ども総合計画が平成27年度をもって計画期間が終了 することにともない、平成28年度から5ヶ年の子ども・子育て家庭に 関する施策の総括的な計画を立てる必要があるため、貴審議会に諮問す るものです。

今計画では国の次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針 に基づき、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な 体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童ク ラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備も検討する必要があります。 そのため「放課後子ども総合プラン」の策定も並行して同条例第5条に 定める特別委員に諮問するものです。

以上

## 3 国立市子ども総合計画審議会委員名簿

	分野	所属		氏名	備考
1	学識経験者	大妻女子大学	◎加藤	悦雄	准教授
2	(2)	国士舘大学	〇堀井	雅道	専任講師
3		   国立市立小・中学校校長会 	牧野	陽一郎	会長•校長
4	学校教育、 保育•幼稚園	国立市私立幼稚園協会	小澤	崇文	園長
5	関係者 (4)	国立市私立保育園園長会	吉田	順	園長
6		国立市認証保育所連絡会	薮田	圭以子	理事長
7	地域教育 関係者	公益財団法人東京YMCA	鳩山 中里	徹郎(~H28.1) 敦 (H28.1~)	プログラム ディレクター
8	(2)	日本ボーイスカウト 東京連盟	堀江	建治	副理事長
9	// 블로리	市民	石田	環	会社員
10	公募選出 市民 (3)	市民	樋口	景子	研究者
11	(0)	市民	本島	純子	ヘルパー

◎:会長○:副会長

## 4 国立市子ども総合計画審議会の経過

実施年月日	項目	主な内容
平成 27 年	第1回 国立市子ども総	・「第二次国立市子ども総合計画」施策項目の
5月26日(火)	合計画審議会	担当課進ちょく状況評価について
		・「第三次国立市子ども総合計画」基本理念及
		び基本方針について
7月 7日(火)	第2回 国立市子ども総	・「第三次国立市子ども総合計画」基本理念及
	合計画審議会	び基本方針について
		・ニーズ調査について
7月28日(火)	第3回 国立市子ども総	・「第三次国立市子ども総合計画」の概要につ
	合計画審議会	UT
		・「第三次国立市子ども総合計画」の重点施策
		について
		・「第二次国立市子ども総合計画」の施策評価
		について
		・「第三次国立市子ども総合計画」策定に向け
8月25日(火)	第4回 国立市子ども総	た施策シートの作成について ・「第三次国立市子ども総合計画」の施策項目
0月20日(火)	第4回   国立中ナとも続     合計画審議会	・ 第二次国立中于とも総合計画」の施泉項目 について
	一口可倒铁成	<ul><li>・ニーズ調査の集計結果について</li></ul>
10月 9日(金)	  第5回 国立市子ども総	・「第三次国立市子ども総合計画」の1~3章
	おり回   国立市 1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	について
		・「第三次国立市子ども総合計画」の4~6章
		について
11月 2日(月)	第6回 国立市子ども総	・「第三次国立市子ども総合計画」素案につい
	合計画審議会	ての審議
		・パブリックコメントについて
12月 4日(金)	パブリックコメントの実施	・市ホームページ、児童青少年課、市役所情報
~		公開コーナー、公民館、中央図書館、北市民
12月28日(月)		プラザ、南市民プラザに「第三次国立市子ど
		も総合計画(素案)」を設置
平成 28 年	第7回 国立市子ども総	・「第三次国立市子ども総合計画」について
1月25日(月)		・市民との意見交換会について
1月28日(木)、		
1月30日(土)	〈第1回〉1月28日:北南	
	(第2回) 1月30日: 国立	
	〈第3回〉1月30日:南南	
2月 3日(水)	第8回 国立市子ども総	
	合計画審議会 	いて
		・市民との意見交換会について(意見要旨)

## 5 国立市子ども総合計画推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 国立市子ども総合計画を推進するために、国立市子ども総合計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査・検討し、その結果を市長に報告する。
- (1) 国立市子ども総合計画の推進のための評価に関する事項
- (2) 国立市子ども総合計画の推進に関する事項

(構成)

- 第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- (1) 委員長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、子ども政策担当課長をもって充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、推進会議を代表し、会務を統括する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 推進会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員等の出席を求めることができる。

(作業部会)

- 第6条 推進会議に必要に応じ作業部会を設置することができる。
- 2 作業部会は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 推進会議の庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

**付 則** (平成 18 年 5 月 8 日訓令第 18 号)

この要綱は、平成18年5月8日から施行する。

付 則 (平成 21 年 3 月 31 日訓令第 36 号)

- 1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。(後略)
- 2 (前略)第62条の規定による改正後の国立市子ども総合計画推進会議設置要綱の規定 (中略)は、平成20年11月1日から適用する。
  - **付 則**(平成 25 年 4 月 1 日訓令第 37 号)
  - この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
    - **付 則** (平成 25 年 6 月 18 日訓令第 54 号)
  - この訓令は、平成25年6月18日から施行する。

付 **則** (平成 27 年 4 月 21 日訓令第 41 号) この訓令は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。

## 別表\_\_\_\_\_\_

政策経営部特命担当課長
行政管理部建築営繕課長
健康福祉部しょうがいしゃ支援課長
健康福祉部予防・健康担当課長
子ども家庭部児童青少年課長
子ども家庭部子育て支援課長
生活環境部生活コミュニティ課長
生活環境部環境政策課長
生活環境部産業振興課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会教育指導支援課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会くにたち中央図書館長

# 6 国立市子ども総合計画推進会議の経過

実施年月日	項目	主な内容
平成 27 年	第1回 国立市子ども総	・「第三次国立市子ども総合計画」について
4月23日(木)	合計画推進会議	•「第二次国立市子ども総合計画」施策項目
		の達成状況について
		•「放課後子ども総合プラン」の策定について
7月27日(月)	第2回 国立市子ども総	•「第三次国立市子ども総合計画」の基本理念
	合計画推進会議	等の概要について
		・「第三次国立市子ども総合計画」の各課施策
		の作成について
9月 8日(火)	第1回 国立市子ども総	• 作業部会の趣旨説明
	合計画推進会議作業部会	
9月25日(金)	第2回 国立市子ども総	・ニーズ調査における自由記述の活用について
	合計画推進会議作業部会	
10月13日(火)	第3回 国立市子ども総	・グループワーク
	合計画推進会議作業部会	・展示の方法について
		・展示の事前準備について
10月30日(金)	第4回 国立市子ども総	・次年度以降の作業部会について
	合計画推進会議作業部会	・パネル展の準備
11月 2日(月)	「子どもの意見」パネル展	
~	場所:国立市役所1階ロビ <sup>-</sup>	_
11月11日(水)		
12月19日(土)	「子どもの意見」パネル展	
~	場所:国立市公民館1階口は	<u></u>
平成 28 年		
1月10日(日)		

# 7 用語説明

あ行	
ICT	- p85、138
	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。
アイラ	デンティティ p 56、66、67
	社会生活の中で、ある個人が変化・成長しながらも基本的には同一で連続しているという感覚。つまり、自分は自分であり真の自分は不変であるとする感覚を意味する。
アクシ	vョンプラン p 4
	ある政策や企画を実施するための基本方針。また、行動計画のこと。
イング	7ルーシブ教育 p 56、60、63、86
	「インクルーシブ」は「包含する」という意味で、しょうがいの有無によらず、誰も が地域の学校で学べる教育のこと。
SNS	p 130
	Social Networking Service (ソーシャルネットワーキングサービス)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。フェイスブック (Face Book)、ツイッター (Twitter) など。
オンフ	ブズマン制度 p 43
	行政から一定の権限を与えられた行政監察官(オンブズマン)が行政機関に対する苦情の処理をする制度のこと。
<b>か</b> 行	
グロー	-バル・シティズンシップ p 80、84
	「グローバル」は世界的な、地球全体の、「シティズンシップ」は市民権、市民性という意味。グローバルな視点から意思決定でき、地球規模の問題に対し主体的に行動していける地球市民としての資質と素養のこと。
ケース	、カンファレンス p 49
	ソーシャル-ワーカーや医師など援助に携わる者が集まって行う事例検討会のこと。
⊐ ≷ <i>=</i>	Lニティソーシャルワーカー p 54
	和製英語「Community social worker」(略称「CSW」)。一般には、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付けたり、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーク」を実践するボランティアスタッフのことを指す。
さ行	
/J\— (7	D壁p70、75
	主に就労している母親が、子どもの小学校入学を機に仕事と育児の両立が困難になること。

小 1 :	プロブレム p 87
	小学校に入学したばかりの小学校 1 年生が集団行動が取れない、授業中に座っていられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは 1 か月程度で落ち着くと言われていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育が注目され出した。
スー/	ペーバイズ p 49、110
	「supervise」監督する(動詞)、名詞は「スーパービジョン(supervision)」。 監督者又は管理者(スーパーバイザー)が、援助者から担当している事例の内容、援助方法について報告を受け、それに基づき適切な援助指導を行うこと。
スク-	-ルソーシャルワーカー p 49、55、74
	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童福祉等の関係機関と連携したり、 教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースか多い。
スト	yクマネジメント p 86
	既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のこと。
性的、	ァイノリティ p 43
	性的少数者を表す言葉。代表的な性的マイノリティ「レズビアン(女性同性愛者)」「ケイ(男性同性愛者)」「バイセクシュアル(両性愛者)」「トランスジェンダー(生まれたときに法律的・社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)」の頭文字をとって「LGBT」と表現することもある。「LGBT」は当事者が自分たちのことをポジティブに語る呼称として使い始められた言葉である。
は行	
ペアし	vントトレーニング p 61
	軽度発達障害をもつ子どもがいる家庭でストレスや深刻な悩みを抱える家族を支援する方法の一つ。親が子どもの行動変容における心理やパターンを理解・分析し、問題行動を適切な対応で減少することのできる技術を獲得することを目的とする。
ま行	
マイノ	ソリティ p 37
	社会的少数者または社会的少数集団、社会的少数派
メディ	ィアリテラシーp85
	メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力。人間が社会のなかでいろいろな情報を入手する手段としては、新聞、雑誌、ラジオ、テレビという既存のマス・メディアのほか、インターネットの電子メール、ウェブサイト、ブログなどの新しいメディアの比重も高まっている。
ら行	
	フ デザイン p 124
, , ,	アクトラ

# 附編

## 1 国立市放課後子ども総合プラン

# 国立市放課後子ども総合プラン

平成 28 年 3 月

### 目次

笙 1 章	放課後子ど#	、総合プラヽ	ノ行動計画策定に	あたって
<i>7</i> 77	ᄴᄦᄶᆝᄼ	リかじロ ノ ノ ノ		. 00 /

1.	趣旨と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3.	放課後子ども総合プランの特徴について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5.	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1	)放課後児童クラブの状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2	?)放課後子ども教室の状況について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6.	放課後子ども総合プラン策定に向けたアンケート調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1	)学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケート・・・・・・・・	5
(2	?)小学校4年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート ・・・・・・・・・	11
<del></del>		
第2章	市町村行動計画に盛り込むべき具体的な内容について	
1.	放課後子ども総合プラン策定における「総括的な子どもたちの放課後の過ごし方	
	についての考察」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1	)放課後と子どもを取り巻く環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(2	?) 現代の子どもたちを取り巻く環境と抱えている問題 ・・・・・・・・・・・	13
(3	3)子どもたちの放課後が豊かなものとなるために ・・・・・・・・・・・・	14
2.	放課後子ども総合プランの具体的方策等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(1	)放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量 ・・・・・・・・	14
	<ul><li>① 余裕教室等の活用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	16
	② 専門部会による検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	③ 入所要件の継続確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(2	)一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成される	
	べき目標事業量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3	3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(4	-) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関	
	する具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	① 有意義な「放課後の居場所」として・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
	② 高学年向けを含むプログラムの充実について ・・・・・・・・・・・・	18
	③ 長期休業期間等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	④ 学校運営協議会について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(5	<ul><li>) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関す</li></ul>	
	る具体的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の	
具体的な連携に関する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	9
(7)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 ・・・・・ 20	)
(8) その他について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20	)
3. おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21	1
「放課後子ども総合プラン」特別委員会議 名簿 ・・・・・・・・・・・・・ 22	2
「放課後子ども総合プラン」特別委員会議の経過 ・・・・・・・・・・・・ 23	3
巻末資料 小学校4年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート結果 ・・・・・・ 24	1

#### 第1章 放課後子ども総合プラン行動計画策定にあたって

#### 1. 趣旨と目的

放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省の両省により策定されました。

これを踏まえ国立市でも、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない「小学校に就学している児童」に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(放課後子ども教室)の「一体型」を中心とした計画的な整備等を進めるため、市の行動計画を策定しました。

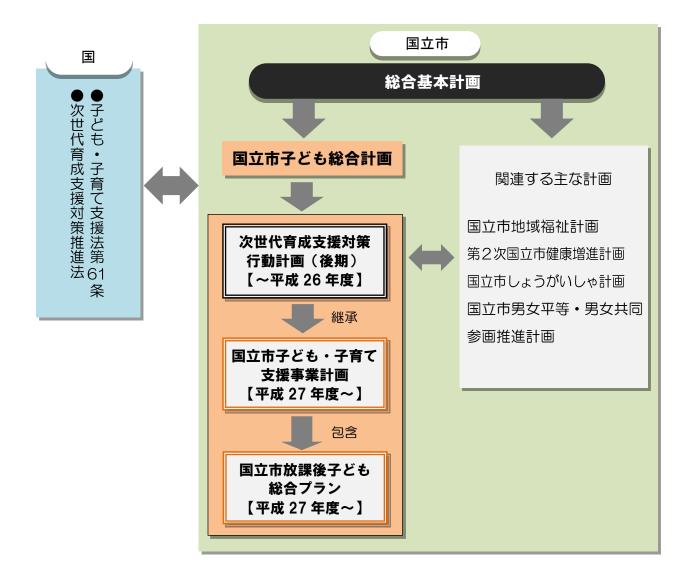
#### 2. 計画の位置づけ

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、同月に公布されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。

これを受けて、各市町村では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく平成27年から平成31年までの5か年を一期とする、子ども・子育て支援事業計画を定めることとなり、国立市においても、平成27年3月に「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子ども・子育て支援事業計画では、13 の事業を地域子ども・子育て支援事業とし、各年度における量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとしています。国立市子ども・子育て支援事業計画の 13 事業のひとつである放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)について、国立市では、国立市子ども総合計画審議会特別委員会議を設けて、平成26年11月28日に示された、次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画策定指針に基づく放課後子ども総合プラン行動計画の策定をおこなうこととしました。

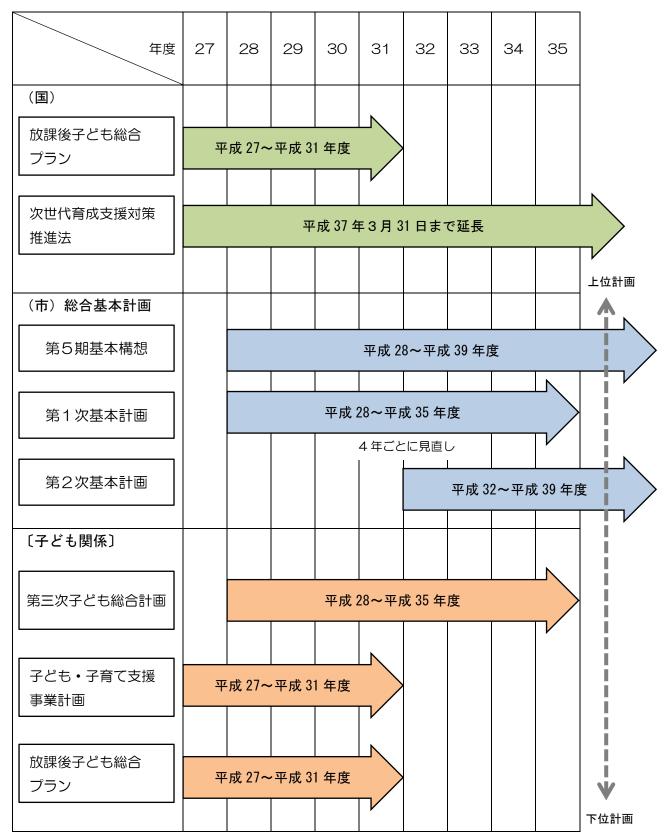
この行動計画である国立市放課後子ども総合プランを、上位計画となる平成 28 年度からの「第三次国立市子ども総合計画」に盛り込むことといたしました。



#### 3. 放課後子ども総合プランの特徴について

- (1)全ての児童に対し放課後等の居場所を計画的に整備すること。
- (2) 学校施設を徹底活用し、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施すること。
- (3)計画的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備を推進すること。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村計画の策定。(子ども・子育て支援事業計画と一体とすることも可能)
- (4) 放課後児童クラブ並びに一体型又は連携した放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備見込量(平成31年度末)を設定すること。

#### 4. 計画の期間



#### 5. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況について

#### (1) 放課後児童クラブの状況について

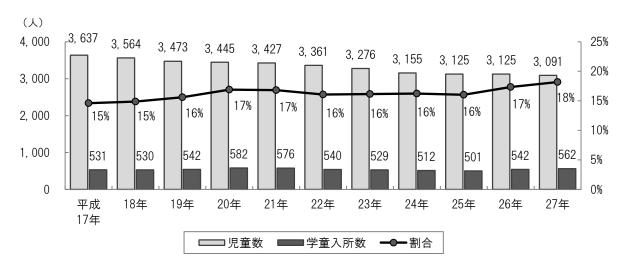
保護者が仕事や病気などの理由により家庭で保育が受けられない小学1年生から3年生を対象に、市内7か所の学童保育所(放課後児童クラブ)で受入れを実施しています。

現在、国立市では、全学童保育所において、待機児童を出さない「全入」による対応をしています。

過去 10 年間の「児童数と学童入所数の推移」を見ると、平成 17 年には、3,637 名いた児童が、平成 26 年には 512 名減の 3,125 名となり、14%減少しています。

しかしながら、児童数から見た学童入所数の割合は 15~17%(約2割)の間を推移しており、過去 10年間の平均割合は約16%で、大きな変動は見られません。

6-(1)「学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケート」の項目に記載していますが、今後、4年生から6年生への学童保育所入所を実施した場合にも同程度の割合(約2割)で入所希望があると予想されます。



児童数と学童入所数の推移

#### (2) 放課後子ども教室の状況について

市立小学校の全校において、放課後に子どもたちが健やかに過ごす居場所を作るために、放課後子ども教室推進事業を実施しています。国立市では、この事業を「ほうかごキッズ」の愛称で呼んでいます。この事業においては、放課後の校庭・体育館・教室で安心・安全に遊べるよう安全管理員を配置し、子どもたちがボールやなわとびなどで自由に遊べる事業を実施しています。

他にも、学習アドバイザーという形で、東京女子体育大学学生派遣による活動や折紙 教室を行っています。学生派遣は各校月2~3回、折紙教室は各校月1回、2・3学期 に実施しています。

開始当初は、教育委員会事務局生涯学習課事業でしたが、平成 25 年4月の組織改正により所管が子ども家庭部児童青少年課に変わりました。

#### <開始時期>

平成 20 年度開始・・・国立市立第二・三・四・七小学校 平成 21 年度開始・・・国立市立第一・五・六・八小学校

#### <象位>

市内在住の小学生

#### く実施日時>

- ・ 週2日 (実施曜日は小学校ごとに異なります。)
- ・4月から9月は、放課後から午後4時30分まで
- 10 月から3月は、放課後から午後4時 15 分まで

ただし、第八小学校は午後4時から校庭開放事業のため通年午後4時まで

・春休み、夏休み、冬休み、土・日・祝日などの学校休業日、給食のない日には実施 していません。

#### <参加実績>

児童数 登録数 登録率 参加児童数 実施日数 1日平均 学校 (人) (人) (人) (%) (人) (日) 第一小学校 6. 796 440 369 83. 9 46 147 395 359 第二小学校 90.9 5, 473 65 84 512 359 70. 1 6, 280 74 84 第三小学校 287 6, 745 69 97 第四小学校 313 91.7 第五小学校 421 358 85. 0 4.806 50 96 第六小学校 428 275 64. 3 5, 598 68 82 47 第七小学校 357 338 94. 7 5, 476 116 第八小学校 258 236 91. 5 3. 416 51 66 3. 124 2, 581 82. 6 44. 590 470 94 計

平成 26 年度参加児童数

#### 6. 放課後子ども総合プラン策定に向けたアンケート調査について

児童青少年課では、放課後子ども総合プラン策定のための根拠資料とするため、 以下の2種類のアンケート調査を実施しました。

#### (1) 学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケート

一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備に向けて、 学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケートを以下のとおり実施しま した。

#### ≪調査概要≫

#### ① 調査の目的

#### ア) 放課後児童クラブに関する調査

児童福祉法改正にともなう学童保育所の4年生以上の受入れに対する通所希望等を把握するとともに、放課後の過ごし方を把握することで、具体的な受入れの整備や一体型を進める基礎資料とします。

#### イ) 放課後の過ごし方に関する調査

放課後子ども教室事業の推進及び一体・連携型の計画的な整備を進めるための 基礎資料とします。

#### ② 調査対象・方法

- ア) 調査対象 国立市立小学校の全保護者及び児童
- イ)調査方法 調査票を全小学校に配布し、各担任より全児童に配布し担任が回収し た後、学校ごとに提出。
- ③ 調査期間 平成26年11月13日(木)から27日(木)まで
- ④ 回収状況(全児童数 3,124 人 回収数 1,288 人 回収率 41.2%)

学校	児童数	回収数	回収率	学校	児童数	回収数	回収率
<b>−小</b>	440	166	38%	五小	421	196	47%
二小	395	190	48%	六小	428	166	39%
三小	512	231	45%	七小	357	126	35%
四小	313	121	39%	八小	258	92	36%

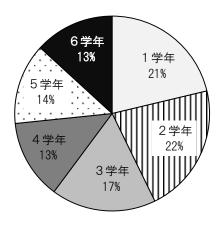
#### ≪結果の概要≫

#### 【放課後児童クラブについて】

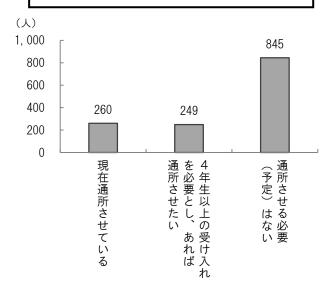
- ① 問1「お子様の学童保育所への通所についてお伺いします。(複数回答可)」において、回答者全体の約2割程度の保護者が4年生以上での利用を希望するという結果が得られました。
- ② 問2では、問1で「現在通所させている」及び「4年生以上の受入れを必要とし、あれば通所させたい」と回答された保護者に対して、「お子様を何年生まで学童保育所に通所させる必要があるとお考えですか。」と聞いたところ、利用を希望する保護者のうち6年生まで希望する保護者が5割を超えて最も多く、次に4年生まで希望する保護者が2割以上でした。

- ③ 問3では、問1において、「現在通所させている」及び「4年生以上の受入れを必要とし、あれば通所させたい」と回答した保護者のうち、通所必要日数が「週5日」と「毎日(土曜日含む)」という回答が6割近くありましたが、「長期休暇利用のみ」という回答も2割近くありました。
- ④ 問4では、「学童保育所の設置場所はどこが望ましいか」と聞いたところ、約7割の 保護者が、小学校敷地内(校庭など別棟)と回答し、約2割が小学校校舎内(教室利 用)と回答しており、ほとんどの保護者が学校敷地内を希望しています。

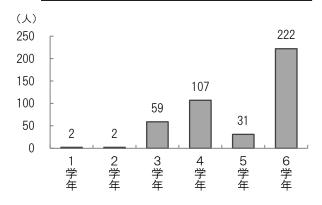
回答数の学年内訳



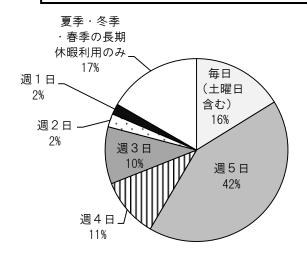
問1. お子様の学童保育所への通所についてお伺いします。(複数回答可)



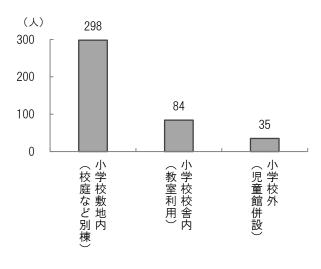
問2. 何年生まで学童保育所に通所させる必要 があるとお考えですか。(問1で4年生 以上の通所が必要と回答したうち数)



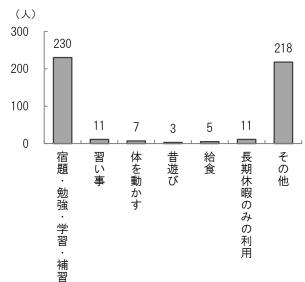
問3. お子様の通所を必要とするのは、週何日 ですか。



問4. 保護者・児童にとって学童保育所はどこに設置されるのが望ましいとお思いですか。

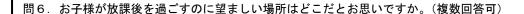


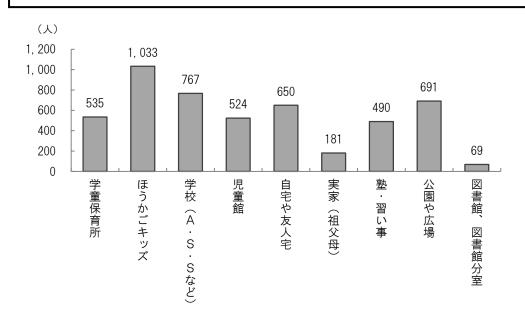
問5. 学童保育所でやってもらいたいこと(例: 宿題をやるなど)など、学童保育につい てご意見ご要望があれば、ご自由にお書 きください。



#### 【放課後の過ごし方について】

① 問6において、保護者に対して「お子様が放課後を過ごすのに望ましい場所はどこですか(複数回答可)」と聞いたところ、全体の約2割の保護者が「ほうかごキッズ」と回答し、続いて「学校(A・S・S)など」、「公園や広場」、「自宅や友人宅」、「学童保育所」の順となりました。



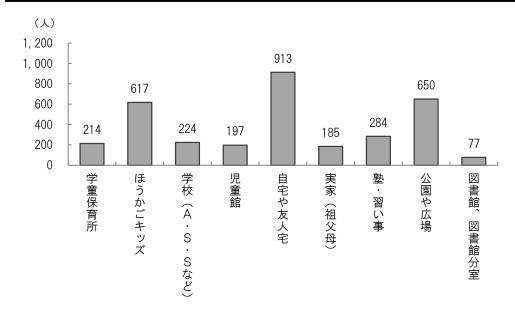


② 問7では、保護者に対して子どもの放課後の居場所と過ごし方について、ご意見・ご要望などを自由記述としました。その中で多く寄せられたご意見等は以下のとおりです。

「安全な(遊べる)居場所」・「大人の目が届く」・「学童の拡充」・「学校開放の拡充」・「ほうかごキッズ開催日の増設」・「ほうかごキッズの雨天対策」・「学童保育所等による高学年対策」・「公園に関する要望」・「長期休暇中の預かり場所」・「児童館や図書館に関する要望」・「不審者対策」など。

③ 問8では、子ども自身に「放課後をどこで過ごしたいですか(複数回答可)」と聞いたところ、「自宅や友人宅」と回答した子どもが約3割近くおり、続いて「公園や広場」、「ほうかごキッズ」、「塾・習い事」の順となりました。

問8. あなたは、放課後をどこで過ごしたいですか。(複数回答可)



このように保護者と子ども自身が希望する「放課後の過ごす場所」には乖離が見られますが、近年、子どもたちが巻き込まれる様々な事件等の報道が頻繁に目に留まるようになり、保護者側からは、「大人の目がある安全な居場所」を希望するのは自然な流れと考えられます。

## 国立市アンケートより

○ 第三次国立市子ども総合計画策定における調査【小学生1・2・3年生の保護者】 (配付数 900 件:有効回収数 448 件:有効回収率 49.8%)

「地域で子育てを支えるために重要だと思うこと」

- 1位 子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること(76.6%)
- 2位 子どもと一緒に遊ぶ人や場があること(63.2%)

「今後の子育て支援施策として、特に実施してほしいと思うもの(5つ)」

- 1位 子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置の充実(61.8%)
- 2位 防犯や子どもを犯罪から守るための対策の充実(51.3%)

なお、本調査については、市内の全児童・保護者を対象にしたものであり、必ずしも 学童保育所を利用している児童・保護者に限ったデータではないことに留意する必要が あると思われます。例えば、問1のような4年生以上の利用希望者などでは、現在も利 用している児童・保護者では利用を望む人の割合が高い可能性もあります。 (2) 小学校4年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート

市立小学校に通う4年生から6年生の児童を対象としてアンケートを実施しました。

#### ≪調査概要≫

#### ① 調査の目的

子どもたち自身に平日の放課後の居場所と、本当はどこで過ごし、何がしたいのかを聞くことにより、学童保育所の4年生以上の具体的な受入れの整備や一体型を進める基礎資料とします。

#### ② 調査対象・方法

- ア)調査対象 国立市立小学校の4年生から6年生
- イ)調査方法 調査票を全小学校に配布し、各担任より対象児童に配布し担任が回収 した後、学校ごとに提出。
- ③ 調査期間 平成27年7月1日(水)から17日(金)まで
- ④ 回収状況(全児童数 1,511 人 回収数 1,384 人 回収率 91.6%)

学校	児童数	回収数	回収率	学校	児童数	回収数	回収率
一小	203	193	95%	五小	206	204	99%
二小	189	149	79%	六小	233	219	94%
三小	245	235	96%	七小	170	136	80%
四小	139	134	96%	八小	126	114	91%

#### ≪結果の概要≫

アンケートについては、「第2章 市町村行動計画に盛り込むべき具体的な内容について」の中で個々のデータを活用いたします。また、詳細については、巻末に綴ります。

#### 第2章 市町村行動計画に盛り込むべき具体的な内容について

- 1. 放課後子ども総合プラン策定における「総括的な子どもたちの放課後の過ごし方についての考察」
- (1) 放課後と子どもを取り巻く環境

放課後子ども総合プランの策定にあたっては、子どもを取り巻く環境を理解するため、 はじめに「総括的な子どもたちの放課後の過ごし方について」考察することが重要と思 われます。

- 〇放課後とは、授業などの学校教育活動の終業後に、学校とは異なる遊びやスポーツ、様々な体験活動を異年齢間で行ったり、地域の人と触れ合ったり交流する時間であり、また、 各自の体調や気分に合わせて寛ぐなど、こころとからだを休める時間でありました。
- ○地域社会のつながりに確固たるものがあり、学校教育から離れた範疇は、家族と地域や 遊び場などを含めた、包括的な生活環境の中で、お互いが支え合い、共に子どもたちの 成長を見守る仕組みづくりが自然と構築されていました。
- 〇子どもたちは、生活環境や様々な世代の人々との交わりの中で、生活習慣・生活能力やマナー、人との距離の取り方などを学びます。また、身近な遊びや体験の中で小さい成功・失敗体験を繰り返しながら、成長し社会性などを徐々に身に付けていきました。こうした社会環境においては、行政が「子どもの放課後の過ごし方」について、積極的に対策や政策を講じる必要がなかったように思われ、また、親からの求めも少なかったように思われます。
- 〇しかし、時代の経過とともに、子どもを取り巻く生活環境や地域社会は大きな変貌を遂げました。少子高齢化・核家族化により家族形態が変容し、共働き家庭の増加や長時間労働などによりライフスタイルは多様化し、放課後の子どもの安心・安全な居場所の必要性が高まりました。また、都市化の進行などにより地域のつながりが希薄となり、インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの情報ツールの急速な普及も、子どもの育ちや生活に影響を与えていると考えられます。

#### (2) 現代の子どもたちを取り巻く環境と抱えている問題

これら「三つの間」が少なくなったことは、「自己肯定感」「チャレンジ意欲」「コミュニケーション能力」などの低下につながっているように思われます。

#### 【遊ぶ空間】

○空き地や原っぱがなくなりマンションや家、駐車場などが多くなった結果、外遊びができなくなり「遊ぶ空間」が少なくなりました。公園で、思いっきり投げる、蹴るというボール遊びができなくなり、外遊びの経験も減っています。そうした遊びを取り巻く空間の変化から、遊びの形態も変化し、自分の部屋でテレビゲームなどで遊ぶということも増え、公園などに集まっても携帯ゲームに夢中になっている姿を見かけることも少なくなくありません。

#### 【遊ぶ時間】

〇学校が終わると休む間もなく塾や習い事などに通うため、ゆっくりと遊びなどに使う「時間」が少なくなりました。

#### 【遊ぶ仲間】

○「遊ぶ空間」や「遊ぶ時間」を失ったことに比例して、「仲間」と遊ぶ機会が少なくなりました。異年齢の子どもとの遊び、近隣の子どもたちとのつながりが薄くなり、また、家や塾や習い事など決まった場所で少人数で過ごすことも非常に多くなったように思われます。

【小学校4年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート】

「平日の放課後、どこにいることが多いか(3つまで)」(問4)

- 1 位 自分の家(84.4%) / <u>2 位 塾や習いごとの教室(45.9%)</u> / 3 位 近所の公園や広場(35.5%)
- ※ 実際に多くの子どもが塾や習いごとに通っていることがわかりました。

「平日の放課後、どこで過ごしたいか(3つまで)」(問5)

- 1位 自分の家(73.4%)/2位 友だちの家(43.8%)/3位 近所の公園や広場(31.3%)
- /4位 塾や習いごとの教室(17.8%)/5位 祖母・祖父や親類の家(17.4%)
- ※ 子ども自身はやはり遊びたい気持ちが強いということがうかがわれます。

### (3) 子どもたちの放課後が豊かなものとなるために

現代の子どもたちを取り巻く環境と抱えている問題に対して、子どもの「放課後」を どう考えるかが重要と思われます。

子どもたちの放課後が豊かなものとなるために必要となるものは、「遊び・学び・体験・交流・生活」の場の提供です。これらは、一つひとつが分離し存在するものではなく、一体的に提供するものです。また、学校で学んだ様々のことから切り離すのではなく、切り替えて、のびのびと子ども同士が楽しく自由に遊び、様々なことを学び、体験し、地域の人と交流し、自分らしさが発揮できる環境づくりが必要です。

子どもたちは、これらの一連の活動の中から「自主性」、「社会性」、「創造性」などを学ぶと同時に「自尊感情」、「帰属意識」、「愛情の育み」、「心の安定」などを得ることになります。

放課後子ども総合プランの策定にあたっては、これらの背景や現状を勘案し、子どもの視点に立った計画づくりが必要です。<u>なお、共働き家庭等の子どもたちには「生活(保</u>育)」の場としての側面が非常に重要となります。

### 2. 放課後子ども総合プランの具体的方策等について

### (1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

国立市では、市内8小学校区のうち4学区が学校敷地内(隣接地を含む)に学童保育所を設置しています。残り4学区は、近隣の各児童館に学童保育所を併設しています。

子ども・子育て支援新制度により、放課後児童クラブの対象児童がこれまでの「小学3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたことにともない、平成31年度までの放課後児童クラブ対象児童数の推計(平成31年度に達成されるべき目標事業量)を行いました。

確保提供量は、平成25年10月から12月に実施した「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」において、就学前児童をもつ保護者及び小学校1年生から3年生の児童をもつ保護者に対する調査項目「放課後の過ごし方について」の結果より推計した数値です。第1章-6-(1)「学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケート」と同様に、4年生から6年生を対象とした学童保育所入所を実施した場合にも同程度の割合(約2割)で入所希望があると予想されます。

### 〇確保提供量(小学校1~6年生)

単位:人

項目	平成 25 年度 利用可能量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用者推計		786	793	797	793	771
②確保提供量	485	485	485	485	485	485
2-1		-301	-308	-312	-308	-286

次に、具体的に各学童保育所において4年生から6年生が入所した場合の入所予測数と保育必要面積(以下、「専用区画面積」とする。)を割り出しました。

積算方法として児童数については、1年生から3年生は平成27年8月1日現在の各学童入所数とし、4年生から6年生は平成27年5月1日現在の児童数の2割としています。また、専用区画面積は、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第9条第1項並びに「国立市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」第9条第1項に定める、「児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上」を基準に算出しています。

### 〇各学童保育所入所における予測数及び専用区画面積

学童名	学校名	定員(人)	保育室 面積(㎡)	1~3年	Ę	4~	6年	予測数 (人)	専用区画 面積(㎡)
本町学童	第一小学校	50	98. 66	92	92		1	133	219. 45
	第二小学校	85	148. 8	100 5	9	63	38	163	268. 95
<u>西学童</u>	第八小学校	00	140. 0	4	11 03	25	700	200. 90	
東学童	第三小学校	85	147	90		4	9	139	229. 35
北学童	第四小学校	70	141. 846	68		2	8	96	158. 4
<u>中央学童</u>	第五小学校	70	127	73		4	1	114	188. 1
<u>矢川学童</u>	第六小学校	60	126. 9	74		4	7	121	199. 65
南学童	第七小学校	65	108	75		34		109	179. 85

注1・・アンダーラインの学童は児童館内に併設されている。

以上のように、これまでのアンケート調査等のデータを活用して、各学童保育所入所における予測数及び専用区画面積を導き出しました。今後、少子化等を要因とする地域ごとの児童数の増減が見られると予想されますが、上記の予測数及び専用区画面積を根拠値として活用します。その場合、現状の学童保育所等では十分な保育スペースの確保が困難となるため、以下の仕組みのもと検討を進めます。

### ① 余裕教室等の活用促進

国が示す放課後子ども総合プランの余裕教室の活用や、放課後等における学校施設の一時的な利用の推進を図るため、教育委員会をはじめとする関係機関との協議や連携により確保に努めます。

### ② 専門部会による検討

国立市公共施設マネジメント推進本部の下部組織にあたる学童保育所施設整備検討部会(以下、専門部会とします。)を立ち上げ、学童保育所施設整備について検討を進めます。

### ③ 入所要件の継続確認

学童保育所の入所申請にあたっては、入所希望時に「学童保育所入所申請書」に「在職証明書」等を添えて申請いただいています。今後もこれまでどおり待機児童を出さない「全入」を維持するために、年度途中での在職確認を行うなど、入所状況の適正化を図ります。

# (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

放課後子ども教室は、平成21年度から市内8校すべての小学校で、校庭、教室、体育館などを活用して実施しています。学校敷地内並びに隣接地にある学童保育所は、上記(1)で明記したとおり4か所となっています。この4か所を国が定める一体型の基準を満たす放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とし、その他の3か所の学童保育所は、連携型とします。

一体型	本町学童保育所	東学童保育所	北学童保育所	南学童保育所
	(第一小学校)	(第三小学校)	(第四小学校)	(第七小学校)
連携型	西学童保育所 (第二·八小学校)	中央学童保育所 (第五小学校)	矢川学童保育所 (第六小学校)	

<sup>※</sup>連携型となる学童保育所は、児童館内に併設されています。また、連携型では放課後子ども教室への参加が少ない傾向にあるため、参加の促進に関しては、移動の際の安全確保などを含めて検討します。

### (3) 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

放課後子ども教室は、平成21年度から市内8校すべての小学校で、校庭、体育館などを活用して実施しています。しかしながら、各校とも週2日校庭での実施が原則なため、雨天等の場合に特別教室や体育館などの並行的な活用や、予備としての確保ができない学校については、中止となってしまい、確実な放課後の居場所の一つとはなっていません。また、小学校によっては、地域に公園などの遊び場が少ないため、教育委員会所管の学校開放事業として校庭を夕方から地域の子どもたちの遊び場として提供するところもあります。

今後は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な運営と連動する中で、各小学校の理解と協力を得ながら、安心・安全な放課後の居場所を目指します。

# (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後子ども総合プランの趣旨及び目的は、「共働き家庭等の『小1の壁』を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができること」です。

この趣旨及び目的を達成するためには、第2章の1「総括的な子どもたちの放課後の過ごし方についての考察」を反映した具体的な方策が必要です。

### ① 有意義な「放課後の居場所」として

第2章の1「総括的な子どもたちの放課後の過ごし方についての考察」から、少なくなっている「空間」を補うためにも、今後、放課後子ども教室のプログラムを活用した一体型の必要性は、ますます高くなると思われます。ただし、「時間」の観点からすると、低学年から塾や習い事に通う児童も多く、毎日実施する必要性は低いと思われます。

次に、「仲間」の視点から見ると、上級生や友人とのつながりが非常に薄くなり、また、共働き家庭でなくとも、子どもが一人の家庭も多く、核家族化が進行している現状があります。これまでどおりの公園のような「遊び場」と並行して、児童館主催の「青空児童館」事業などの「体験の機会」を活用・提供して、多くの子どもが異学年交流する中で、褒められたり、成功体験を得ることで、「自己肯定感」や「チャレンジ意欲」、「コミュニケーション能力」の向上につながるプログラムづくりが必要です。ただし、こうした居場所づくりにおいては、子どもによる自発的な遊びを確保することを優先し、大人のサポート範囲を考慮する必要があります。

### ② 高学年向けを含むプログラムの充実について

「学童保育所等の放課後の子どもの過ごし方に関するアンケート」において、「子どもの放課後の居場所」として放課後子ども教室への期待感は親子共に非常に高い結果となりました(第1章-6-(1)参照)。また、自由記述においても、放課後子ども教室の拡充等に関するご意見・ご要望が多数寄せられました。

したがって、現在の週2日校庭利用を拡充し、上記①の「有意義な『放課後の居場所』 として」の工夫を凝らした多様なプログラムの検討を行います。

また、「小学校4年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート」の問3「ほうかごキッズに参加したことがあるか」に対して、90%の子どもが「ある」と回答している一方で、問4「平日の放課後、どこにいることが多いか(3つまで)」及び問5「平日の放課後、どこで過ごしたいか(3つまで)」のいずれも「ほうかごキッズ」は 12~15%程度です。

この調査結果から、高学年の参加も働きかけた場合に、高学年向けを含めたプログラムの充実を図る必要があります。

### ③ 長期休業期間等について

夏休みなどの長期休業期間は、学校から離れて、子どもたちが日々、地域で生活・活動することを意味します。それは、共働き家庭・ひとり親家庭などの子どもをはじめ、多くの子どもたちに対して、地域の大人が見守りや子育てを支援する必要があります。

長期休業期間中は、原則、教室や体育館が使用されている可能性は低いため、学校の協力や理解を得る中で、特別教室や図書室、体育館の活用を検討します。ただし、長期休業期間中は、児童館キャンプなどの子ども向けイベント、塾や習い事による夏季集中講習や旅行等が予定されるため、毎日開催とはせずに、学校によっては学校開放プールなどと組み合わせるなどの工夫により一体型又は連携型による実施を検討します。

### ④ 学校運営協議会について

上記①・②・③の実施や連携型においては、放課後子ども教室のモデル地区を設定して拡充を図ります。そのために、学校運営協議会を設置し、具体的な検討が必要となります。地域性などを考慮するため、充実したプログラムの立案などに際しては、学校別のアンケート調査や地域にふさわしい学校運営協議会メンバー構成となるよう実施いたします。また、今後、事業実施において民間業者への事業委託をするなどの検討も行います。

# (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

現在、市内7か所の放課後児童クラブのうち、小学校の教室を利用しているのは2校のみです。国が示す放課後子ども総合プランにおいて、「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること」としており、また、「特別教室などや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯における一時的な活用を積極的に促進すること」としています。

しかしながら、現状では余裕教室がある小学校であっても、今後、算数少人数学級や特別支援教室の導入、また、すべての小学校における放課後学習支援教室(A・S・S)の実施などが見込まれ、余裕教室の使用予測は難しく、専用教室としての確保は困難な状況が予想されます。

このため、今後は以下のような方法で教室の利用促進を図ります。

- ① 専門部会において、「公共施設保全計画」で示された各小学校、学童保育所の残存耐用年数やストックマネジメントの観点など多角的方面からの調査・分析による検討を行います。
- ② 専門部会の報告書に基づき、各小学校ごとの放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への余裕教室や特別教室の一時利用に関して、教育委員会と協議を進めるとともに、各小学校への訪問や意見交換会を開催するなどして理解を促し、提供への協力を依頼します。

# (6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の 具体的な連携に関する方策

放課後子ども総合プランや、本章に述べた「総括的な放課後の子どもたちの過ごし方の考察」により、放課後は学校教育活動から離れた諸活動ですが、現代においては、決して完全に切り離すべきものではなく、相互が連携し、様々な人々との関わりの中で、子どもたちの成長等を促すものと思われます。

平成 27 年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により「総合教育会議」が開始され、「国立市教育大綱」が策定されました。この大綱においても、放課後子ども総合プランの実現は、大きな課題の一つです。今後は、さらに、市長と教育委員会が協議・調整することにより、これまで以上に両者の連携を強化していきます。また、放課後子ども総合プランに限らず、各教育政策の推進や子ども・子育て施策の達成を図ります。

### (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブは、平日は放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時まで、学校休業日(夏休み等)は午前8時30分から午後5時まで実施しています。これに加え、平成24年度からは平日午後6時から午後7時までと、学校休業日(夏休み等)の午前8時から午前8時30分までの延長保育を実施しています。

### (8) その他について

児童福祉法の改正により「小学校に就学している児童」が放課後児童健全育成事業の対象となり登所が可能となりました。このため、小学校の余裕教室等を活用し小学校4年生から6年生の受け入れ整備を検討していきますが、受け入れにあたっては、単なる施設確保だけの問題ではなく、以下の点についても並行して協議を進めます。

- ① 学年が上がるに従い、成長にともなう思春期特有の不安定な時期を迎えます。子どもたちは、身体的な変化に戸惑いを覚えたり、異性への関心も高まります。これまでの学童保育所は、小学校1年生から3年生を対象にした事業であったため、トイレや更衣室などハード面の配慮について検討します。
- ② 思春期においては、身体的な変化とともに自立心の芽生えなど心理的変化も生じます。 親や先生をはじめとする周囲の大人からの干渉を嫌い、反抗的な態度になる反面、まったく注目されないことに対して不安感を抱くなど複雑な心境が同居します。 成長期の子どもの心理や行動を理解するため、指導員のスキル向上を目的とした研修等を検討します。
- ③ 高学年になると、塾や習い事などを通じて交友関係が広がるとともに、行動力が高まることは必然であり、これまでの低学年期と同じではありません。少しずつ助走距離を取りながらいつか羽ばたくその時のために、子どもにとって最良な環境とは何か、放課後や休日等の過ごし方はどうあるべきかを各家庭で話し合うことが重要です。

今後、各学童保育所では、3年生修了前に保護者会や、場合によっては保護者面談を実施するなど、健やかな成長へのサポートを行います。

### 3. おわりに

これまで、国立市子ども総合計画審議会特別委員会議は、平成 27 年6月から計7回の審議を経て、放課後の子どもたちの単なる安心・安全な居場所の確保にとどまらず、子どもたちの放課後が豊かなものとなるため、我々大人は何をすべきかを検討してまいりました。

特別委員会議の審議と並行して、事務局には、教育委員会をはじめ、各小学校長 や国立市学童保育連絡協議会との意見交換会や、学童保育所職員と今後の小学4年 生から6年生の入所を想定した勉強会を実施するなど、新たな受け入れに向けた条 件整備を進めていただきました。

特別委員会議の場において、事務局から各方面との状況報告を受ける中で、各委員が感じたことは、「誰もが国立市の子どもたちの健やかな成長を願っている」、この一点に集約できるのではないでしょうか。

時に、子どもの成長をすくすくと真っ直ぐ伸びる「竹」に例えて表わすことがあります。竹には「節」があり「竹の子」から少しずつ成長します。成長の過程に「節」があり、「節」があるからこそ竹は強くなります。折れることなくしなやかに伸びる姿は、まさしく子どもの成長そのものです。

子どもはこの世に生を受けてから、それぞれが様々な節目を迎えます。その節目のひとつが「学童保育所」ではないでしょうか。これまでの学童保育所は、小学3年生で卒所となり、親も子どもも新たなステージへと進むこととなりました。しかし、法改正により小学6年生までの登所が可能となります。

これまでどおり小学3年生で卒所する子どもがいれば、小学4年生以降も登所する子どももいます。共通していることは、いずれは誰もが卒所を迎えるということです。

卒所のタイミングは各家庭により異なりますが、いつか訪れる大事なこの「節目」に向けて、保護者不在時の留守番や過ごし方など安全な生活を送るための方法、習い事に通う際や友達との関わり方などの約束事などを、日頃より親子で話し合うことが大切になります。そのためには、これまで以上に学童保育所職員が保護者並びに子ども自身との関わりを密にするとともに、子どもたちの「放課後」がより豊かなものとなるため、教育委員会をはじめ各小学校、放課後子ども教室関係者、青少年育成地区委員会、PTAやその他の地域の方々との連携により、事業の所管部が「放課後子ども総合プラン」の具体化に向け熱心に取り組んでいただくことを切に願います。

国立市子ども総合計画審議会 特別委員会議 議 長 杉 野 聖 子

「放課後子ども総合プラン」特別委員会議 名簿

	分野	所属	氏	名	備考
1	学識経験者	大妻女子大学	◎杉野	聖子	非常勤講師
2	(2)	早稲田大学	川原	健太郎	助教
3	学校関係者	国立市公立小・中学校校長会	谷川	拓也	校長
4	PTA関係者 (1)	国立市第六小学校PTA	新堂	由美	PTA会長
5	児童福祉関係者	国立市民生委員·児童委員協 議会	○髙坂	朗	主任児童委員
6	放課後児童クラブ 関係者(1)	国立市学童保育連絡協議会	鈴木	創	本町学童保護者会
7	放課後子ども教室 関係者(1)	国立市放課後子ども教室推進 事業運営委員会	栢森	みさき	コーディネーター
8	地区育成会関係者	国立市青少年育成地区委員会	立入	秀子	四小地区委員長

◎:議長 ○:副議長

# 「放課後子ども総合プラン」特別委員会議の経過

実施年月日	項目	主な内容
平成 27 年	第1回「放課後子ども総合	・「放課後子ども総合プラン」について
6月 3日 (水)	プラン」特別委員会議	・国立市における放課後児童クラブ及び放課
		後子ども教室等の現状について
7月 1日 (水)	第2回「放課後子ども総合	・行動計画(1)「放課後児童クラブの平成31
	プラン」特別委員会議	年度に達成されるべき目標事業量」について
		・行動計画(2)「一体型の放課後児童クラブ
		及び放課後子ども教室の平成31年度に達成
		されるべき目標事業量」について
		・行動計画(5)「小学校の余裕教室等の放課
		後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用
		に関する具体的な方策」について
8月 4日 (火)	第3回「放課後子ども総合	・行動計画(3)「放課後子ども教室の平成 31
	プラン」特別委員会議	年度までの整備計画」について
		・行動計画(4)「一体型及び連携による実施
		に関する具体的な方策」について
9月16日(水)	第4回「放課後子ども総合	・行動計画(6)「教育委員会と福祉部局の具
	プラン」特別委員会議	体的な連携に関する方策」について
		・行動計画(7)「地域の実情に応じた放課後
		児童クラブの開所時間の延長に係る取組」に
		ついて
10月7日(水)	第5回「放課後子ども総合	•「放課後子ども総合プラン」素案作成に向け
	プラン」特別委員会議	た内容の審議とスケジュールについて
11月13日(金)	第6回「放課後子ども総合	•「放課後子ども総合プラン」素案についての
	プラン」特別委員会議	審議
平成 28 年	第7回「放課後子ども総合	•「放課後子ども総合プラン」素案についての
1月12日(火)	プラン」特別委員会議	審議
		<ul><li>答申について</li></ul>

# 巻末資料 小学校4年生から6年生 放課後の過ごし方アンケート結果

### 問1 あなたは何年生ですか。

		全体			
No.	項目名	人数	%		
1	4年生	445	32. 2		
2	5年生	439	31. 7		
3	6 年生	500	36. 1		
	全体	1, 384	100.0		

### 問2 学童保育所に通ったことはありますか。

		全体		4年生		5年生		6年生	
No.	項目名	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1	ある	579	41.8	188	42. 2	179	40.8	212	42.4
2	ない	796	57. 5	253	56. 9	259	59.0	284	56.8
	無回答	9	0.7	4	0.9	1	0.2	4	0.8
	全体	1, 384	100.0	445	100.0	439	100.0	500	100.0

#### 問3 ほうかごキッズに参加したことはありますか。

1111	0 はりがこく ラバに 多加 ひたことは めりようが 。								
			全体		4年生		5年生		F生
No	項目名	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1	ある	1, 250		399	89. 7	400	91.1	451	90.2
2	ない	123	8.9	44	9. 9	34	7.7	45	9.0
	無回答	11	0.8	2	0.4	5	1.1	4	0.8
	全体	1, 384	100.0	445	100.0	439	100.0	500	100.0

### 問4 平日の放課後、どこにいることが多いですか。(Oは3つまで)

		全	体	4 4	丰生	5 4	丰生	6 <sup>±</sup>	F生
No.	項目名	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1	自分の家	1, 168	84. 4	381	85. 6	366	83.4	421	84. 2
2	祖母・祖父や親類の家	96	6.9	41	9. 2	26	5.9	29	5.8
3	友だちの家	473	34. 2	171	38. 4	145	33.0	157	31.4
4	近所の公園や広場	492	35. 5	154	34. 6	153	34. 9	185	37.0
5	学校の校庭や体育館など	68	4. 9	22	4. 9	30	6.8	16	3. 2
6	ほうかごキッズ	210	15. 2	99	22. 2	69	15. 7	42	8.4
7	放課後学習支援教室	102	7.4	1	0.2	46	10.5	55	11.0
8	児童館	81	5.9	18	4.0	29	6.6	34	6.8
9	図書館	56	4.0	20	4. 5	21	4.8	15	3.0
10	塾や習いごとの教室	635	45. 9	191	42. 9	204	46.5	240	48.0
11	その他	54	3. 9	28	6.3	6	1.4	20	4.0
	無回答	11	0.8	4	0.9	1	0.2	6	1.2
	全体	1, 384	-	445	_	439	-	500	-

### 問5 平日の放課後、あなたが過ごしたいと思う場所はどこですか。 (Oは3つまで)

		全	体	4 4	手生	5 £	手生	6年	F生
No.	項目名	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1	自分の家	1,016	73. 4	315	70.8	335	76. 3	366	73. 2
2	祖母・祖父や親類の家	241	17.4	101	22. 7	57	13.0	83	16.6
3	友だちの家	606	43.8	210	47. 2	205	46.7	191	38. 2
4	近所の公園や広場	433	31. 3	120	27. 0	138	31.4	175	35.0
5	学校の校庭や体育館など	117	8. 5	32	7. 2	30	6.8	55	11.0
6	ほうかごキッズ	168	12. 1	68	15. 3	61	13.9	39	7.8
7	放課後学習支援教室	36	2.6	5	1. 1	22	5.0	9	1.8
8	学童保育所	11	0.8	4	0.9	4	0.9	3	0.6
9	児童館	72	5. 2	25	5. 6	23	5. 2	24	4.8
10	図書館	214	15. 5	67	15. 1	71	16. 2	76	15. 2
11	塾や習いごとの教室	246	17.8	75	16. 9	70	15. 9	101	20.2
12	その他	45	3. 3	17	3. 8	6	1.4	22	4.4
	無回答	44	3. 2	15	3. 4	11	2.5	18	3.6
	全体	1, 384	_	445	-	439	_	500	_

### 問6 平日の放課後、何をして過ごしたいですか。(Oは3つまで)

		全	体	4 £	F生	5年	F生	6年	F生
No.	項目名	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
1	友だちと校庭や体育館でスポーツなどをして遊ぶ	338	24. 4	114	25. 6	106	24. 1	118	23.6
2	友だちと公園で遊ぶ	565	40.8	176	39. 6	195	44. 4	194	38.8
*****	一人で、またはきょうだいとテレビゲーム・パソコンゲームなどをして遊ぶ	328	23. 7	110	24. 7	98	22. 3	120	24. 0
~~~~	友だちとテレビゲーム・パソコンゲームなどをして遊ぶ	418	30. 2	136	30. 6	139	31. 7	143	28. 6
5	絵をかいたり、工作をして遊ぶ	205	14.8	92	20. 7	59	13.4	54	10.8
6	テレビやDVDなどを見る	335	24. 2	108	24. 3	91	20.7	136	27. 2
7	友だちとおしゃべりをする	217	15. 7	43	9. 7	75	17. 1	99	19.8
8	家族とおしゃべりをする	102	7.4	41	9. 2	33	7.5	28	5. 6
9	音楽をきく・楽器を演奏する	172	12. 4	43	9. 7	48	10.9	81	16. 2
10	読書(マンガもふくむ)をする	391	28. 3	136	30. 6	122	27.8	133	26. 6
11	勉強(宿題)をする	272	19.7	99	22. 2	77	17.5	96	19. 2
12	塾や習いごとにいく	228	16. 5	72	16. 2	73	16.6	83	16. 6
13	動物・生きものと遊ぶ	208	15.0	61	13. 7	64	14. 6	83	16. 6
14	その他	72	5. 2	32	7. 2	15	3. 4	25	5. 0
	無回答	46	3. 3	18	4.0	11	2. 5	17	3.4
	全体	1, 384	_	445	_	439	_	500	_

# 2 国立市保育方針

# 国立市保育方針

# 「国立市保育方針」

## 1 策定の背景

保育・幼児期の教育については、国が定める「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、あるいは市内幼稚園・保育園の運営主 体での理念や目標など個別に定められている基準や目標をもって実施しています。

国立市としては保育・幼児期の教育に関しては、平成22年3月に、「国立市保育審議会の答申」により、国立市保育の全体のあり方が示されました。その後、保育サービスの方向性について、待機児童の解消を中心目標とする「国立市保育計画」が、平成22年度から平成26年度までの5年間の計画として策定されました。

今後、子ども・子育て支援新制度の求める「質の高い幼児期の学校教育」「保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」などを実現していくために、国立市として、保育・幼児期の教育をどのように進めるか、市としての基本的な方針を定めます。

## 2 方針の位置づけ

国立市保育方針については、国が定める「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の基本的原則を踏まえるとともに、市内幼稚園・保育園などの運営主体が、個別の創意工夫を踏まえ、実情に応じ定める理念や目標などを尊重した上で、国立市が求める保育・幼児期の教育の水準の維持・向上のための指針として、「国立市子ども総合計画」において位置づけを行います。

# 3 方針の基本的な考え方

# (1) 守っていきたい国立市の保育・幼児期の教育方針

子どもの権利条約第3条に謳われる「子どもの最善の利益」は、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境において初めて保障されるものであり、それは、子どもの保育に携わるすべての大人たちによって築き上げられるものです。これまでの国立市の様々な保育園・幼稚園で進められてきた質の高い保育あるいは幼児期の教育のあり方を大切にし、それを一層高めていく視点をもってこそ、そのことは実現できます。

国立市の保育水準・幼児期の教育水準を維持・向上させるために、守るべき保育・幼児期の教育については、次に示したことを掲げ、全ての子どもたちが経験できるようにするために十全の手立てを尽くします。

### 【守っていきたい国立市の保育・幼児期の教育方針】

- 今ここに、ともに生きている子どもたちの存在そのものが大切にされ、かけがえのない命と健康が守られる保育
- 基本的な生活習慣が身につき、様々な生活体験から、自信と自立が芽生える保育
- 集団生活の中で、「喜び」「悲しみ」「嬉しさ」「悔しさ」などをたくさん体験し、豊かな人間関係が育める保育
- 安定した情緒の下、一人ひとりの特性に応じ、様々な環境を通して行われる幼児期にふさわしい教育

### (2) 国立市が大切にしたい保育・幼児期の教育の提供方針

国立市内では、私立幼稚園 9 ヶ所、幼稚園類似施設 1 ヶ所、認可保育所 13 ヶ所、認証保育園 2 ヶ所、家庭的保育事業 3 ヶ所により保育・幼児教育が行われています。 それぞれの園が、地域とともに歩み培ってきた幼児教育・保育の実績は大変貴重なものであり、国立市が今後も質の高い幼児期の教育・保育の維持・向上を目指し、これらを支援・推進することが国立市の使命と考えます。

### 【国立市が大切にしたい保育・幼児期の教育の提供方針】

- 国立市内の保育園・幼稚園が、地域とともに歩み培ってきたこれまでの保育・幼児期の教育の実績を尊重し、「子どもの最善の利益」を念頭に、質の高い保育・幼児期の教育の維持・向上を目指します。そのためには、家庭での保育及び教育の主体性とともに、各関係機関及び地域社会全体で、子育て・子育ち環境の向上を図ることを目指し、検討する機会を設けることが大切と考えます。
- 国立市が実施主体となる保育事業や市内で行われる幼児教育については、国が 定めている「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教 育・保育要領」を遵守するとともに、保育園・幼稚園の各園が目指す独自性を 含めた方針・目標が達成できるよう、各園の実績が文教都市国立として相乗効 果が高まるような子育て環境づくりを目指します。
- 国立市教育大綱で定められた文教都市国立の教育施策の推進を図ります。就学前と就学後の切れ目ない支援については、子どもと保護者の立場に立ち、関係各課の積極的な連携を進めます。これを踏まえ365日安心・安全なまちづくり、子育て・子育ちに責任を持つために、福祉と教育の連携を強化します。

## 4 幼児期の教育の基本的な考え方

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。 幼児期の教育の実践においては、「保育所保育指針」(平成20年3月厚生労働大臣 告示)及び「幼稚園教育要領」(平成20年3月文部科学省)により取り組みの基準が 示されています。平成20年にこれらの基準が改定され、幼児期の教育である"健康" "人間関係""環境""言葉""表現"の5領域におけるねらい及び内容の記述の方法が 統一されました。保育所では、従来の養護機能に加え、これまで行われてきた幼児教 育が、正規に教育機能をもつことが明記され、より小学校との連携を行うこととなり ました。

幼稚園や保育所といった子育で支援機関での幼児期の教育は、国の基準と園の理念や方針のもと行われていることを尊重し、今後も子どもの心身の発達と、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる教育環境が形成されるよう市も両輪となって努力していくものとします。

なお、幼稚園教育については、学校教育法第22条に規定する「義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」という目的を達成するために幼児期の特性を踏まえ、幼児と共によりよい環境を創造するように努めることとなります。

「幼稚園教育要領」(平成20年3月文部科学省)の幼稚園教育の基本について、 以下に示します。

### 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育 法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基 本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努める ものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として(第2章に示す)ねらい\*が総合的に達成されるようにすること。(※幼稚園終了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。)
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること。また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

## 5 保育の基本的な考え方

保育においては、子どもの権利条約第3条に謳われる「子どもの最善の利益」を最優先し、子どもの存在そのものが大切にされ、その命、健康、豊かな育ちが守られる環境づくりにおいて、子どもが健やかに成長できるよう目指します。

また、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進むなか、子育て支援としての保育ニーズが一段と高まっています。この多様な保育ニーズに応えていくことも、子どもの育ちと豊な家庭を築くために欠かせない課題であります。市としては、市民の期待に応えるよう、この課題に積極的に取り組むこととします。

保育所における保育の内容や運営については、「児童福祉施設最低基準」(第35条の規定)に基づく「保育所保育指針」(平成20年3月厚生労働大臣告示)の定めを基本原則として、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めます。

「保育所保育指針」では、「保育所の役割」、「保育の原理」、「保育所の社会的責任」 等が明記されており、国立市の保育運営においても、これら基本的原則を踏まえる事項 として以下に示します。

### 1. 保育所の役割

- (1)保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- (2)保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。
- (3)保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。
- (4)保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

### 2. 保育の原理

### (1)保育の目標

- ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
  - (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。
- (イ)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- (ウ)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、 自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の 芽生えを培うこと。
- (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
- (力)様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係 に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

### (2)保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に 発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人 差に十分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- カー人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

### (3) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の 確保などに努めること。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配 慮すること。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

### 3. 保育所の社会的責任

- (1)保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
- (2)保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

# 6 幼保連携型認定こども園の教育・保育の基本的な考え方

前述の国の「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」については、平成20年の改正後、幼児期の教育の基本姿勢における整合性が強まったものとなりました。幼保連携型認定こども園の教育・保育の実施にあたっては、こうした幼児期の教育の姿勢及び保育の指針と、次のような「幼保連携型認定こども園の教育・保育要領」(内閣府平成26年4月)の第1章に示す教育及び保育の基本とその目標などを踏まえるものとします。

### 1 教育及び保育の基本

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「認定こども園法」という)、第2条第7項に規定する目的を達成するため、乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。

このため、保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

- (1) 乳幼児期は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼 関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む 体験を十分に積み重ねられるようにすること。
- (2) 乳幼児期においては生命の保持が図られ安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、園児の主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- (3) 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章の第1に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- (4) 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、園児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、園児一人 一人の特性、や発達の過程に応じ発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、保育教諭等は、園児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、保育教諭等は、園児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

### 2 教育及び保育の目標

幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて一体的に展開される幼保連携型認定こども園における生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標の達成に努めなければならない。このことにより、幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつつ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するものとする。

なお、認定こども園法第9条に規定する幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標については小学校就学の始期に達するまでの時期を通じ、その達成に向けて努力すべき目当てとなるものであることから、満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意すること。

# 7 国立市が担う保育・幼児教育環境の整備

これまで、私立幼稚園、公私立認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業が、長年に わたり国立市における保育・幼児期の教育環境の向上に努め、質の高い実績を積んでき ました。今後も、行政と民間が両輪となって、密接なつながりと連携により、これまで 以上の良質な保育・幼児期の教育を実践していくことが必要と考えています。

そのためには、家庭での保育及び教育の主体性とともに、各関係機関及び地域社会全体で、子育て・子育ち環境の向上を図ることを目指し、検討する機会を設けることが大切と考えます。

また、国立市の保育のスタンダードの役割を果たしてきた実践の場としての公立保育園は、各園が独自性をもった運営を実践する実績の高い私立保育園を底上げできるよう『保育の実践と研究の場』あるいは『地域子育て支援拠点』など、新たな視点が加わることが求められます。さらに、保育と幼児期の教育の一体的な検証を進めるにあたっては、認定こども園の位置づけも大切なものと考えられます。

平成 27 年度より開始した子ども・子育て支援新制度では、子育て支援の量の拡充や 質の向上を進め、貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していくこと が掲げられました。

国立市でも、少子高齢化の進行に対しては、子育て支援の取り組みの重要性が増々高まっています。喫緊の課題となっている保育の受け皿の拡充に対しては、地域の実情に応じた課題を的確に把握し、保育・幼児期の教育環境の整備に努めることとし、これを確実に実行するためには、増加する保育事業費に対して、限られた財源を効率的かつ効果的に運用できるよう制度の構築あるいは仕組みづくりを進めていきます。



### 第三次国立市子ども総合計画

発行 国立市

編集 国立市子ども家庭部児童青少年課

住所 東京都国立市富士見台2-47-1

電話 042-576-2111(代) FAX 042-576-2283



